

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人環境再生保全機構		
評価対象 事業年度	年度評価	平成 2 8 年度（第 3 期）	
	中期目標期間	平成 2 6 ～ 3 0 年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		環境大臣 I－3 については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
法人所管部局		大臣官房（法人全般）（Ⅱ～Ⅳに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 松本 啓朗
		大臣官房（I－1， 2 に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課長 中尾 豊
		大臣官房（I－1 に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 倉持 憲路
		大臣官房（I－3 に関する業務）		環境経済課環境教育推進室長 永見 靖
		環境再生・資源循環局（I－4， 5 に関する業務）		廃棄物規制課長 成田 浩司
		大臣官房（I－6 に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 岩崎 容子
		大臣官房（I－7 に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 行木 美弥
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課政策評価室長 吉野 議章
主務大臣		農林水産大臣（I－3 について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	参事官（環境政策） 大友 哲也
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 長野 麻子
主務大臣		経済産業大臣（I－3 について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 飯田 健太
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 三浦 聡
主務大臣		国土交通大臣（I－3 について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 佐竹 健次
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斉藤 正之佑

3. 評価の実施に関する事項	
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 （外部有識者） ・有田 芳子（主婦連合会会長） ・泉 淳一（太陽有限責任監査法人社員） ・大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授） ・島 正之（兵庫医科大学公衆衛生学主任教授） ・萩原なつ子（立教大学社会学部教授） ・花木 啓祐（東洋大学情報連携学部教授）	

4. その他評価に関する重要事項	
法人設置法等を改正し、環境研究総合推進業務（環境研究総合推進費の配分等業務）を法人の業務として追加。（※平成 28 年度は一部の業務のみ） 業務実施体制の見直しについては、債権残高の減少を踏まえ、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制について、3 課体制から 2 課体制へと見直した。	

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における初期の目標を達成していると認められる	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		26年度	27年度	28年度	29年度
		B	B	B	
評価に至った理由	項目別評価は全て「A」又は「B」評価であり、全体としては「B」評価が大部分を占める。また、全体の評価を引き下げる事象もなかった。 よって、全体としておおむね中期計画における初期の目標を達成していると認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	公害健康被害補償業務の汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者への負担軽減のため、各種マニュアル類の抜本的な改正や、電子納付（Pay-easy）収納の導入等、大幅な改善を図った。また、未申告・未納への対応では、納付義務の承継に係る考え方を抜本的に見直し判断基準の明確化を図ったほか、督励等の対応の強化により、未申告・未納案件の大幅な削減（未申告：430件→38件、他）が図られた。 石綿健康被害者への迅速な認定・支給の実施については、前年度に比べ、診断が困難とされる症例に係る申請比率が高まったが、環境大臣への医学的申出前から医療機関に病理標本等の提出を求めたこと等により、結果として、療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数は、石綿繊維計測の特殊事例を除き 98 日（前年度実績 106 日）に短縮され、前中期目標期間と比べても期間短縮（151 日→98 日）が図られた。 その他、平成 28 年度においては、10 月から環境研究総合推進業務（環境研究総合推進費の配分等業務）が追加されたことに伴い、体制づくりや規程の整備等、法人全体として一定の負荷が増した状況等があったが、上記以外の業務においても、中期計画における所期の目標を達成していると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	・地球環境基金業務（助成事業に係る事項）・・・ニーズの的確な把握に努めるとともに、評価制度の着実な実施により、助成事業のさらなる充実に努めること。 ・石綿健康被害救済業務（認定・支給の迅速かつ適正な実施）・・・環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り資料を収集し判定申出することにより、追加資料を求められる割合を減らし、引き続き処理期間の短縮に努める必要がある。等
その他改善事項	・公害健康被害予防事業（調査研究）・・・調査研究の内容・質がより適正に評価に反映される目標等の設定を検討する
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第 3 期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認められる。 当該事業年度は第 3 期中期目標期間の 3 年目として、同目標の着実な達成を意識して業務に取り組んでいると評価できる。等
その他特記事項	特になし。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
＜公害健康被害補償業務＞	B	B	A				13%
汚染負荷量賦課金の徴収	B	<u>B</u>	<u>A</u> ○			1－1	(9%)
都道府県等に対する納付金の納付	B	B	B			1－2	(4%)
＜公害健康被害予防事業＞	B	A	B				11%
事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保	B	<u>B</u>	<u>B</u>			2－1	(1%)
ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善	B	B	B			2－2	(1%)
調査研究	B	B	B			2－3	(1%)
ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施	B	B	B			2－4	(2%)
公害健康被害予防事業を担う人材の育成	B	<u>A</u> ○	<u>B</u>			2－5	(3%)
関係地方公共団体の事業に対する助成	A	<u>A</u> ○	<u>B</u>			2－6	(3%)
＜地球環境基金業務＞	B	B	B				15%
助成事業に係る事項	A	B	B			3－1	(8%)
振興事業に係る事項	B	A	B			3－2	(4%)
地球環境基金の運用等について	B	<u>B</u>	<u>B</u>			3－3	(3%)
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務＞	B○	B	B○			4	1%
＜維持管理積立金の管理業務＞	B	B	B			5	1%
＜石綿健康被害救済業務＞	B	A	A				23%
認定・支給等の迅速かつ適正な実施	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			6－1	(9%)
救済給付の支給に係る費用の徴収	B	B	B			6－2	(2%)
制度運営の円滑化等	B	<u>B</u>	<u>B</u>			6－3	(4%)
救済制度の広報・相談の実施	B	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			6－4	(6%)
安全かつ効率的な業務の実施	B	B	B			6－5	(1%)
救済制度の見直しへの対応	B	B	B			6－6	(1%)
＜環境研究総合推進業務＞	－	－	B				6%
環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施	－	－	B			7－1	(3%)
効率的、効果的な研究及び技術開発の推進	－	－	B			7－2	(3%)
	B	B	B				70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、平成 28 年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。「A」：4 ポイント、「B」：3 ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.28≒B」となる。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考 (H28 評 価比率)
		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
組織運営	B	B	B			1	4%	
業務運営の効率化	B	B	B			2	9%	
業務における環境配慮	B	B	B			3	1%	
	B	B	B				14%	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
予算、収支計画及び資金計画の作成等	B	B	B			1	6%	
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A			2	4%	
短期借入金の限度額	B	B	B			3	1%	
	B	B	B				11%	
Ⅳ．その他の事項								
職員の人事に関する計画	A	B	B			1	3%	
積立金の処分に関する事項	B	B	B			2	1%	
その他当該中期目標を達成するために必要 な事項	B	B	B			3	1%	
	B	B	B				5%	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－1	汚染負荷量賦課金の徴収		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 57 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 汚染負荷量賦課金は補償給付支給費用等の財源として徴収されるものであり、公害健康被害補償制度の根幹を担うものである。 難易度：「高」 汚染負荷量賦課金の徴収は、当該年度の補償給付支給費用等に必要な額の 8 割を充足する必要があることから、現状の極めて高い申告率・収納率を維持することが必要不可欠である。同賦課金の申告・納付制度は、制度への理解の下に企業の自主的な協力を前提としているが、「公害」を知る現役世代が減り、制度への理解が薄れつつあること、経営不振の企業からも徴収しなくてはならないこと等からその維持には相当な努力が必要となっている。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
汚 染 負 荷 量 賦 課 金 の 適 正・公平な徴 収	申告額に係 る 収 納 率 99 % 以 上 を維持	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%			予算額（千円）	45,536,393	44,049,195	42,947,758		
	実地調査の 確実な実施	平成 24 年度実 績に比し 50% 増（95 事業所）	58%増 （100 事業所）	65%増 （104 事業所）	70%増 （107 事業所）			決算額（千円）	42,580,375	41,261,041	40,092,468		
汚 染 負 荷 量 賦 課 金 徴 収 業 務 の 効 率 的 実 施	徴収業務に 係る委託費 の縮減	平成 24 年度実 績に比し平成 30 年度末まで に 5%以上の縮 減	8.61%	8.69%	8.33%			経常費用（千円）	42,557,539	41,259,873	40,090,817		
	電子申告の 促進	電 子 申 告 の 比 率を平成 30 年 度 末 ま で に 70%以上	68.2%	69.8%	71.0%			経常利益（千円）	261,479	171,590	Δ815,963		

			及び現地訪問等による申告・納付督促をさらに強化する。	汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	また、未申告者の様態に応じた督促手法を行う「汚染負荷量賦課金未申告事業者に関する事務処理マニュアル」を7月8日に制定し、督促を強化した。	保することができた。 また、平成28年4月14日に発生した熊本地震による納付義務者への対応について、被災地域の申告・納付の期限を延長することを記載した文書を送付及びホームページ上に掲載し情報提供を行うなどの対応を迅速に行った。なお、熊本県の納付義務者97件全てが12月末までに申告・納付は完了している。	また、毎年3月末の賦課料率改訂から5月15日の申告納付期限までの短い期間内の約3週間、具体的には4月上旬から下旬にかけて全国103会場（平成28年度実績）において申告納付説明会を開催するとともに、より効果的な説明会に改善していくために参加者及び委託先を含む関係者へのアンケート調査を実施し、納付義務者からの質疑・照会等を申告・納付に関する各種マニュアル等に反映する改訂を行い、納付義務者の負担軽減に寄与する改善を行った。
			イ．未納の納付義務者に対しては、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」により、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。 これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。	実地調査の計画的な実施	イ．未納の納付義務者に対する納付督促の実施 法律・内部規程及び「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」に基づき、賦課金を納付しない納付義務者に対する納付督促を行った。 ○現事業年度分 ・電話による督促：133件 ・督促文書：2通発行 ・現地訪問による督促：1件 ○過年度分 ・期首8件の滞納事業者のうち、納付計画に基づき2件の滞納が解消、1件は破産により清算終了となり、廃業状態や破産手続中等である5件まで圧縮	収納率については、目標値である99%を上回り、破産等の特別な要因を除くと100%確保していることは、顕著な成果である。	納付手続については、納付義務者のニーズを踏まえ、電子納付サービスへの対応を進め、平成29年度中の導入に向けて関係金融機関等との調整を行った。
				＜主な定量的指標＞	ウ．納付義務の承継に関する明確化		こうした業務の質的改善への不断努力により極めて高い収納率を維持しており、これに加えて特に平成28年度は、納付義務者の負担軽減のための取り組みとして、 ・申告納付手続に関し、年度当初の申告納付説明・相談会に向けて抜本的に改訂された各種マニュアル類、新たに作成した申告納付手続の解説動画を活用して申告納付説明・相談会の内容を充実させた。 ・前年度の申告納付説明・相談会を通じて把握した納付義務者のニーズに合わせてオンライン申告システムを改修して利便性を向上させた。 ・電子納付（Pay-easy（ペイジー）収納サービス）に対応するため金融機関等の関係者との調整・準備作業を行い、導入時期（平成30年1月）を決定した。
				実地調査の件数（H24年度比50%増）	汚染負荷量賦課金に係る納付義務の承継に起因する未申告者、滞納事業者を未然に防ぐため、納付義務者が合併、分割、事業譲渡など組織形態が変更したときの納付義務の承継について明確にし、マニュアル等で明示した。		等を行い、納付義務者の負担軽減について大幅な改善が行われた。
				＜その他の指標＞			また、積年の課題であった未申告・未納への対応に関しては、 ・制度改正により容易になった会社の組織再編に対応するために納付義務の承継に係る考え方を抜本的に見直し、併せて運用方針（「汚染負荷量賦課金の納付義務者の変更等に関する達」）を改正するこ
		② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告	② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告	汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収			
				徴収業務に係る委託費の削減	② ア．申告書審査による修正案及び実地調査	実地調査件数については、平成24年度実績(63件)に比し50%増(95件)	
				＜主な定量的指標＞			

		に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50% 増の实地調査等を計画的に実施する。	に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績（63 件）に比し中期計画の目標である 50% 増（95 件以上）の实地調査を計画し実施する。	委託費を H24 年度に比し H30 年度末までに 5%以上縮減	(単位：件) <table><tr><th>区分</th><th>机上 審査</th><th>实地 調査</th><th>計</th></tr><tr><td>当年度修正</td><td>26</td><td>5</td><td>31</td></tr><tr><td>当年度更正</td><td>38</td><td>7</td><td>45</td></tr><tr><td>過年度修正</td><td>6</td><td>29</td><td>35</td></tr><tr><td>過年度更正</td><td>0</td><td>17</td><td>17</td></tr><tr><td>計</td><td>70</td><td>58</td><td>128</td></tr></table>	区分	机上 審査	实地 調査	計	当年度修正	26	5	31	当年度更正	38	7	45	過年度修正	6	29	35	過年度更正	0	17	17	計	70	58	128	とする目標に対し、平成 28 年度においては目標を大幅に上回る 70%増(107 件) の調査を実施した。	とによって会社の組織再編に係る納付義務の承継についての判断基準を整備することで事業者のからの相談等に適切な対応が可能となった。 ・未申告・未納事業者への督励等の対応を大幅に強化した結果として、未申告・未納事業者が大幅に削減（未申告事業者：430 件→38 件、未納事業者：133 件→3 件、過年度分：8 件→5 件（いずれも破産又は廃業））した。 等の著しい成果をあげた。 汚染負荷量賦課金の徴収業務は、過去からの努力の結果として極めて高い申告・収納率を維持していることから、ほぼ限界値と思われる収納率（99%）を数値目標として設定しており、この数値のみを基準として定量的に評定すると、法人の努力及び取り組みの成果を的確に反映することができず合理性に欠ける。 このため、高い申告・収納率を維持していることに加え、主に平成 28 年度に重点的に実施又は着手することによって本事業の大幅な質的改善をもたらした取り組みを評価してAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
区分	机上 審査	实地 調査	計																												
当年度修正	26	5	31																												
当年度更正	38	7	45																												
過年度修正	6	29	35																												
過年度更正	0	17	17																												
計	70	58	128																												
（２）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施 徴収関連業務については、前中	（２）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施 ① 徴収関連業務について、競	（２）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施 ① 徴収業務に係る委託業務契	電子申告の促進 ＜主な定量的指標＞ 電子申請の比率を平成 30 年度末までに 70%以上 ＜その他の指標＞ 納付義務者等に対して提供するサービスの向上 ＜評価の視点＞ 事務処理の効率化等をは図るため質の高いサービスを提供したか	イ． 实地調査 实地調査について、中期計画に定める平成 24 年度比 50%増（95 件）を大きく上回る 107 事業所（5 年間分＝535 件）の申告内容を詳細に調査した。 その結果、128 件の修正及び更正処理を行うとともに、適正な申告となるよう指導を行った。	（２）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施 ① 徴収業務に係る委託費の縮減 平成28年度徴収業務に係る委託費（税抜）については、以下のとおりであり、平成24年度比 8. 33%の縮減を図った。	徴収業務に係る委託費については、平成 24 年度比 8.33%の削減を実現した。 目標(30 年度末までに 5% 以上縮減)に対する達成度																									

	期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。 また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に 70% 以上の水準に引き上げることを目標としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。	争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5% 以上の委託費の縮減を図る。 ② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とし、業務の効率化を図る。	約（民間競争入札）においては、平成 24 年度実績に比し、本年度においても 5% 以上の委託費の縮減を達成する。 ② オンライン申告等の電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、申告納付説明・相談会等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、業界団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力要請を行うほか、用紙申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図る。 これらの取組により、中期計画	平成24年度：169,507,228円 平成26年度：154,906,135円（▲8.61%） 平成27年度：154,767,504円（▲8.69%） 平成28年度：155,379,659円（▲8.33%） （委託費の増加は、主に商工会議所で受け付けた申告件数の増加（21件）及び日本商工会議所による各地商工会議所への指導件数の増加（5件→17件）によるものである。） ②平成28年度の電子申告率は71.0%で中期計画で定める目標を達成した。「平成28年度オンライン申告促進計画（平成28年9月12日）」を策定し、次の各種取組を実施した。 ア．オンライン申告促進文書の発送 用紙申告及びF D・C D申告を行っている事業者(2,713件)に対し、「オンライン申告促進」の文書を発送し、またオンライン申告事業所(3,632件)に継続的なオンライン申告の実施を依頼した。 イ．オンライン申告セミナーの開催 平成27年度に参加の多かった6地域と、アンケートで参加希望の多かった9地域の15箇所で開催した（126名参加）。 ウ．個別事業所へのオンライン申告の推奨 用紙申告、F D、C D申告のうち複数の対象工場を担当している事業所（7件）、対象工場が30以上ある納付義務者（8件）にオンライン申告を推奨した。 エ．実地調査におけるオンライン申告の推奨 用紙又はF D・C Dで申告している事業所(34件)に対し、オンライン申告を推奨した。	は 167%となり、中期計画に定める目標を大幅に達成した。 中期計画に定める電子申告率 70%の目標については、申告件数・申告金額ともに 2 年前倒しで達成した。さらに高い電子申告率の達成に向けオンライン申告促進計画を定め、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨などの取組を行った。 また、オンライン申告から用紙又はF D・C D申告に、F D・C D申告から用紙申告に移行した事業所へのアンケート結果をもとに、オンライン申告への再移行の方策とその対応可能性を検証の上、更なるオンライン申告の促進に向け取り組んでいく予定である。	
--	---	---	--	---	--	--

	（３）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	（３）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 ① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。	に掲げた電子申告率を申告件数・申告金額で70%以上を2年前倒しで達成する。 （３）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 ① 納付義務者に対するサービスの向上を図るために、以下の取組を行う。 ア．納付義務者のニーズを踏まえ、汚染負荷量賦課金の納付について徴収・審査システムとマルチペイメントネットワーク等を接続することにより、インターネット等を利用した電子納付を実現するため、平成29年度から利用可能とするシステム整備、取扱金融機関等との調整及び電子納付による事務処理の仕組みの構築に着手する。 イ．汚染負荷量	オ．オンライン申告から用紙又はF D ・ C D 申告に、F D ・ C D 申告から用紙申告に移行した事業所への対応 オンライン申告から用紙申告又はF D ・ C D 申告に移行した事業所(80件)及びF D ・ C D 申告から用紙申告に移行した事業所(15件)に対し、アンケート調査を実施した。 （３）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 ①納付義務者に対し、申告事務の効率化、手続の簡素化など質の高いサービスを提供するため、納付義務者のニーズに基づき次の取組を行った。 ア．汚染負荷量賦課金の納付手続きの効率化 納付義務者からのインターネット等を利用した納付についての要望を踏まえ、電子納付（Pay-easy(ペイジー)収納サービス）の利用可能性の検討を進め、平成29年度からの実現（平成30年1月稼動予定）に向け、幹事金融機関、収納機関、共同利用センターなどの選定等を行った。	納付義務者の電子納付に係る要望を踏まえ、インターネットを利用した電子納付（Pay-easy（ペイジー）収納サービス）を平成29年度から実現（平成30年1月稼動予定）する具体的な取組を開始した。	
				イ．「申告・納付の手続き」及び「申告書類作	納付義務者からの質疑・照	

		賦課及び申告・納付手続について適切な周知、理解の促進を図るため、制度について分かりやすく記載した手引き、様々な記入例を交えた申告書の記入説明書等を作成、配布する。手引き等については、納付義務者のニーズ等を踏まえ、必要な修正を行う。 ウ．申告の手続などについて、分かりやすく説明した動画サイトをホームページに掲載し、周知を図ることにより、納付義務者の制度や手続に対する理解を深める。 エ．申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者のニーズを把握し、オンライン申告システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、平成 27 年に発生した他の	成マニュアル」の改訂 平成 29 年度への年度更新及びシステム改修に伴う修正とともに、納付義務者からの質疑・照会（申告納付説明・相談会、アンケート、問い合わせ等）を反映し、平成 28 年度版の改訂を行った。 ウ．汚染負荷量賦課金動画サイトの周知 平成 28 年 4 月に全納付義務者に紹介用チラシを配布するとともに、申告納付説明・相談会においても一部動画を利用するなどにより周知を図った。 エ．オンライン申告システムの改修 納付義務者からの意見・要望・照会等をもとに、システム改修を行った。 （ア）納付義務者が最新環境（Windows10 等）でシステムを利用するための改修 （イ）申告関係書類（申告書、算定様式等）の不具合（アップロード時エラー等）の改修 セキュリティ対策として、委託先の商工会議所が利用するファイルを「exe」形式から「zip」形式に変更した。 オンライン申告システムはインターネット	会を反映したマニュアルの改訂により、納付義務者の制度、手続に対する理解を深めるとともに、円滑かつ的確な申告・納付の確保に努めた。 紹介用チラシの配布や、申告納付説明・相談会における動画の紹介により、汚染負荷量賦課金動画サイトには 2 千件を超えるアクセスを得た。 納付義務者の意見・要望を踏まえ、オンライン申告システムを最新環境で利用できるようにするなど、利便性・効率性を高める取組を行った。	
--	--	---	--	---	--

			機関情報システムでのサイバー攻撃による情報漏えいの事案の発生を踏まえ、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。 オ. 委託商工会議所と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。		環境にあるが、同システムは利用制限機能を有しており、これによりログイン時間の短縮が図られ、外部からの攻撃に対するリスク軽減に寄与している。 オ. 納付義務者からの問い合わせへの対応 納付義務者からの問い合わせについて、適切に対応した。なお、申告において誤りや照会が多かった事項については、商工会議所担当者研修会や次年度の申告納付説明・相談会を通して説明していく。 ○問い合わせ件数 フリーダイヤル : 954 件 (H28. 4. 1～5. 31) メールによる問合せ : 231 件 (H28. 4. 1～5. 16)		
	② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当	② 汚染負荷量賦課金の徴収関係業務を円滑に推進するため、以下の取組を行う。 ア. 納付義務者	②汚染負荷量賦課金の徴収業務の円滑な推進 汚染負荷量賦課印の徴収業務を円滑に推進するため、次の取組を行った。 ア. 委託商工会議所担当者に対する研修会の実施 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託商工会議所担		納付義務者からの問い合わせに対し、適切に対応した。 委託商工会議所担当者に対し、本業務の実施に係る研修会を実施した。		

		者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。	が制度や申告の 手続について、 正しく理解して もらえるよう委 託商工会議所担 当者を対象に、 徴収業務の点 検・指導方法を 習得するための 担当者研修会を 開催する。 イ．委託商工会 議所との連携を 図りつつ、申 告・納付が的確 に行われるよう 全国各地で申告 納付説明・相談 会を開催する。 また、同説明・ 相談会参加者に アンケート調査 を実施し、意見 ・要望を把握 する。		当者を対象に研修会を平成 29 年 3 月 2 日に開催した（参加者数：126 名）。 イ．申告納付説明・相談会の実施 申告・納付が的確に行われるよう全国 151 商工会議所 103 会場（出席納付義務者数： 事業所）で 4 月に申告納付説明・相談会を開催した。また、説明・相談会参加者に対し、アンケート調査を行い意見・要望を把握し、既述の取組を行った。	より効果的な説明・相談会の実施に向け、アンケート結果をもとに事後検討会で検討し、手続き等の改定を行うとともに、平成 29 年度の説明・相談会等に反映させた。 以上のとおり、賦課金徴収に係る適正性・公正性を確保する申告率・収納率の目標達成は、難易度が高く機構の不断の取組を反映したものであること、実地調査件数及び委託費縮減は目標を大幅に上回る水準（120%）以上であること、電子申告率も中期計画に定める目標を 2 年前倒しで達成したこと及び納付義務者の意見・要望に基づき、質の高いサービスを提供するための様々な取組を行ったことから、自己評定を「B」とした。	
--	--	--------------------------------	--	--	---	---	--

						<課題と対応> ・厳しい経済状況の中、汚染負荷量賦課金の申告・納付についての納付義務者の理解と協力を得て高い申告率・収納率を確保していく。 ・納付義務者からの要望が高かったインターネットを利用した電子納付を、平成30年1月より運用開始ができるよう着実に取り組んで行く。 ・申告・納付を行う納付義務者の担当者が適正に申告が行えるよう資料等の見直しを行うなど、質の高いサービスを提供するため、今後も納付義務者のニーズを把握し、各種の取組を行っていく予定である。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－１－２	都道府県等に対する納付金の納付		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防） 平成 29 年度行政事業レビューシート　事業番号 0262

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
現 地 指 導 の 実 施 都 道 府 県 等 数	原則 3 年間で全ての都道府県等に実施。（第一種地域 39 都 道 府 県 等、第二種地域 6 都道府県等）	第一種地域 13 都道府県等 第二種地域 2 都道府県等	第一種地 域 14 都道 府県等 第二種地 域 2 都道 府県等	第一種地 域 10 都道 府県等 第二種地 域 2 都道 府県等	第一種地 域 15 都道 府県等 第二種地 域 2 都道 府県等				予算額（千円）	45,536,393	44,049,195	42,947,758		
オンライ ン 申 請 を 行 う 自 治 体 数	全ての納付 金納付対象 都道府県等	100%	100%	100%	100%				決算額（千円）	42,580,375	41,261,041	40,092,468		
									経常費用（千円）	42,557,539	41,259,873	40,090,817		
									経常利益（千円）	261,479	171,590	△815,963		
									行政サービス実 施コスト（千円）	8,243,891	8,079,294	8,891,740		
									従事人員数	20	20	20		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）納付申請等に係る事務処理の適正化 都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。	（１）納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに国及び都道府県等に提供する。	（１）納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45 都道府県等に対する現地指導を原則として 3 年に 1 回のサイクルで実施する。 また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。 さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、都道府県等に対して情報提供を行う。	＜主な定量的指標＞ 納付事務処理の現地指導都道府県等数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 現地指導の実施により、適正な納付業務の事務処理を確保したか	＜主要な業務実績＞ （１）納付申請等に係る事務処理の適正化 ①納付申請から実績報告書までの手続きが適正に行われているか確認するため、3 年に 1 回のサイクルで現地指導調査を旧第一種地域 15 都道府県等、第二種地域 2 都道府県等に対して行い、適正な事務処理がなされるよう指導を行うとともに、訂正が必要な都道府県等に対し必要な処理を行った。 ②公害保健福祉事業について、6 都道府県等（平成 27 年度 5 都道府県等）の実態調査を行った。 ・現地指導調査の結果及び公害保健福祉事業で創意工夫のある事例等について、事業実施の参考となるよう環境省に報告するとともに、都道府県等に情報提供を行った。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： ・納付業務に係る現地指導調査については、適正な事務処理がなされるよう指導、処理を行った。 ・また、公害保健福祉事業については、昨年度を上回る 6 都道府県等の実態調査を行い、有用な情報提供を行った。	評定	B
	（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 全都道府県等が	（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等の	（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 納付業務システ	＜主な定量的指標＞ 納付業務システム研修の実施	（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 ①アンケート調査に基づき、都道府県等の担当者の意見・要望に対応するため、最新のパ	・都道府県等の担当者の意見・要望に対応するため、	＜評定に至った理由＞ 納付申請等に係る事務処理については、適正かつ正確に実施する必要がある、原則 3 年に 1 回のサイクルで関係都道府県等への現地指導を行うことは不可欠である。あらかじめ現地指導実施都道府県等数の目標を設定し、確実に実施することが必要であるが、平成 28 年度に、第一種地域については 15 都道府県等に対して実施し、第二種地域は目標どおりの都道府県等に対して現地指導を実施した。 また、公害保健福祉事業については、6 都道府県等の実態を調査し、創意工夫のある事例等他の都道府県等への情報提供を行った。 納付業務システム担当者研修会については、昨年度の有識者の意見を踏まえ、研修ニーズを把握し、半数近い都道府県等から 27 名の参加を得て、参加者の 89%から「本研修が有意義・やや有意義であった」との結果を得た。 納付業務システムについては、都道府県等の担当者から、システムに関するニーズを聴取し、平成 29 年度の改修に向けた計画を策定している。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 適正な申告納付を維持するため、現地調査、研修をはじめとする機会を設けて自治体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。 ＜その他事項＞ 特になし。	

	採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。	ニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。	ムについて、都道府県等のニーズ等を把握し、事務処理の効率化を図れるよう改修する。 また、45 都道府県等の担当者が納付業務システムを適正に利用できるよう、要望がある担当者全員を対象に研修を実施する。	<その他の指標>なし <評価の視点>研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施したか	ソコン環境に対応できるようシステム改修を行った。 また、都道府県等の担当者から、納付業務指導調査、納付業務システム担当者研修会及びアンケート調査を通じてシステムに関するニーズを聴取し、平成 29 年度の改修に向けた計画を策定している。 ②納付業務システムに係る研修要望のアンケート調査を実施し、都道府県等全ての要望に対応するため、開催場所、開催時期及び参加のしやすさのニーズを把握し、45 都道府県等中 21 都道府県等、27 人（平成 27 年度：27 都道府県等から 38 人）を対象に、研修を実施した。 また、研修終了後のアンケートでは、参加者の 89 %から「有意義・やや有意義であった」との結果を得るとともに、「川崎以外でも早期に開催できないか」との要望を得た。	最新のパソコン環境に対応できるようシステム改修を行った。 ・納付業務システム担当者研修会については、対象となる 45 都道府県等の研修ニーズを聴取し、研修要望があった 21 都道府県等の全ての者を対象に研修を行った。なお、次年度は東京、大阪及び名古屋で 5 月・8 月の開催を計画した。 以上を踏まえ、納付業務に係る事務処理の適正化・効率化を図るための対応を適切に行っていることから、評定を「B」とした。 <課題と対応> ・被認定者の高齢化に伴い、参加者の確保が難しくなっている状況の中、公害保健福祉事業の実態把握を実施し、創意工夫のある事例等を収集し、今後の事業に有益な情報提供を行っていく。 ・毎年、複数の都道府県等で担当者が交代するため、今後も納付業務システム担当者研修会を継続して開催する。 なお、今後も研修実施に
--	--	---	---	--	--	--

						当たり研修ニーズを把握し、きめ細かな対応を図っていく。	
4. その他参考情報							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－1	事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」中期目標に基づいて行っている、低金利により基金の運用益が大きく減少していく等の状況下での事業の重点化・効率化はチャレンジングなものであるため	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ														
	② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
	収入の安全 で有利な運 用	—	—						予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667		
									決算額（千円）	933,450	911,223	864,405		
									経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296		
									経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423		
									行政サービス実 施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219		
									従事人員数	16	16	16		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	公害健康被害 予防基金（以下 「予防基金」と いう。）の運用に ついて、景気局 面に対応して安 全で有利な運用 を図るととも に、予防基金の 運用収入の減少 見込みに対応し て、事業の重点 化・効率化を図 ること。	公害健康被害 予防基金の 運用について、 運用方針に基 づき安全で有 利な運用に努 めるとともに、 自立支援型公 害健康被害予 防事業補助金 の活用により、 収入の安定的 な確保を図る。 また、事業の実 施に当たって は、地域住民の ぜん息等の発 症予防及び健 康回復に直接 つながる事業、 局地的な大気 汚染が発生し ている地域の 大気汚染の改 善を通じ地域 住民の健康確 保につながる 高い効果が見 込める事業等 に重点化する など、効率化を 図る。	（１）事業の重点化・効率化 公害健康被害 予防事業の実 施内容を、地 域住民のぜん 息等の発症予 防及び健康回 復に直接つな がる事業、局 地的な大気汚 染が発生して いる地域の 大気汚染の改 善を通じ地 域住民の健康 確保につな がる高い効果 が見込める事 業等に重点化 し、効率化を 図る。 （２）収入の安 定的な確保 公害健康被害 予防基金につ いて、低金利 トレンドの固 定化が予想さ れる状況を踏 まえ、市場等 の動向に適 時・的確に対 応して、運用 方針に基づく 安全で有利な 運用を行う。 また、自立支 援型公害健康 被害予防事業 補助金の活用 及び前中期目 標期間か	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの重要さ・困難さ	＜主要な業務実績＞ （１）事業の重点化・効率化 平成 26 年度から開始した予防事業の見直しの結果を踏まえ、継続的にぜん息患者等のニーズを的確に把握し、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業及び知識普及・研修事業に重点化するとともに、事業効果の高い事業となるよう事業内容の改善に取り組んだ。 			

			ら繰り越された 目的積立金の取 崩しにより、収 入の安定的な確 保を図る。			年度から実施している公害 健康被害予防事業の見直し に係る取組を着実に進める とともに、更なる事業の効 率化に取り組む必要があ る。	
--	--	--	---	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－2	ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
										予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	
										決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	
										経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	
										経常利益（千円）	25,032	Δ58,467	Δ26,423	
										行政サービス実 施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	
										従事人員数	16	16	16	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （平成 28 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。 また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	公害健康被害予防事業の各種事業を効果的かつ効率的に実施するため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 本事項「ニーズの把握と事業への反映」は、公害健康被害予防事業の役割からして、本来的に基本とすべき重要な取組であるということ。事業の抜本的な重点化・効率化とし	＜主要な業務実績＞ ・公害健康被害予防事業に関連する患者団体やNPO法人等の団体との連絡会（2月開催）による最新情報共有と意見交換、知識普及事業や研修事業参加者へのアンケート調査によりニーズを把握した。それらニーズに基づき、専門医への相談・交流機会を提供する市民公開講座、COPDに対する認知度の向上、重症化の防止のためのNPO法人等との協働による呼吸リハビリテーション教室等の事業に反映させた。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： ・患者団体等との連絡会における意見・要望の聴取、市民公開講座や研修等事業参加者へのアンケート調査の実施により、ニーズを的確に把握し、それらニーズを整理・分析し、各種の知識普及事業や研修事業において具体的に反映させた。	評定	B ＜評定に至った理由＞ 患者団体やNPO法人等との意見交換、事業参加者へのアンケート、事業実施後の追跡調査等を通じて把握したニーズにより、専門医への相談、交流機会の確保、就学期や思春期等の年齢階層に応じた事業内容の充実や、ぜん息患者教育スタッフや呼吸リハビリテーションを行う理学療法士を対象とする専門職向けの研修事業を実施する等、把握した様々なニーズを的確に事業内容に取り入れているほか、NPO法人等を活用した知識普及の協働事業により地域

	的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。	また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体の行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト３事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。	平成26年度から開始した公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間における見直しの実行について、平成28年度においては、平成27年度までに立ち上げた各種新規事業の本格的実施や助成事業の見直し後のメニューを関係地方公共団体がより効果的に実施できるようにするための支援に取り組む。 また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体の行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト３事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた	て取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。	・地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト３事業を優先的に実施し、調査研究や知識普及事業は統廃合等による合理化を進め、事業の重点化と効率化を一層推進した。 ・知識普及事業では、パンフレット類等に分散している小児ぜん息情報等を一元化するとともに、啓発・教育ツールの合理化を推進するため、複数のパンフレットの再編・統合を進めるとともに、新たにぜん息情報のポータルサイト「ぜん息・ＣＯＰＤプラットフォーム」を公開し、協力団体が発信するぜん息・ＣＯＰＤの予防等に係る最新の知見や情報を幅広く提供した。 ・研修事業では、平成27年度に新設した、人材育成研修を実施するとともに、患者教育・指導の専門ライセンスを有するコメディカルスタッフと連携を図る「ＥＲＣＡ予防事業人材バンク」の活用を進め、予防事業を担う人材育成の充実と強化を図った。	・ソフト３事業の効果に係る「集計・分析システム」により、ソフト３事業の実施効果を測定・把握し、事業効果がより一層高まるよう事業の実施方法や指導内容の見直しに取り組んでいる。 ・地域の住民や医療従事者等のソフト３事業への理解を高め、より効果的な事業実施に繋げるため、事業の内容及び効果をまとめた冊子を作成し、平成29年度に配布する予定である。	・予防事業の見直しをさらに進め、知識普及事業においては、ぜん息の情報を一元化等するためにパンフレット類等啓発・教育ツールを再編・統合し、新たにぜん息情報ポータルサイト「ぜん息・ＣＯＰＤプラットフォーム」を開設するとともに、研修事業においては予防事業を担う「ＥＲＣＡ予防事業人材バンク」の強化を図ることができた。 ・ソフト３事業の実施効果について、「集計・分析システム」を用いて継続的に測定し、評価・分析結果をもとに事業効果が一層高まるよう事業実施方法や指導内容の見直しに取り組むとともに、事業の内容及び効果を取りまとめた冊子を作成した。	の細かなニーズに対応している。 また、ぜん息患者等や地域住民のニーズを的確に把握し、事業内容の改善に活用するためソフト３事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続している。平成26年度から運用を開始している「集計・分析システム」について、継続的に測定し効果的・効率的な事業内容の改善への取組がされるとともに、ソフト３事業への理解を高めてより効果的な事業実施に繋げるため地方公共団体の各事業の事例をとりまとめた冊子を作成する等、今後の更なる展開が期待される。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	---	---	--	---	---	--	--

			事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。			<課題と対応> ・ソフト3事業の内容及び効果を取りまとめた冊子は平成29年度に関係地方公共団体へ配布する予定であり、助成事業の見直し後のメニューの効果的な実施に繋げるために、関係地方公共団体に対して冊子の活用の推進を図る必要がある。 ・予防事業の対象となるぜん息患者とその家族、地域住民、関係機関・団体の意見・要望を引き続き把握し、それらニーズに基づく事業効果・効率性の高い事業を実施するなど、今後とも事業対象者に対して質の高いサービスを提供していく。	
--	--	--	----------------------------	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－3	調査研究		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
調 査 研 究 費 の 総 額 の 削 減	平成 24 年 度 比 で 10 % 以 上 削 減 する	同左	39%削減	37%削減	50%削減			予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667		
課 題 の 採 択 ま で の 事 務 処 理 期 間	外部有識者 による評価 を行い、公 募締切日か ら 60 日以 内に決定す る	同左	59 日	－	－			決算額（千円）	933,450	911,223	864,405		
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296		
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423		
								行政サービス実 施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219		
								従事人員数	16	16	16		

注 1）議題の採択までの事務処理期間が「－」となっているのは、平成 27 年度は採択年でないため。

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気の汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成 24 年度実績に比し、10%削減すること。また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。	(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題や今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。新規に採択する調査研究課題については、	(1) 調査研究の重点的な実施 中期計画に基づき重点化を行った調査研究を、着実に実施する。環境保健分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 3 課題（9 件の調査研究）を継続して実施する。大気環境の改善分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 2 課題（2 件の調査研究）を継続して実施する。 なお、調査研究課題の重点化や実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。	＜主な定量的指標＞ 調査研究費の総額の削減 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られているか。調査研究の成果が公害健康被害予防事業の他の事業に活かされているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 調査研究の重点的な実施 ・平成 26 年度から開始している調査研究の三年度目として、今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した課題の研究を継続して実施した。 ① 環境保健分野： 3 課題（9 件の調査研究） ② 環境改善分野： 2 課題（2 件の調査研究） ・調査研究課題の重点化及び実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 50%削減した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： ・平成 26 年度から開始した 3 年計画の最終年度として、環境保健分野は 3 課題（9 件の調査研究）、環境改善分野は 2 課題(2 件の調査研究)を滞りなく実施した。 ・調査研究費総額は、平成 24 年度比 10%削減する目標を大幅に上回る 50%を削減した。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 平成 28 年度は平成 26 年度から開始している調査研究の最終年度であり、研究計画に即して調査研究が行われた。調査研究成果発表会を開催し、評価委員による事後評価を実施し、全て標準点以上であった。これは、調査研究費の大幅な削減が行われている中で、知識の普及事業および研修等への成果の活用など、他の予防事業に資するものである。 なお、関係者への配布、国内外での学会や論文発表、国、地方公共団体への情報提供など成果の活用も積極的に行われており、この点からも研究の質がある程度確保されているといえる。 また、委託先に対する事務説明会や現地指導調査などが適切に行われ、研究費の適正な執行に努めた。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 近年の低金利により予防事業の事業予算が縮小していく状況下では、調査研究事業の予算も縮減されることはある程度仕方がない事ではあるが、調査研究の評価では、内容・質を評価することが重要であり、予算の削減率だけをもって事業を評価することはあまり適切であるとは言えない。次期中期計画では、調査研究の内容・質の評価が事業の評価に反映されるように目標等を設定すべきである。 また、分野毎に見ていくと、環境保健分野については、課題の設定も予防事業としての需要に合致し、研究成果も研修教材や	

	（２）調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。	公募制を継続し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。 また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。			（２）外部有識者による評価 平成26年度から平成28年度に実施した環境保健・環境改善両分野の研究課題について、平成29年3月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による事後評価を行った。評価結果については、全ての課題で標準点以上（標準点は3.0以上）であった。	・調査研究成果発表会において外部有識者からなる評価委員による事後評価を行い、全課題で標準以上の評価を得た。	パンフレット等に活用されており、質の高い研究が適切に運用されているが、環境改善分野は、調査研究としての質が低い課題が散見される。調査研究としての意義、内容、質及び費用対効果等に疑問を呈されるような質の低い課題については、採択するための甘い評価は排除して不採択や中間評価での打ち切りを行う等、調査研究の質を確保する努力をされたい。 なお、結果として採択課題が無くなる場合には、まずは課題の設定を見直す等の工夫をして再公募を行い、更にそれでも質の低い応募しかない場合には、この分野の調査研究を一時休止することも含めて調査研究のあり方を検討すべきである。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	---	--	--	---	--	---

	ックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。 さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。	レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。 （３）調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映 調査研究成果は、ホームページや研究発表会で公表するほか、パンフレットなどの作成により、広く情報提供を行う。 また、その結果に応じて、研修事業や助成事業の向上、知識の普及等事業で行う取組の内容に的確に反映させる。		（３）調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映 環境保健・環境改善の両分野とも、平成 27 年度の調査研究成果を機構ホームページで公表するとともに調査研究成果集を作成し、関係地方公共団体のほか関係学会等に配布した。 さらに、研究成果については、機構が行う各種事業等で積極的に発表するなど事業への一層の活用を図るとともに、内外での学会や論文発表なども行われ、学問分野の発展や社会貢献に寄与している。 ＜学会・論文発表＞ ① 環境保健分野： 学会発表 112 件、論文発表 76 件 ② 環境改善分野： 学会発表 1 件、論文発表 0 件	・調査研究成果については、成果集の配布や事業での発表の機会を提供するなど活用を図った。 ＜課題と対応＞ 平成 29 年度から実施する次期調査研究は、評価委員による検討をもとに地域住民のぜん息等の予防に係る事業や地域の大気環境の改善に資する課題に一層重点化を図っていく。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－4	ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度		2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
講演会の参加者等による評価	講演会の参加者等に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。	有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。	有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。			予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667		
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405		
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296		
								経常利益（千円）	25,032	Δ58,467	Δ26,423		
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219		
								従事人員数	16	16	16		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。 また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80% 以上の者から満足が得られるようにすること。	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。 また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80% 以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた	(1) 知識の普及等事業の重点的な実施 地域住民等に対して機構が直接、ぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及、情報提供を行う本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。 平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行っていくことになる。	<主な定量的指標> 講演会の参加者等による評価 <その他の指標> <評価の視点> ぜん息及びCOPDの予防、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組が効果的・効率的に行われているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。	<主要な業務実績> (1) 知識の普及等事業の重点的な実施 ・「ぜん息等の患者の自己管理の支援(患者教育)」の強化のため、ぜん息の正しい知識を情報発信するツールとして、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」において、新たに国、地方公共団体及び協力団体が発信するぜん息等に関する情報も一元的に発信することができる「ぜん息・COPDプラットフォーム」を公開した。 ・ユーザビリティ向上のため、小児向け統合パンフレットの作成及びウェブコンテンツ、患者教育スライド等の「ぜん息などの情報館」への掲載を行った。 ・これらのツールは、ぜん息等の患者に加えて、環境保健分野の助成事業において地方公共団体が効果的に利用できるように工夫し作成したものであることから、地方公共団体へより一層の活用を推進を図っていく。	<評価と根拠> 自己評価： A 評価理由： ・地域住民に対する知識の普及及び情報提供は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業であり、地域住民のぜん息の予防、ぜん息患者の自立支援に係る各種普及啓発事業を重点的に後述のとおり実施し、事業参加者のアンケート調査で高評価を得ることができた。 ・パンフレット類等の普及・啓発ツールのユーザビリティの向上などのため、パンフレット合理化の基本方針に基づき、統合パンフレットの作成及び情報発信ツールの制作並びに新たにぜん息情報のポータルサイトとしての役割を担うプラットフォームコンテンツの公開を行うなどメディアミックスを踏まえた難易度の高い新たな事業を行った。	評価 B <評価に至った理由> 公害健康被害予防事業については、ぜん息や COPD の治療環境等の変化に対応した実効性の高い事業にしていくなこと、並びに事業の原資である基金の運用収入の減少及び地方公共団体の実施体制の変化に対応した効果的な事業展開を図っていくことが不可欠である。 地域住民に対する講演に併せて実技体験を行う講演会や、乳幼児と接する機会・時間の多い保育士等への講習会を開催する等、様々な手法によりぜん息等の発症予防、健康回復に係る知識の普及事業が行われた。全ての実施事業において、有効回答者の 90% 以上から高い評価を受けており、中期目標に定める目標を達成している。 啓発冊子の合理化を推進するため、小児ぜん息に係る複数の啓発冊子を再編・統合したパンフレットを発行し、成人向けパンフレット類の統合についても検討を開始しており、合理化に向け適切かつ積極的に取り組んでいる。 なお、ホームページでは、各種パンフレットを掲載するほか、「e-ラーニング学習システム」の運用を開始し、既受講者の復習及びぜん息の知識等を習得する機会としての利用を提供し、各関連団体等が発信するぜん息等に関する情報を一元的に発信することができる「ぜん息・COPD プラットフォーム」を新たに公開し積極的な連携に取り組んだ。 また、平成 26 年度からの新たな取組として行っている、地域に根差した活動を行う NPO 法人等との協働事業を引き続き着実に実施したほか、平成 27 年度から COPD の予防等に関する講習会を（一社）GOLD	

		取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。	（２）各種普及啓発事業の効果的な実施 地域住民等のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を図るため、パンフレット類の作成やぜん息専門医等による講演会・講習会の開催、ぜん息・COPD電話相談室などの事業を積極的に実施する。 これらの普及啓発事業を改善し、より効果的に実施していくために、参加者や利用者に対するアンケート調査で要改善点、理解度等を把握して、次の事業等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。	（２）各種普及啓発事業の効果的な実施 ① パンフレット類の作成 ぜん息及びCOPDの最新情報を取りまとめた生活情報誌「すこやかライフ」（春・秋/年2回発行）及び複数のパンフレットを再編・統合し、ぜん息に係る情報を一元化した小児ぜん息の基礎知識に関するパンフレット「子どものぜん息ハンドブック」を発行した。 併せて、パンフレット以外にウェブコンテンツ、患者教育スライド等の情報発信ツールを制作し、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」上で提供した。 ② 講演会・講習会の開催 ぜん息専門医等による市民公開講座、アレルギーの日関連行事、保育所等におけるアレルギー講習会等の各種事業を実施した。 ③ ぜん息・COPD 電話相談 ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、看護師及び呼吸器専門医等を配置したぜん息・COPD電話相談室を通年で開設し、計1,253件の相談に対応した。 ④ エコドライブ普及ツールの貸出し 地方公共団体が地域の事業者や住民を対象として実施する各種環境イベントにおいてエコドライブ啓発の支援を行うため、機構が所有するエコドライブシミュレーターを地方公共団体等に対して20件の貸出しを行った ⑤ 事業参加者の評価 環境保健分野における全ての普及啓発及び自己管理支援事業において、事業参加者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の80パーセント以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。	・パンフレット類等の啓発・教育ツールのユーザビリティの向上及び合理化を推進するため、小児ぜん息に係る複数の啓発冊子を一冊に再編・統合したパンフレット「子どものぜん息ハンドブック」を発行した。併せて、パンフレット以外にウェブコンテンツ、患者教育スライド等の情報発信ツールを制作し、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」上で提供した。 ・ぜん息患者等の地域住民に対し、ぜん息専門医等への相談、交流機会を提供するために、市民公開講座、アレルギーの日関連行事、保育所等におけるアレルギー講習会等の各種事業を実施するとともに、ぜん息・COPD電話相談を通年で実施した。これら事業の全ての参加者において、有効回答者の80パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの評価を得ており、中期計画に定める目標を上回るレベルで達成することができた。	日本委員会と共催のもと実施し、これらの実施で得られた成果の活用や課題の検討を行うことにより、事業の担い手の増加や事業実施地域の拡大等、今後の更なる展開が期待される。 このように、中期計画における所期の目標を達成し、また効率的・重点的な情報提供を行うための取組を実施しているものの、これらの取組が具体的にどのような成果に結びついたか明らかにされておらず、目標を上回る成果が得られているとは認められないためBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--	--	--

		(3) 新たな普及啓発事業の展開 公害健康被害予防事業の見直しにより平成 26・27 年度から新たにに取り組んでいる N P O 法人等と連携した知識普及事業、メディアミックスも踏まえた抜本的なパンフレット類との統合・再整備、「e ラーニング学習支援システム」の本格運用、大気環境対策セミナーなどの事業を着実に推進する。		(3) 新たな普及啓発事業の展開 予防事業の効果的な実施に向けた普及啓発や情報発信の強化を図るため、市民向けの情報発信やネットワーク力に優れる N P O 法人等との連携による協働事業、パンフレット類の統合・再整備「子どものぜん息ハンドブック」(再掲)、e ラーニング学習支援システムの本格運用、C O P D の予防等に関する講習会、大気環境対策セミナーを実施した。	・ N P O 法人等と連携した知識の普及、「e ラーニング学習支援システム」によるぜん息の知識等を習得する機会の提供、C O P D の予防等に関する講習会及び大気環境対策セミナーの開催等、平成 26・27 年度から新たにに取り組んでいる事業を引き続き着実に実施した。	
	(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な	(4) ホームページを活用する情報提供 ホームページの利点を活かして、機構ホームページ内の「大気環境・ぜん息などの情報館」で、パンフレット類の内容プラスアルファの情報、機構が開催する講演会等の紹介情報、調査研究等の他の公害健康被害予防	(4) ホームページを活用する情報提供 機構ホームページ「大気環境・ぜん息などの情報館」へ、新規作成したパンフレットのウェブ版コンテンツ、患者教育スライド等を追加するとともに、新たにぜん息情報のポータルサイトとしての機能と役割を担う「ぜん息・C O P D プラットフォーム」を公開し、協力団体が発信するぜん息・C O P D の予防等に係る最新の知見や情報を幅広く提供した。関係団体等 1 2 団体の協力を得たことで掲載数の増加に伴い、アクセス数も増加した。	・新たな「ぜん息等の患者の自己管理の支援(患者教育)」の強化として、ニーズの高い I T ツールを活用してぜん息の正しい知識を提供するため、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」を全面リニューアルするとともに、新たにぜん息情報のポータルサイト「ぜん息・C O P D プラットフォーム」を公開し、ぜん息・C O P D の予防等に係る最新の知見や情報を幅広く提供した。情報の掲載に当たっては、学術研究団体、関連団体、N		

		提供方法や内容の充実を図る。 事業を通じて得られた最新の知見や情報をわかりやすく、タイムリーに提供する。 また、上記（３）と同様に公害健康被害予防事業の見直しによる新たな普及啓発事業の取組として、ホームページを改修して構築する関連団体等が発信するぜん息・ＣＯＰＤの予防等の情報を掲載するプラットフォームの利活用や、ユーザビリティの向上を着実に推進する。			ＰＯ法人等に協力を依頼し、12 団体の協力を得たことからイベント 84 件、トピックス 24 件の情報を掲載することができた。掲載数の増加に伴い、アクセス数も増加している。 ＜課題と対応＞ 地域住民や医療従事者等の様々なニーズに応えるため、事業の重点化、事業内容の改善に引き続き取り組んでいく。特に新たに立ち上げた「ぜん息・ＣＯＰＤプラットフォーム」については、定期的な情報の収集・更新、情報発信源となる協力団体の追加等の取組を推進し、コンテンツの一層の充実を図る必要がある。	
--	--	---	--	--	---	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－5	公害健康被害予防事業を担う人材の育成		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	難易度・高 予防事業に携わるスタッフへの研修を効果的に推進するため研修コースを体系的に統合・再編するとともに、スタッフの人材不足対策として新たに「人材バンク」を立ち上げるなど難易度の高い業務であるため	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
研修受講者による評価	研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	有効回答者の 90 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。	有効回答者の 90 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。	有効回答者の 90 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。			予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667		
地方公共団体が実施するソフト 3 事業の従事者を対象とした研修受講者の所属上長による評価	左記の研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から「研修成果を効果的に活用で		有効回答者の 95 パーセント以上から「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を得た。	有効回答者の 96 パーセント以上から「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を得た。	有効回答者の 100 パーセントから「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を得た。			決算額（千円）	933,450	911,223	864,405		

		きている。」などのプラス評価を得る。													
										経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296		
										経常利益（千円）	25,032	Δ58,467	Δ26,423		
										行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219		
										従事人員数	16	16	16		

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施するソフト 3 事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。実施に当たっては、研修ニ	（１）効果的な研修の実施 公害健康被害予防事業が置かれている重要な状況として、地方公共団体の実施体制が縮小化しているといふことがある。一方、平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行	＜主な定量的指標＞ 研修受講者及び研修受講者の所属上長による評価 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 公害健康被害予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。また、実際に効果的な研修となっているか。	＜主要な業務実績＞ （１）効果的な研修の実施 ・今後の公害健康被害予防事業の効果的な実施に向けた見直しを図るため、平成 26 年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成・支援に関する総合的取組」に基づき、平成 27 年度に研修コースの体系的な統合・再編を行い、事業に必要な知識や技術を習得する「事業研修」（基礎）及び患者教育を指導する人材を育成する「人材育成研修」（専門）を実施した。また、患者教育を指導する専門家を育成する通年型の専門研修(エキスパートコース)を実施した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： ・地方公共団体が実施するソフト 3 事業及び大気環境の改善事業の従事者等を対象とした研修及び地域においてぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）の患者教育スタッフを養成するための研修を実施した。	評価	B
							公害健康被害予防事業については、ぜん息やCOPDの治療環境等の変化に対応した実効性の高い事業にしていくこと、並びに事業の原資である基金の運用収入の減少及び地方公共団体の実施体制の変化に対応した効果的な事業展開を図っていくことが不可欠である。 平成 27 年度に地域住民に対する発症予防及び増悪予防に関する取組の実施主体である地方公共団体の体制の変化及び事業へのニーズの変化を踏まえ、予防事業の担い手となる人材の育成をより効果的に行う取組として、研修体系の大幅な統合・再編を実施した。平成 28 年度の研修効果は、受講者の評価で 5 段階評価の上位 2 段階までの評価が平均 96.4%、受講者が職場に戻ってからの所属上長に対する追跡調査（「研修の成果が発揮されているか」）で 5 段階評価の上位 2 段階までの評価が 100%と非常に高い評価を継続しており、特に追跡調査においては、全ての上長より効果的に活用できるという評価を受けている。 また、疾病の予防の観点からは、近年のぜん息やCOPDの治療環境等の変化を踏まえ、ぜん息等の患者の日常管理、教育	

		ズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち80％以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。 なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均80％以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。	っていくことになる。これらを着実に実施していくためには、ぜん息等の患者の身近で自己管理の支援ができるような人材を的確に育成することが必要不可欠であり、以下に掲げる研修等を効果的に実施する。 地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者に対して、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした研修を実施する。 また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。 これらの研修の内容等を改善し、より効果的に実施していく			機関等における緊急対応に対する正しい知識と適切な対応を促すために、患者教育及びコメディカル等の専門家を育成する専門研修を加えるという研修の強化を平成27年度から行った。平成28年度の研修の効果は、受講者の評価で5段階評価の上位2段階までの評価が平均99.5％と非常に高い評価を継続している。 さらに、上記の研修で育成した専門家を新たに設置された人材バンクに登録し、その活用を促すことにより、今後の地方公共団体が行うソフト3事業等の講師やスタッフ等の専門的な人材の確保の一助とする仕組みを動かし始め、平成28年度は155人（目標100人）の登録があった。これらの専門家は地方公共団体から講師として招聘され、参加者からの好評を得る結果となっており、今後も地域等における効果的な公害健康被害予防事業の実施に対する寄与への期待が非常に高い取組である。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成しているとしてBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	---	--	--	--

		ために、研修生に対するアンケート調査で理解度、研修ニーズ等を把握して、その後のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち80%以上の研修生から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。さらに、ソフト3事業の従事者を対象とした研修については、研修を修了し業務に復帰してから一定期間経過後に追跡調査も実施し、平均80%以上の研修生から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得ることを目標とする。 （2）ネットワークを活用した人的支援の強化 ソフト3事業を	・各研修受講者による評価で、有効回答者の80パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得る達成目標としていたが、それを大幅に上回る90パーセント以上の方から高い評価を得ることができた。 ・ソフト3事業の従事者を対象とした事業研修について、研修受講者の全ての所属上長に、「受講者が研修成果を効果的に活用できている」ことについて調査を実施し、全ての有効回答者から5段階評価で上位2段階までの高評価を得ることができた。 （2）ネットワークを活用した人的支援の強化 ・地域の予防事業の担い手である地方公共団体の体制が縮小傾向で、ソフト3事業の企画や実施を	・研修受講者の有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得るという目標に対して、それを大幅に上回る90パーセント以上から評価（94.7～98.1%）を得ることができた。 ・ソフト3事業従事者の研修受講者については、所属上長に対する追跡調査を実施し、有効回答者の80パーセント以上からプラスの評価を得るという目標に対して、「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を、全ての上長から得ることができた。 ・「ERCA予防事業人材バンク」への登録等の推進を積極的に図り、平成28年度における登録者数を100	
--	--	--	---	---	--

		実施する地方公共団体の実施体制の変化及びぜん息やＣＯＰＤの治療の進歩による自己管理支援の重要性の増大に対応するために、平成 26 年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」に基づく新たな事業として、平成 27 年度から「予防事業人材バンク」等を開始している。 「予防事業人材バンク」は、ぜん息やＣＯＰＤについて高度かつ専門性の高いスキルを持つコメディカルスタッフに登録していただき、その情報を地方公共団体が活用してソフト 3 事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行うことを支援する仕組みである。 「予防事業人材バンク」への登録等の推進を積	担う職員や保健師が不足しており、事業のスタッフの確保を支援する取組として、患者教育スタッフ育成研修の受講者や呼吸器・アレルギーの学会等が認定する患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者に登録してもらう「ERCA 予防事業人材バンク」を立ち上げている。 平成 28 年度は、登録者数を 100 人とするという目標に対して、それを大幅に上回る 155 名の登録者を獲得することができた。 ・地方公共団体に対して、人材バンク登録者の紹介並びに人材バンク登録者の派遣、事業ノウハウ及び企画立案の補助をパッケージした支援を行うなど、人材バンクの活用に向けて取組を進め、2 地方公共団体で延べ 4 名の登録者が助成事業の健康相談事業の講師として招聘された。患者目線に立った講話が参加者の好評を得たため、その成果を他の地方公共団体に広め、今後より一層の利活用を促していく。	人とする目標を大幅に上回る 155 人の登録を獲得することができた。 ＜課題と対応＞ 各研修をより効果的なものとするための取組を継続して行うとともに、「ERCA 予防事業人材バンク」については多くの登録者を獲得できているところであるが、地方公共団体に対して機構が新たに行っている事業ノウハウ及び企画立案の補助をパッケージした支援において登録者の活用を呼
--	--	--	---	---

			極的に図り、平成28年度における登録者数を100人とすることを目標とする。			びかけるなど、人材バンクの活用に向けて一層の取組を推進する必要がある。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－6	関係地方公共団体の事業に対する助成		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	難易度・高 助成メニューの見直しの初年度であり、メニュー等の定着やレベルアップの好循環の推進を図る必要があることから、地方公共団体に対するソフト面の支援を積極的に行う必要があるため	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0261

2. 主要な経年データ															
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度				2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
ソフト 3 事業が助 成事業費 全体に占 める割合	80%以上	同左	—	—	96.3%					予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667		
										決算額（千円）	933,450	911,223	864,405		
										経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296		
										経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423		
										行政サービス実 施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219		
										従事人員数	16	16	16		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。	環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。 なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。	(1) 公害健康被害予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業等を行う関係地方公共団体に助成金を交付する本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。各地域における公害健康被害予防事業の着実な実施を支えとともに、より効果的、効率的な実施に向けた取組を推進する。 (2) 見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップの好循環を図るための積極的な支援 平成26年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへ	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえた、より効果的・効率的実施に向けた取組がされているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。	<主要な業務実績> (1) 公害健康被害予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成 ・平成 27 年度から実施している新たな助成メニューによる助成事業の2年度目であり、ソフト3事業へ計 361 百万円の助成を行い、引き続き効果的な事業内容で実施しつつ費用の効率化を図ることができた。 (2) 見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップの好循環を図るための積極的な支援 ・地方公共団体実務者連絡会議や研修の機会を通じて、見直し後の新たな助成事業メニューについての各地方公共団体の実施状況の情報共有、先進事例の紹介などを積極的に実施した。	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： ・平成 27 年度から実施している新たな助成メニューによる助成事業の2年度目であり、混乱を招くことなく実施することができた。 ・見直し後の各助成事業に積極的に取り組んでいる地方公共団体を選定し、地方公共団体実務者連絡会議の場で「グッド・プラクティス」事例として発表し、他の地方公共団体への事業計画の参考となるよう情報提供を行った。	評価	B <評価に至った理由> 助成事業は、公害健康被害予防事業の大きな柱であるが、制度発足から時間が経過する中で事業の担い手である地方公共団体の体制等を含む事業環境が変化しており、ぜん息及び COPD の治療環境及び地域のニーズの変化等への対応といった点において必ずしも十分な体制が確保できていない地方公共団体もあるのが現状である。 このような地方公共団体の状況に加えて昨今の低金利による予防事業予算の減少等も相まって、事業の抜本的な見直しが必要な状況となっていたことから、平成 26 年度に制度発足以来初となる「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」の抜本的改正を行い、平成 27 年度から新要綱による新たな助成事業メニューを実施している。 新メニューへの円滑な移行のために、地方公共団体との意見交換を重ね、事業の計画・予算編成に配慮しつつ改正を進めてきたこと、地方公共団体の体制整備に資するために研修事業を通じて人材育成を行ったこと等により、改正初年度である平成 27 年度より多くの地方公共団体が新事業メニューに対応した事業を実施している。重点的に強化した患者の自己管理に関する要素が多い健康相談事業への参加者数は、平成 26 年度実績比で 200%を超え、平成 27 年度実績比でも 114%となるなど、継続して成果を上げた。 また、環境改善分野に係る助成事業については、平成 27 年度に地方公共団体のニーズを受けたメニューの見直しをするとともに計画作成事業の助成を行い、他の地方公共団体に情報を展開するなど、今後の展開が期待される。

		環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。	の具体的な対応を、この環境保健分野の助成事業と直轄事業の知識の普及等事業を中心に行っていくことになる。 環境保健分野の助成事業の見直しについては、関係地方公共団体等との調整・検討に基づく新たな助成メニューに対応する助成要綱等に改正をし、平成 27 年度の助成事業から適用しているところであるが、定着やレベルアップの好循環を図るために、切れ間のないソフト面の支援を積極的に行う必要がある。このため、「グッド・プラクティス」等の積極的な情報提供、地方公共団体が自らが実施するソフト 3 事業の実施効果を測定・把握するシステムの運用支援、地方公共団体間での情報交換を推進する取組等を行う。 これらのことにより、関係地方公共団体によるソフト 3 事業の効果的な実施を推進することとし、ソフト 3		・メニュー見直しの趣旨に則り、各助成事業に積極的に取り組んでいる地方公共団体を選定し、12 月の地方公共団体実務者連絡会議の場において当該取組をグッド・プラクティス事例として発表し、他の地方公共団体へ情報提供を行うとともに、機構HP及びすこやかライフに掲載し、幅広く周知した。 地方公共団体が直接、事業の評価・分析が可能となるよう、機構が構築した「集計・分析システム」を活用し、ソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査を平成 28 年度も継続して実施した。	・ソフト 3 事業の効果的な実施を推進することにより、平成 28 年度におけるソフト 3 事業が助成	・ソフト 3 事業が助成事業費全体に占める比率につ	以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	--	---	--	--	---	---	----------------------------------	---

			事業が助成事業費全体に占める比率について、平成 28 年度においては 80%以上を目標とする。 （３）環境改善分野の助成事業の具体的な見直しの推進 平成 28 年度から適用することとした、「計画作成事業（関係地方公共団体が、地域が抱える大気環境施策上の課題の解決に向けた計画を作成することも助成対象とするもの）」について、より多くの地方公共団体の活用を推進する取組等を行う。		事業費全体に占める比率は 96.3%であり、これは 80%以上としていた達成目標を大幅に上回った。 （３）環境改善分野の助成事業の具体的な見直しの推進 ・見直し後メニューの初年度である平成 28 年度は、「公害健康被害予防に係る助成事業の内容及び実施運営に関する達」の改正によって新たに実施できるようになった計画作成事業について 2 地方公共団体から要望があり、大気浄化植樹（助成）事業と合わせて計 11 百万円の助成を行った。 2 地方公共団体が行う計画作成事業については、地方公共団体実務者連絡会議の機会を通じて概要の情報共有を行い、地方公共団体へ活用の推進を図った。	いて、年度計画に掲げた目標の 80%を大幅に上回る 96.3%とすることができた。 ・平成 27 年度に助成メニューの見直しを行い、平成 28 年度から適用した計画作成事業について、2 地方公共団体に対し助成を行い、地方公共団体実務者連絡会議の機会を通じて、他の地方公共団体への事業計画の参考となるよう事業概要の情報共有を行った。 ＜課題と対応＞ 環境保健分野及び環境改善分野において、見直し後の助成事業メニューの定着やレベルアップの好循環を図るために、引き続き様々な機会を通じて関係地方公共団体へのソフト面での支援を積極的に行う必要がある。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業に係る事項		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
企業協働プロジェクトの実施による助成増加額	－	－	－	900 万円	900 万円			予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404		
								決算額（千円）	867,208	916,344	919,493		
若手プロジェクトリーダー育成人数	毎年度 10 人程度	－	16 人	24 人 （うち、新規採択者 10 人）	33 人 （うち、新規採択者 12 人）			経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973		
								経常利益（千円）	－	－	－		
評価対象団体数	－	8 団体	84 団体	140 団体	182 団体			行政サービス実施コスト（千円）	696,304	694,207	745,557		
								従事人員数	11.5	11.5	11.5		
概算払い団体数	－	－	－	18 団体	33 団体								
他の主体との連携会議実施回数	－	－	3 回	5 回	13 回								
Excel マクロファイル利用率	－	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%								

	助成対象分野への重点化	－	83.2%	79.6%	80.2%	95.9%									
	海外助成アジア太平洋地域への重点化	－	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%									
	これまで助成を受けたことのない団体への助成件数	全助成件数の2割以上	20%	26.4%	23.7%	26.8%									
	交付決定処理期間	平均処理期間 30 日間以内	30 日	28 日	27 日	26 日									
	支払申請処理期間	平均処理期間 4 週間以内	28 日	27.7 日	25.4 日	23.7 日									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 助成の重点化等 助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3 R (リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した	(1) 助成の重点化 助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3 R (リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した	(1) 助成の重点化等による効果的な実施 ① 助成対象については、引き続き国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成ではアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。 また、企業等からの寄付金を直接助成事業に充てる企業協働プロジェクトを引き続き推進する。	<評価の視点> 年度計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な助成その他の活動を行っているか。 <実績に対応する主な定量的指標> ・企業協働プロジェクト実施による助成総額の増加額 ・若手プロジェクトリーダー育成人数 ・評価対象団体数 ・概算払い団体数 ・他の主体との連携会議実施回数 <その他の指標> ・これまで助成を受けたことのない団体への助成件数 ・支払申請処理期間 ・交付決定処理期間	<主要な業務実績> (1) 助成の重点化等による効果的な実施 ① 助成対象について ア.国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定 223 件 (国内案件 : 180 件、海外案件 : 43 件) のうち、重点配慮事項の対象活動は、214 件 (95.9%) となった。 イ.海外の助成活動 43 件については、アジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 32 件 (74.4%) となった。 ウ.平成 26 年度から発足した「企業協働プロジェクト」の活用により寄付金のうち 900 万円を助成費に充てることにより 8 件助成を行い、助成規模の拡大を図った。	<評定と根拠> 自己評定 : B 評定理由 : (1) ① 助成対象について ア.国の政策目標等を勘案して作成された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成専門委員会において活動の採択を行った結果、その対象活動は、95.9% (H27 年度は 80.6%) となった。 助成団体の活動では、平成 28 年度より中学生向け英語の教科書に掲載され、全国で 25 万 8 千人の子どもたちの目に触れるなど広い啓発につながった。 イアジア太平洋地域での活動に重点をおいた結果、採択したもののうち 74.4% が当地域での活動となり、高い水準を保つことができた (H27 年度 32 件(86.5%))。 ウ. ●企業協働プロジェクト実施による助成総額の増加額 平成 26 年度から発足した、地球環境基金企業協働プロジェクトを活用し、(一社) 日本釣用品工業会の寄付による「つり環境ビジョン助成」を実施し、寄付金のうち、900 万円を助成費に充てることにより、8 件助成	評定 B	<評定に至った理由> 28 年度計画に沿って適正に事業が実施されている。
							・交付決定 223 件に対して、重点配慮事項の対象となる活動が 214 件 (95.9%) を占めており、国の政策目標等を勘案した助成の重点化を進めた。	・海外の助成活動 43 件に対して、アジア太平洋地域における助成活動が 32 件 (74.4%) を占めており、地域による重点化が図られた。 ・26 年度に創設した「企業協働プロジェクト」を活用し、(一社) 日本釣用品工業会からの寄付の一部 (900 万円) を財源として 8 件の助成を実施するなど、運用益によることなく助成規模の拡大を図った。

	取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。	に事業を実施する。	② 民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、将来の環境保全活動を担う若手人材を育成するため、振興事業と連携した「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」の活用の促進（年 10 件程度の採択を目指す。）を図る。 ③ 助成事業の効果的な実施の観点から、これまでの助成の成果を検証し、環境保全活動を行う民間団体の発展に資するような助成のあり方について、外部有識者を交えた検討を行い、助成の枠組	② 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム 今後の環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上を支援するため、若手プロジェクトリーダー育成支援対象者を応募 32 名の中から 12 名採択し、若手プロジェクトリーダを延べ 38 名（1 期生 16 名（これまでに 4 名離脱）、2 期生 10 名（これまでに 1 名離脱））支援することができた。 ③ 助成制度の見直し 平成 27 年 12 月より、外部有識者からなる「団体の成長と自立に向けた助成方針検討委員会（以下、助成方針検討委員会）」を立ち上げ、平成 5 年から平成 27 年度に地球環境基金の助成を受けた団体の収入等の調査やヒアリングを行った。環境保全活動を行う民間団体の発展に資するような助成のあり方について検討を行い、取りまとめた報告書（機構ホームページに公開）を地球環境基金の助成制度や採択を決定する助成専門委員会（10 月 24 日開催）へ提示し、平成 29 年度の応募要領へ本内容を反映した。	を行い、今日の低金利の下、運用益では見込めない助成総額の拡大と活動の実施による環境保全効果を得ることができた。 ② ●若手プロジェクトリーダー育成人数 今後の環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上を支援するため、若手プロジェクトリーダー育成支援対象者を応募 32 名の中から 12 名を採択し、助成事業により賃金を支給し活動に専念させるとともに、振興事業により研修を受講させる、若手プロジェクトリーダーを延べ 38 名を支援することができた。若手プロジェクトリーダーを重点的に支援することにより、活動成果が出始めている。 研修生の活動では、初めて「自伐型林業」という言葉が平成 29 年度から教科書に掲載されることとなった。（文科省検定済） ③ 新たな委員会を立ち上げ 平成 5 年度から平成 27 年度まで地球環境基金の助成を受けた団体の調査・ヒアリングを行ったこと、また、委員会からの提言を受け、それらを平成 29 年度の募集案内に反映することができた。 上記助成制度の見直しを経て、平成 29 年度地球環境	・若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムにおいては、新たに 12 名の育成支援対象者を採択し、助成事業から賃金を支給し活動に専念させるとともに、振興事業として研修を受講させる等の支援を継続して実施しており、修了者が一般社団法人等を設立して環境保全活動を行う事例、あるいは修了者の携わる取組が農業高校向け教科書に掲載された事例が認められるなど、効果の高い事業を実施した。 ・外部有識者を含む検討会において助成制度の見直しに向けた検討を行い、その提言の内容を踏まえて地域の活動を軌道に乗せ定着させるための新たな助成メニューの創設や一定期間助成を受けた団体に対する申請の制限の導入などの制度の見直し及びこれに基づく制度運営を実施するなど、助成事業の効果的な実施を図るための環境整備を実施した。
--	---	------------------	--	--	--	---

	(2) 助成先の固定化の回避 助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。 また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。	(2) 助成先固定化回避 一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととする。ことを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成(基本的に助成全体の2割以上)を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。	みの見直しを図る。 (2) 助成先固定化の回避 環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体への助成(全体の20%を目指す)に努めるとともに、引き続き、助成事業に係る周知広報を図る。また、助成継続年数の上限について募集要領に明記し厳正に履行する。	(2) 助成先固定化の回避 ①平成28年度の助成金採択に当たり、地球環境基金運営委員会の審議を経て、223件の助成を行い、機構ホームページに公表した。なお、3年を超える継続採択案件はなかった。 また、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象に59件の助成(全助成件数の26.8%)を行った。 ②助成先固定回避のため、助成継続年数の上限(6年)を設けることを決定し、平成29年度の募集案内に反映を行った。 ③助成事業の周知広報 ア.助成団体合同説明会の開催 機構とセブーンイレブン記念財団との共催で10の助成団体と合同説明会を東京にて開催し、約130名の環境NGO・NPO関係者が来場した。 イ.平成29年度助成金説明会の開催	基金助成金の募集を行い、416件の応募を受付け、助成専門委員会及び運営委員会の承認を経て225件の活動を内定した(3月31日)。 (2) 助成先固定化の回避 ① ●これまで助成を受けたことのない団体への助成件数 助成対象の裾野の拡大を図るため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない59件(全助成件数の26.8%)の採択を行うことができた(H27年度は49件、23.7%)。これにより、これまで助成を受けたことのない団体に助成(助成全体の2割以上)の目標を達成した。 ②従来なかった、助成継続年数の上限を、初めて設け、平成29年度の募集に反映した。 ③助成事業の周知広報 ア民間の助成団体と連携することにより、合同で助成金説明会を東京の他、地方でも開催し、全国4箇所で開催することができた。 (H27年度は6箇所。セブーンイレブン記念財団からは、地方での説明会手法を変更するため、独自に行いたいとのこと。) イ関係団体とのネットワー	・これまでに地球環境基金から助成を受けたことのない団体に対する助成に努め、その結果として全助成件数の26.8%に相当する59件を採択したことに加え、助成継続年数の上限(6年)を設定し平成29年度の募集案内に反映させるなど、助成先の固定化の回避に向けた取組を実施した。 ・民間の助成団体や環境保全活動の促進等を目的として環境省が環境教育促進法に基づき全国に設置する地方環境パートナーシップオフィスと連携して全国で助成金説明会を開催するとともに、環境NGO・NPO等に対する募集案内の送付(約1,870箇所)やメール案内の送信(約2,000件)、その他機構ホームページでの案内やリスティング広告を実施するなど、周知広報による実施助成対象の裾野の拡大に努めた(応募件数:平成27年度428件、平成28年度461件)。
--	---	--	--	---	--	---

				地球環境基金主催及び他の助成金運営団体と共同で、環境 NGO・NPO の数が多い地域、要望件数の少ない地域を中心に各地で助成金説明会を 9 箇所（12 地域）で開催した。	クを構築するため、全国 8 箇所の地方環境パートナーシップオフィス（以下、地方 EPO）と連携して助成金説明会を 9 箇所で開催した。これに加えて、地球環境基金活動報告会（12/10）においても、助成金個別相談会を新たに開催した。（H27 年度は 8 箇所）	
				ウ.各種媒体による周知広報 平成 29 年度地球環境基金助成金募集の周知を図るため、全国の環境 NGO・NPO にメール案内を送信した（約 2,000 件）。また、11 月に募集案内を約 1,870 箇所へ送付するほか、機構ホームページでの案内や、リスティング広告を実施した。また、T w i t t e r や機構ホームページを活用し助成活動について掲載した。	ウ助成金の募集案内を約 1,870 箇所へ送付した。（H27 年度とほぼ同数）	
（3）処理期間の短縮 助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1 件当たりの平均処理期間については、4 週間以内とすること。	（3）処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の 1 件当たりの平均処理期間を 4 週間以内とする。	（3）処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間を 4 週間以内とする。	（3）処理期間の短縮 助成金の支払申請の平均処理期間を迅速な処理に勤めた結果、4 週間以内の 23.7 日で処理することができた。	（3）●支払申請処理期間 助成金の支払申請の平均処理期間を迅速な処理に勤めた結果、4 週間以内の 23.7 日で処理することができた。（目標 28 日、H27 年度は 25.4 日）	・助成金の支払申請の平均処理期間を 4 週間以内の 23.7 日とするなど、迅速な処理に努めた。	
（4）第三者機関による評価	（4）第三者機関による評価を踏	（4）第三者機関による評価を踏	（4） 第三者機関による評価を踏まえた対応 助成活動の成果を向上させるため、平成 26 年度か	（4）●評価対象団体数 助成活動の成果を向上	・助成活動の成果の向上を目的として 26 年度に導入した新評価制度に基づき、評	

	を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。	まえた対応 助成した事業の成果の向上を促進するため、有識者等により構成する第三者委員会と連携し、事業実施期間に応じて、事前目標共有（初年度）、中間コンサルテーション（２年度目）、書面評価（３年度終了時）、実地評価（終了の翌年度）等を実施し、評価結果を公表する。また、評価結果を毎年策定する募集要領及び審査方針に反映させる。	ら再編した新たな評価要領に基づき、事前、中間、事後（書面、実地）と一連の評価を行う新たな評価制度に移行し、平成 28 年度から新たに継続評価を実施した。平成 27 年度までは試行的に行う評価もあったが、平成 28 年度からは評価対象（複数年プロジェクト）となるすべての 182 助成団体に対して評価を行った。実地評価に関しては、結果の概要を機構ホームページで公表するほか、結果を踏まえ、助成専門委員会への提言を取りまとめた。 ・ 1 年目 事前目標共有 71 団体 ・ 2 年目 中間コンサルテーション 58 団体 ・ 3 年目 書面評価 46 団体 ・活動終了後 実地評価 5 団体 ・（新規）継続評価 2 団体	させるため、平成 25 年度までは実地評価 8 件だけだったものを、平成 26 年度に評価要領を改正し、新たな評価制度を導入した。平成 28 年度は複数年（３年間）プロジェクトに対し、事前目標共有（71 団体、H27 年度は 69 団体）、中間コンサルテーション（58 団体、平成 27 年度は 51 団体）、書面評価（46 団体、平成 27 年度は 14 団体）、実地評価（5 団体、平成 27 年度は 6 団体）といった新評価制度に基づく一連の 4 つの評価を実施することができた。また、平成 28 年度からは新たにフロンランナー助成を対象とした継続評価（2 団体）を行ったこれにより、評価対象（計 182 団体、平成 27 年度は計 140 団体）全ての評価を実施し、平成 28 年度に評価制度の本格的実施へと完全に移行した。 多数の活動について評価を行った結果、評価専門委員より、はじめに行う事前目標共有が重要であるとの意見を受け、団体自らが目標設定しやすいよう助成金要望書の記載内容を変更するなど（目標が明確に書けるよう、記入欄を変更するほか、募集案内にも具体例を記載）反映した。 なお、中間コンサルテーションにおいて、委員からは活動の地域の巻き込み方、	価対象 182 団体全ての評価を実施しており、当該制度の本格的運用に移行した。また、当該評価に携わった評価専門委員会からの指摘を踏まえて運用の一部見直しを行うなど、評価結果の活用が図られた。
--	--	--	---	--	---	--

	(5) 利用者の利便性向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	(5) 利用者の利便向上を図る措置 ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。 ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。 ③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介	(5) 利用者の利便向上を図る措置 ① 募集時期の早期化などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。 ② 助成金の各種申請書等様式のダウンロード、中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体等の利便性を図る。 ③ 民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点か		(5) 利用者の利便性向上を図る措置 ①助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間 26 日（平均処理期間 30 日以内）で実施した。 ②一部概算払いの実施 活動 2 年目、3 年目の団体のうち、「前年度の支払事務が適正に行われている」、「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘案し、33 団体（2,500 万円）に対して、助成金 50%を上限に概算払いを実施した。 ③平成 29 年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請 E x c e l マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。E x c e l マクロファイルの使用率は	連携等の広め方や PR に関する幅広い関するアドバイスが多く、団体からは好評を得ている。 (5) 利用者の利便性向上を図る措置 ① ●交付決定処理期間 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間 26 日で実施できた（目標 30 日間、H27 年度は 27 日）。 ②●概算払い団体数 更なる助成金の利便向上を図るため、平成 27 年度より、これまで精算払いで行っている助成金の支払について、一部概算払いを 33 団体に対して実施した（H27 年度は 18 団体）。 ③平成 29 年度の助成に関する募集案内、各種様式や平成 28 年度の助成団体の活動状況、支払申請に必要	・ 交付決定処理期間の短縮（28 年度平均処理期間 26 日）、所定の要件を満たす団体（33 団体）に対する一部概算払い、機構ホームページへの申請書様式等の電子ファイルの掲載など、利用者の利便向上のための措置を講じた。
--	---	---	--	--	--	--	--

		介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。	ら、環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための交流会等を開催するとともに中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体のキャパシティビルディングに資する。また、民間の助成団体や地方環境パートナーシップオフィス等関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、情報交換を行う。	84.1%だった。 地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供した。	なExcelマクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した結果、8割以上の利用があった（H27年度は77.0%）。 助成団体の活動状況については、事務所訪問をした全ての団体（約60団体）について逐次ホームページにて情報提供した。	
			④ 助成金の支払事務が適正に行われ、計画通りに執行されている団体については、団体の求めに応じて概算払いを実施する。	④他の主体との連携・協働の促進 ア.環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進するための交流会を含む、活動報告会を12月10日に開催した。 イ.地方EPOと、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こしおよび地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した。また、11月から12月にかけて、地方EPOと協力し、助成金説明会を実施した。 ウ.各主体との連携を重要課題として掲げ、新たに以下のような多様なステークホルダーとの連携を図った。 (ア)NGO・NPO支援団体※連絡会の開催 ※企業財団や他法人など (イ)JICA東京との意見交換会	④民間団体による環境保全活動の持続的な発展を目指して ア 環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進するための交流会を含む、活動報告会を12月10日に開催した。 ●他の主体との連携会議実施回数 イ .地方EPOと、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こしおよび地域の環境施策の状況などについて意見交換を1回実施した。また、11月から12月にかけて、地方EPOと	・環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための活動報告会等の開催や、地方環境パートナーシップオフィス等の中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体のキャパシティビルディング及び助成金交付要望団体等の利便性の向上を図った。 また、意見交換会等の開催を通じて他のNGO・NPO支援団体やJICA等との連携を深めるとともに、企業CSR担当者との研究会へ参加するなど、関係団体とのネットワークの構築・連携強化に努めた。 以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、助成事業を適正に実施していると

					(ウ) J I C A、J I C S、外務省との意見交換会 (新規) (エ) 企業 C S R 担当者との研究会 (新規、年に 10 回程度)	協力し、助成金説明会を実施した。 ウ 他の N G O ・ N P O 支援団体との連絡会議を 1 回 (8 月)、J I C A との意見交換会を 1 回 (8 月) 開催し、連携を深めた。 また、平成 28 年度は従来なかった意見交換会として、基金と同様に海外 N G O に支援する J I C A、J I C S、外務省との意見交換会を 1 回行ったほか、企業 C S R 担当者との研究会へ参加した。これら定期的な意見交換や従来なかった交流を行うことにより、N G O ・ N P O 支援についての各主体の考え方を知ることができ、合同して実施できることや別々でやるべきことなど、支援の方向性を確認することができている。 <課題と対応> —	判断して「B」評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ニーズの的確な把握に努めるとともに、評価制度の着実な実施により、助成事業のさらなる充実に努めること。 <その他事項> ・助成制度の見直しに関しては、それぞれステークホルダーから意見を聞き取っていたことを着実に改善できるところを改善されていて、とても真摯に改善に尽力されている (有識者会議委員意見)
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業に係る事項		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
学生との交 流事業の実 施回数	－	－	－	1 回	2 回			予算額（千円）		981,864	978,521	1,122,404		
								決算額（千円）		867,208	916,344	919,493		
								経常費用（千円）		867,426	916,006	917,973		
								経常利益（千円）		－	－	－		
若手プロジ ェクトリー ダー研修実 施回数	各コース年 3 回	－	1 コース 3 回	2 コース 6 回	3 コース 9 回			行政サービス実 施コスト（千円）	696,304	694,207	745,557			
受講者アン ケート満 足度	「有意義で あった」と の評価を有 効回答者の うち 80 % 以上から得 る	80%	89.0%	98.5%	97.7%			従事人員数	11.5	11.5	11.5			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
					業務実績	自己評価							
	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。 また、これら事業の実施に当たっては、民	(1) 調査事業、研修事業の重点化 将来の環境保全活動を担う若手人材の育成及び若手人材間のネットワークの構築等に資するため、より効果の高い若手プロジェクトリーダー研修への重点化(年3コース、3回)を図る。 また、次世代を担うユース世代の環境保全活動の発表の場の提供、活動の表彰等を行うことにより、環境保全活動に取り組む裾野の拡大及びユース世代のネットワークの構築に資するため、学生との交流事業を民間団体、企業、自治体等と連携して年1回以上実施する。 調査事業については、国の政策目標等に沿っ	＜主な定量的指標＞ ・学生との交流事業実施回数 ・若手プロジェクトリーダー研修実施回数 ・受講者アンケート満足度 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な研修事業、調査事業その他の活動を行っているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 調査事業、研修事業の重点化 ・平成 27 年度に実施した環境NGO・NPO活動状況調査により収集したデータを環境NGO・NPO総覧オンラインデータベースに登録した。 ・第2回全国ユース環境活動発表大会の開催に向けて、情報誌「全国ユース環境ネットワーク3号」を発行し、応募を募った。	＜評定と根拠＞ 自己評定： B 評定理由： (1) 調査事業、研修事業の重点化 ・平成 27 年度に実施した環境NGO・NPOへのアンケート調査の結果をとりまとめ、データベースに反映することで、機構HPに公開しているNGO・NPO総覧オンラインデータベースを最新の状態に更新した。 ●学生との交流事業実施回数 ・平成 27 年度より広く国民の環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で主に高校生を対象とした「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を開始し、第2回全国ユース環境活動発表会の審査段階において、今回より新たに地区審査会を各地方(8箇所)にて開催するなど、高校生の環境活動と各地方との連携を促進することができた。 ・第1回全国ユース環境活動発表大会(H28.2)にて独立行政法人環境再生保全機構理事長賞を受賞した高校への副賞として2泊3日の国内環境体験プログラムを実施した。 ・全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n	<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">28年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</td></tr></table>	評定	B	＜評定に至った理由＞		28年度計画に沿って適正に事業が実施されている。	
					評定	B							
＜評定に至った理由＞													
28年度計画に沿って適正に事業が実施されている。													
					・第1回全国ユース環境活動発表大会(H28.2)にて独立行政法人環境再生保全機構理事長賞を受賞した高校への副賞として2泊3日の国内環境体験プログラムを実施した。 ・全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n	・第1回大会において理事長賞を受賞した高校の3名を引率し、北海道への国内環境体験プログラムを7月に実施した。 ・全国大学生環境活動コン	・持続可能な社会の担い手を育むことを目的として平成 27 年度に環境省と共同で開始した「全国ユース環境ネットワーク促進事業」の一環として、「全国ユース環境活動発表大会」(環境省・国連大学との共催)を開催し、応募のあった全国 96 校の審査を地方環境パートナーシップオフィスの協力のもと全国 8 か所で開催するなど、高校生の環境活動と各地方との連携を図った。 また、全国大学生環境活動コンテスト(ecocon 2016)に共催として新たに参画することで、支援の対象を大学生を含めたユース世代全体へと拡大した。						

	間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。	た課題に重点化を図る。		2016)に共催として新たに参画し、大学生の環境活動の推進に貢献した。 ・第2回全国ユース環境活動発表大会を平成 29 年2月に開催した。
--	--	-------------	--	--

	また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。	め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。	い、効果的な研修事業の実施に努める。また、各研修事業について、「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるように努める。		興と実践活動を担う人材を育成するため、マレーシアにおいて、20 日間の海外派遣研修を実施した。	アドバイザーを委嘱し、アドバイザーが研修現場をチェックし研修運営団体に指導をすることで、研修プログラムの改善に取り組んでいる。チェックは、事前準備や受講者への配慮などにも及び、改善事項を研修運営団体との実務者ミーティングにおいて共有することで、全国各地で行っている研修の質の改善を図っている。 ＜課題と対応＞ －	を含め、助成事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ユース世代の環境保全活動を支援するための「全国ユース環境ネットワーク促進事業」の今後の活用方策の検討及び研修内容・実施時期などニーズの的確な把握に努めることによる効果的・効率的な研修の実施など、振興事業のさらなる充実に努めること。 ＜その他事項＞ ・若い世代の環境活動について、高校生、大学生を対象にした交流事業を実施されているというのは、これは大変すばらしいことだと思います（有識者会議委員意見）
--	--	--	---	--	--	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－3	地球環境基金の運用等について		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」厳しい経済状況の中、企業・団体等からの大口寄付を獲得すること（寄付の獲得に向けて様々な取組を実施）	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額	－	新たな寄付の獲得	1 社 （10,000 千円）	3 社 （12,000 千円）	6 社 （14,500 千円）			予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404		
								決算額（千円）	867,208	916,344	919,493		
								経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973		
ポイント寄付提携カード数	－	前中期計画最終年度の実績数（7 カード）	7 カード	9 カード	10 カード			経常利益（千円）	－	－	－		
募金システム数	－	前中期計画最終年度の実績数（1 システム）	3 システム	3 システム	3 システム			行政サービス実施コスト（千円）	696,304	694,207	745,557		
広報・募金活動分野数	－	前中期計画最終年度の実績数（5 分野）	5 分野	5 分野	5 分野			従事人員数	11.5	11.5	11.5		
寄付件数（計画値）	前中期計画期間の実績数の平均	755.2 件 （3,776 件÷5 年）	755.2 件	755.2 件	755.2 件	755.2 件	755.2 件						
寄付件数（実績値）	－	－	874 件	899 件	821 件								
達成度	－	－	115.73%	119.04%	108.7%								
寄付額（計画値）	前中期計画期間の実績数の平均	47,524.2 千円 （237,621 千円÷5 年）	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円						

	寄付額 (実績値)	—	—	18,170 千円	18,712 千円	21,036 千円								
	達成度	—	—	38.23%	39.37%	44.26%								
	基金の運用額 (計画値)	—	年度計画予算 における計画額	210 百万円	201 百万円	173 百万円								
	基金の運用額 (実績値)	—	—	212 百万円	210 百万円	174 百万円								
	達成度	—	—	100.95%	104.48%	100.58%								

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年 度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第 2 期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的に P R するなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。	地球環境基金事業開始から 20 年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成 25 年度末までの 5 か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を	地球環境基金事業のこれまでの取組について、国民・事業者等の理解を促進するため、新聞紙面や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、地球環境基金のより一層の造成のため新たな寄付方策の導入に向けた検討を行う。 具体的な広報活動として、国民に対しては、「地球環境基金サポーター」について更なる広報に取り組むと	<主な定量的指標> ・企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額 ・ポイント寄付提携カード数 ・募金システム数 ・広報・募金活動分野数 ・寄付件数 ・寄付額 ・基金の運用額 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。	<主要な業務実績> 【地球環境基金を取り巻く状況】 ・地球環境基金への大口寄付(年間 100 万円以上)は、平成 18 年度の 8 社をピークに減少しており、第三期中期計画期間(平成 26～30 年度)の初年度である平成 26 年度には、継続して寄付をいただいている企業 1 社のみとなった。平成 27 年度は当該企業からの大口寄付もなくなり、新たな企業 1 社から大口寄付を得たのみで、平成 28 年度は 0 社となった。 ・大口寄付が減少している主な要因として、以下の点が考えられる。 ①特に東日本大震災を機に、企業による寄付先の見直し(地元への支援への重点化など)が行われたこと ②今日では単なる寄付ではなく、社員を参加させるなど企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献活動に取り組んでいること ③地球環境基金への寄付は、受けた寄付を一旦基金に組み入れて、その運用益により事業を行う仕組みであることから、企業の貢献度が見えにくいこと ④今日の低金利状況下において、運用益を見込め	<評定と根拠> 自己評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。	評定 B <評定に至った理由> 28 年度計画に沿って適正に事業が実施されている。		

		強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。	ともに、カードポイントによる寄付の拡充に努める。 一方、事業者等に対しては、現在の社会経済情勢を踏まえ、「地球環境基金企業協働プロジェクト」による寄付獲得に重点を置き、より多くの参加を得るよう企業CSR担当者等への直接の広報等に取り組むことにより、寄付の拡充に努める。 なお、出えん金の総額及び件数については、社会経済情勢や前中期目標期間以降の推移を改めて分析したうえで、その増加に努める。		ない基金へ新たに組み入れることについて、企業等の理解が得られないこと (1) 広報・募金活動等 ・「地球環境基金企業協働プロジェクト」の積極的な周知活動及び参画している業界団体に対し成果及び効果の報告を行い、寄付の継続、新たな寄付獲得に努めた。 ・さらに、同プロジェクトの枠組みを活用した東京 2020 に関連した市民参加による環境活動を支援する特別助成を創設、同助成への賛同（寄付）を得るための参加の働きかけを行った。 ・また、新聞等のメディア媒体を活用し、地球環境基金事業の紹介や、「地球環境基金企業協働プロジェクト」、「地球環境基金サポーター」に関する広報を実施するとともに、環境イベント等でのブース出展を通じて助成活動を来場者に対して実際に紹介することで事業への理解を図った。 ・クレジットカード等各種カードポイントからの寄付については、各カード運営会社へ事業説明を展開しカードポイントの拡充に努めた。	(1) 広報・募金活動等 ・地球環境基金に対する寄付が減少する中、大口寄付獲得に向けて創設した「地球環境基金企業協働プロジェクト」に参画している業界団体から継続して寄付を受け入れることができた。 ・東京 2020 に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への賛同を得るための活動を行い、1 社から寄付を得ることができた。 ・また、全国ユース環境ネットワーク促進事業」(振興事業)の実施に当たっても、「地球環境基金企業協働プロジェクト」の枠組みを活用し、新たに2社からの寄付を含め、合計4社からの寄付を受け入れることができた。 ・カードポイントからの寄付については、新たに提携カードを拡充することができた(9カードから10カード)。 ・その他、事業活動に対する理解促進のため、広範な広報・募金活動に努めた結果、昨年度を上回る寄付金額を受け入れることができた(21,036千円、対前年度比114.2%)。また、寄付件数については、昨年度を下回ったものの、第二期中期計画期間最終年度の件数(789件)は上回るとともに、同期間中の件数(3,776件(年平均755.2件))を上回るペースを維持している。	・「地球環境基金企業協働プロジェクト」制度を活用した寄付先である（一社）日本釣用品工業会から継続して寄付を受け入れるとともに、「全国ユース環境ネットワーク促進事業」の実施に当たって関連企業2社から新たな寄付を受け入れた。 また、東京 2020 に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への賛同を得るための活動を行い、1 社から新たな寄付を受け入れた。 ・カードポイントからの寄付の拡充のため、新たに1件のカード会社との提携を行った。 ・また、新聞等のメディア媒体を活用し、地球環境基金事業の紹介や、「地球環境基金企業協働プロジェクト」、「地球環境基金サポーター」に関する広報を実施するとともに、環境イベント等でのブース出展を通じて助成活動を来場者に対して実際に紹介することで事業への理解を図った。なお、メディア活用で経費が発生するものについては費用対効果を含めた効果検証が引き続き必要である。 ・厳しい経済状況の中ではあるが、結果として、昨年度を上回る寄付金額を受け入れることができた(21,036千円、対前年度比114.2%)。また、寄付件数については、昨年度を下回ったものの、第二期中期計画期間最終年度の件数(789件)は上回るとともに、同期間中の件数(3,776件(年平均755.2件))を上回るペースを維持している。 以上のことから、運用等に関する事業を
	また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。				

					(2) 基金の運用 運用方針に従い、基金の安全な運用に努めつつ、市場金利の著しい低下を考慮した運用を図った。	に、同期間中の件数（3,776件（年平均755.2件））を上回るペースを維持している。 (2) 基金の運用 市場金利が著しく低下する中、基金の安全な運用に努めるとともに、市場の状況も考慮して債券を購入、結果として計画額を上回る利息収入を得ることができた。 <課題と対応> 地球環境基金への大口寄付が減少している中、「地球環境基金企業協働プロジェクト」に対する企業の参画を得るため、地球環境基金事業の紹介とともに、企業が賛同できる適切な助成分野（テーマ）の検討を行うなど、「地球環境基金企業協働プロジェクト」に参画を得るための周知を継続する。	適正に実施していると判断して「B」評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 寄付額に関する第3期中期目標を達成するため、これまで以上に機構の総力を結集し、寄付の獲得に努めること。 <その他事項> ・原資が増えるのかどうかという今後の課題につきましては、これはもちろん機構でどうこうできることではないですが、やはり、例えば、国全体の動きとしましては、休眠法ができたりとか休眠貯金法ができたりとか、いろいろな動きがありますので、こういうものについては、環境省としても地球環境基金への活用ということを含めて何らかの検討をしていかなければならない（有識者会議委員意見）
--	--	--	--	--	---	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」： 費用負担が困難な中小企業者等に対して、高濃度 PCB 廃棄物の処理費用負担軽減のために助成を行うことで、高濃度 PCB 廃棄物の処理が促進されるため、期限内処理の早期完了のためには必要不可欠な事業であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0178 平成 29 年度基金シート 基金シート番号 29-004

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数	100%	100%	100% $\left(\frac{3,993 \text{ 件}}{3,993 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,680 \text{ 件}}{3,680 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,485 \text{ 件}}{3,485 \text{ 件}}\right)$			予算額（千円）	3,092,992	3,134,794	3,051,672		
助成対象事業の実施状況等の公表回数	年 5 回 （四半期＋決算）	5 回	5 回	5 回	5 回			決算額（千円）	2,233,092	2,269,199	1,953,608		
		－						経常費用（千円）	2,233,054	2,268,968	1,953,743		
		－						経常利益（千円）	－	－	－		
	－	－						行政サービス実施コスト（千円）	2,173,590	2,168,696	1,944,671		
		－						従事人員数	2.25	2.25	2.25		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）従事人員数については、平成 2 6 事業年度事業報告書から記載。ただし、地球環境基金業務に計上した管理職を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。	ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。	環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請（軽減事業では四半期ごと及び振興事業では年 1 回）及び事業実績報告の内容を適正に審査した上で交付する。	<主な定量的指標> 軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数、助成対象実施の実施状況等の公表回数 <その他の指標> <評価の視点> 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	<主要な業務実績> 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの第 1 四半期から第 4 四半期までの支払申請を処理して助成金を交付した。	<評定と根拠> 自己評定：B 評定理由： 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの第 1 四半期から第 4 四半期までの支払申請（3,485 件）の全件を適正に処理して助成金を交付した。	評定 B <評定に至った理由> 軽減事業について環境大臣の指定する者からの支払い申請（3,485件）に対して、全件適正に処理し助成金を交付されたことや、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表したことから、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」評価としたもの。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後も、中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保していただきたい。 <その他事項> 特になし。	
	また、これら審	本助成金の交	また、本助成金		また、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金	また、本助成金の助成対象		

	査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。	付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。	の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表（年５回）する。		の管理状況等について、今年度は予定している５回のうち５回機構ホームページで公表した。	事業の実施状況、基金の管理状況等について、今年度はすでに５回機構ホームページで公表できた。 <課題と対応> PCB 廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する者からの支払申請を適正に審査して実施する。また、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について機構ホームページで公表する。	
--	---	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5 環境再生保全機構法第10条第1項第6号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等 平成29年度行政事業レビューシート 事業番号0314

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
	積立者に対する運用状況等の情報提供率	100%	100%	100%	100% $\left(\frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,196 \text{ 件}}{1,196 \text{ 件}}\right)$				予算額（千円）	289,772	282,586	295,973		
	積立金の運用額	年度計画予算における実績額 -	-	(計画額) 267 百万円 (実績額) 307 百万円	(計画額) 265 百万円 (実績額) 298 百万円	(計画額) 277 百万円 (実績額) 281 百万円				決算額（千円）	210,646	209,315	237,427		
										経常費用（千円）	325,171	313,140	301,607		
										経常利益（千円）	—	—	—		
										行政サービス実施コスト（千円）	18,107	14,131	22,018		
										従事人員数	1.25	1.25	1.25		

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2）従事人員数については、平成26事業年度事業報告書から記載。ただし、地球環境基金業務に計上した管理職を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。 本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。 また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	本積立金について、取戻し請求に確実に対応するとともに、積立額及び取戻額を想定し資金の出入を把握することにより、予定外の資金需要に対応できる余裕を確保しつつ、より有利な運用を行う。 また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額を年 1 回 3 月末に通知する。	＜主な定量的指標＞ 積立者に対する運用状況等の情報提供率、積立金の運用額 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 本積立金の運用については、最終処分場の埋立終了等に伴う取戻請求に対応するため預金による短期運用を中心としつつ、運用可能な資金の把握を正確に行うことで、予定外の資金需要に対応できる余裕を取りつつ、より長い期間で利率のよい債券を購入し、計画額を上回る運用収入の確保を図った。 また、本積立金の積立者に対し、平成 28 年度運用利息額の通知を平成 29 年 3 月末に送付した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 本積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、計画額（277 百万円）を上回る運用収入を確保した。 また、資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、平成 28 年度運用利息額の通知を平成 29 年 3 月末に送付した。 ＜課題と対応＞ 維持管理積立金の積立て及び取戻し等について適切に対応し、維持管理積立金の管理を行う。 維持管理積立金の運用については、運用可能な資金の把握を正確に行うことで、予定外の資金需要に対応できる余裕を取りつつ、より長い期間で利率のよい債券を購入し、計画額を上回る運用収入を確保する。 また、資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を定期的に通知する。	評定	B
								＜評定に至った理由＞ 積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、計画額（277百万円）を上回る運用収入（281百万円）を確保している。また、積立者に対する運用状況等の透明性確保についても、運用利息額の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。 以上の中期計画を着実に達成していることから、「B」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における適正な維持管理を促進するため、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法による運用や維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供等に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ 特になし。
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－1	認定・支給等の迅速かつ適正な実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿健康被害者の迅速な救済が求められているため。 難易度：「高」認定には環境省において高度な医学的判定を受ける必要があり、迅速に認定等を行うためには、機構が個々の申請（症例）に応じて適確な資料を収集する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成29年度行政事業レビューシート 事業番号 0265 平成29年度基金シート 基金シート番号 29-005

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （参考値）	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度		2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
療 養 中 の 申 請 から 認 定 等 決 定 ま で の 処 理 日 数	前中期目標 期間中より 短縮	151 日 （前中期目標期間中 の処理日数）注 1）	116 日 注 2）	106 日 注 2）	98 日 注 2）			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848		
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712		
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762		
								経常利益（千円）	—	—	—		
								行政サービス実 施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836		
								従事人員数	43	43	43		

注1) 前中期目標期間中における平均値。

注2) 石綿繊維計測案件（特殊事例）を除いた日数。

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。	(1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。 また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口の情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。	(1) 認定等の迅速かつ適正な実施 申請段階から医療機関と緊密に連絡を行い、病理標本など医学的判定に必要な資料の整備に努め、1 回の判定で結果が得られる案件を増加させることで、療養中の方々からの認定申請について、特殊な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するとともに、計測に時間を要している石綿繊維の計測を着実に実施する。 また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口で随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。	＜主な定量的指標＞ (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・療養中の方の認定申請について、特殊事例を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮 (参考) ・前中期目標期間の平均処理期間 151 日 ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115 日 ＜その他の指標＞ ・療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の支給までの処理期間 ＜評価の視点＞ (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。 ・労災保険制度等の他制度との連携を図る取組が行われているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数は石綿繊維計測等の特殊事例を除き 98 日(前年度実績 106 日)であった。 ・中皮腫の申請において、診断が非常に困難とされる肉腫型症例など、胸膜上皮型以外の組織型の申請比率が高まった(平成 27 年度 37.3%→平成 28 年度 42.8%)ものの、申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求めて判定申出を行ったことなどにより、1 回の医学的判定で結果が得られた割合は 63.0%となり、前年度(64.0%)並みを維持した。 ・労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を精査し厚生労働省に 44 件の情報提供を行った。	＜評価と根拠＞ 自己評価：A 評定理由： (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・①判定が困難な中皮腫の症例について、申出前から医療機関に病理標本等の資料の提出を求めること、②追加資料を求められた案件を含め案件毎の進捗管理を徹底すること、③審議回数の増や審議会スケジュールの平準化について環境省にも働きかけることなど期間短縮に向けた取組によって、石綿繊維計測等の特殊事例を除く平均処理日数は 98 日(前年度実績 106 日)を達成し、前中期目標期間の平均 151 日と比べて期間短縮(35.1%減)が図られている。	評定	A
	(2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。	(2) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。	(2) 迅速かつ適正な支給 救済給付の請求に関する案内資料の記載について、より分かりやすくなるよう見直しを検討するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進め、支給に係る事務を適切に行う。 また、認定の更	(2) 迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。	(2) 迅速かつ適正な支給 ・迅速かつ適正な支給に係る以下の取組を進め、適切な支給を行った。 i) 医療機関等向けに作製した医療費請求案内のパンフレットについて、電話等で問合せ多い事例を Q&A や記載例に新たに掲載するなどの改訂を行った。 ii) ご遺族への手続の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費(償還)請求が行われていない被認定者に対する手続方法の再案内も実施し、時効により救済給付の請求ができなくなることを防ぎ、早めに手続が行われるための取組の推進。 iii) 業務継続計画の非常時優先業務である療養手当の支給について、療養手当支払手順書を改訂。等	(2) 迅速かつ適正な支給 ・医療機関等向けパンフレットの改訂や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行っている。 ・救済給付の支給については、前中期目標期間の平均を概ね下回る処理期間で適正な支給を行うことができている。(療養手当(初回)の支給までの処理期間：前中期目標期間平均 23 日→平成 28 年度 16 日(30.4%減))	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り資料を収集し判定申出することにより、追加資料を求められる割合を減らし、引き続き処理期間の短縮に努める必要がある。	

			新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。		・更新申請の意思がないことが確認された者を除き、認定の有効期間満了 2 か月前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行った。 また、認定を更新した被認定者について、更新時に提出された申請資料から経過観察のみの状況が相当期間にわたり続いていると認められる場合の状況確認手順を決定し、対象者に文書の発出を開始した。	・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。 ＜課題と対応＞ （１）認定等の迅速かつ適正な実施 ・中皮腫の組織型など、申請疾病の態様が変わることにより、1 回の判定で結果が得られる割合が変動することもあり得るため、引き続き医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行うとともに、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなど、全体として処理機関の短縮に向けた取組の継続的に実施する。 （２）迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。 ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。	＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	---	--	--	--	-----------------------------

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	救済給付の支給に係る費用の徴収		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－3．石綿健康被害救済対策 平成 29 年度行政事業レビューシート　事業番号 0265

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度 （実績）	2 9 年度	3 0 年度			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
特別拠出金の徴収率		100%	100%	100%	100%				予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848		
									決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712		
									経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762		
									経常利益（千円）	—	—	—		
									行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836		
									従事人員数	43	43	43		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （平成 28 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。	特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。	＜主な定量的指標＞ 特別拠出金の徴収率 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 徴収すべき額を確実に徴収しているか	＜主要な業務実績＞ 特別事業主 4 社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち 2 事業主からの延納申請（4 期に分納）を受け付けたが、全納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収した。	＜評価と根拠＞ 自己評価：B 評価理由:特別拠出金の全納分及び延納分の徴収すべき額を徴収しているため。 ＜課題と対応＞ －	評価 B ＜評価に至った理由＞ 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として、特別事業主より確実に徴収を行うことができた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、着実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－3	制度運営の円滑化等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 79 条の 2 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」全国の医療機関に認定基準を理解し、適切な資料を提出してもらうためには、それぞれの指定疾病に応じた知見を全国の診療現場の医師に理解してもらう必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0265

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関		1,452 病院	1,539 病院	1,618 病院	1,680 病院			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848		
石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数		11 回	12 回	12 回	18 回			決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712		
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762		
								経常利益（千円）	－	－	－		
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836		
								従事人員数	43	43	43		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）従事人員数については、平成 26 事業年度事業報告書から記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。 (2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。	(1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。 (2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。	(1) 保健所等への情報提供 各地域で保健所等への説明会を実施し、制度及び手続等に関する知識を深め、申請手続の円滑化を図る。 (2) アンケート調査 救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ・申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関 ・石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数 ＜評価の視点＞ 医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 国の制度見直し等への対応 ・石綿健康被害救済小委員会の提言を踏まえ、申請負担軽減対策として、医師が作成する診断書の様式について電子化を行い、機構ホームページに公開した。 ・制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10 年の記録」として取りまとめ、関係方面に配布した。 (2) 保健所等への情報提供 ・保健所等窓口担当者の申請手続や相談についての必要な知識等を向上させるため、保健所説明会を全国 9 ブロックで説明会を実施した。また、県単独説明会は秋田県や沖縄県等の 4 か所で開催した。 ・保健師、医療従事者等を対象に、地方公共団体研修会を実施し、専門医等による石綿関連疾患に関する講演のほか、制度説明等を行った。(3 か所) (3) アンケート調査 ・被認定者等に対する各種のアンケート調査を行った。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施した。 ・医療機関への制度周知として申請に係る手引き等に加え、新たに訴求効果の高いポスターを作成するとともに、これらの配布先医療機関を拡大した(1,618 病院→1,654 病院)。 ・医師向けに石綿関連疾患や制度を適切に周知するため、学会における共催セミナーや医師会セミナーについて、昨年度より開催数を増やした。(12 回→18 回)。 ・細胞検査士に対して実施している中皮腫細胞診実習研修会について、従来に関東、関西に加え九州地区で初めて開催し、石綿関連疾患に関する知識及び診断技術の向上の場の拡大を図った。 (2 回：79 名→3 回：110 名) ＜課題と対応＞ 引き続き各種の制度周知を推進する。	＜評定に至った理由＞ 中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における、制度の施行状況及び今後の方向性を整理した報告書を踏まえ、速やかに診断書様式の電子化等に取り組むなど申請に係る負担軽減を図ったほか、制度施行 10 年を機に、これまでの制度運用に関する取組成果等について整理・取りまとめを行い、関係機関へ配布するなど、制度への対応、周知が行われている。 申請の窓口となる保健所等の担当者に対しては、必要な知識等の向上をさせるため、保健所説明会を実施し、また、医療機関に対しては、手引きやパンフレットの送付のほか、医療専門誌や全国テレビCM等の効果的な媒体を用いて制度周知を実施するとともに、地域の開業医等へも周知を図るため、各地域の医師会と連携し、医師向け研修会を実施した。 また、学会セミナー及び中皮腫細胞診断実習研修会の開催により、医師及び細胞検査技師等に対し石綿関連疾患に関する知識及び診断技術の向上を図ることができた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、医療従事者・医療機関等への申請手続きの周知を推進する必要がある。また、効果的な制度の周知のため、対象団体や手段を引き続き検討していく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	

	(3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。	(3) 認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。	(3) 医療機関等への申請手続等の周知 申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。		(4) 医療機関等への申請手続等の周知 ・医師向け手引きや故藤本義一氏によるポスター等を 1,654 か所の医療機関、682 か所の保健所等に配布した。 ・一般向けの制度周知広報として全国テレビCMを発信した。 ・医師、医療機関向け専門誌 4 誌において制度に関する掲載をした。 ・地域の開業医等へ制度周知を図るため、各地域の医師会と連携し、医師向けの研修会を 4 か所で実施した。 (5) 調査・情報収集の実施 ・石綿ばく露の実態を把握することを目的としてデータの集計等を行った。 ・中皮腫の治療内容等の情報を活用し、医療機関に対し情報提供することを目的に、データの整理、集計等を行った。 ・集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。 (6) 医療機関等への知見の還元等 ・中皮腫の診断に係る細胞診断について、細胞検査士等の診断技術の向上を図るため、本年度は新たに九州地区を加え、3 地区で中皮腫細胞診実習研修会を実施した。(7 月：関東、8 月：九州、1 月：関西) ・石綿による肺がんの診断に係る石綿小体計測について、検査技師等の測定技術の向上を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。 ・医師・医療機関を対象に、制度周知及び石綿関連疾患に係る診断等の医学的情報の周知を図るため、医師向けセミナー等を 18 か所で実施した。		
	(4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。	(4) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。 (5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。	(4) 調査・情報収集の実施 環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。 (5) 医療機関等への知見の還元等 診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催する。また、石綿による疾病等に関する医師向けの情報提供の方法について検討する。				

		(6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。	(6) 救済制度に関する情報の公開 救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。		(7) 救済制度に関する情報の公開 申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表し、一部は報道発表を行った。		
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－4	救済制度の広報・相談の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 79 条の 2 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿健康被害に関する国民からの相談等に適切に対応し、石綿健康被害者を申請に結びつけるよう制度周知を継続的に実施していく必要があるため。 難易度：「高」石綿による特殊性にかんがみ、今後も中皮腫を発症する患者が見込まれることから国民全体に制度を幅広く周知していくために適切な広報媒体を選択していく必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0265

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等 （参考）	達成目 標	基準値（参考） （前中期目標期間最終 年度値等）25年度	26年度	27年度	28年度	29年 度	30年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
広報の手法		・新聞 14 紙 ・車内広告 17 路線 ・石綿関連業界専門誌 2 誌	・新聞 28 紙 ・車内広告 17 路線 ・関西主要 4 駅における大型 広告 ・石綿関連業界専門誌 38 誌	・新聞 6 紙 ・全国テレビ CM（地上波 62 局・BS 5 局） ・全国地上波 45 局パブリシティ ・院内ビジョン 719 病院 ・交通広告 20 路線 ・全国ネットラジオ 34 局 ・特設サイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカル TV8 局 ・石綿関連業界専門誌 6 誌 ・故藤本義一氏によるポスター等を作成し 1,618 か所の医療機関及び 529 か所の保健所等に配布	・新聞 4 紙 ・全国テレビ CM（地上波 49 局、BS5 局） ・全国地上波 42 局パブリシティ ・院内ビジョン 225 か所 ・交通広告 2 路線 ・ラジオ 1 局 ・特設サイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカル TV1 局 ・故藤本義一氏によるポスター等を 1,654 か所の医療機関及び 682 か所の保健所等に配布			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848		
無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）		4,832 件 ※1)	4,832 件	5,884 件	5,648 件			決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712		
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762		
								経常利益（千円）	—	—	—		
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836		
								従事人員数	43	43	43		

※1) 今中期目標期間初年度件数

注 1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	（１）救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。 （２）制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。	（１）年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。 （２）救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。	（１）制度に関する広報等 救済制度発足 10 年経過及び前年度に実施した広報事業の成果等を踏まえた広報計画を定め、広範な情報発信をするとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。 （２）制度等に関する相談等 申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。	＜主な定量的指標＞ ・無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。	＜主要な業務実績＞ （１）制度に関する広報等 以下のとおり各種の広報を実施した。 ・全国紙及びスポーツ紙 4 紙（読売、朝日、毎日、スポニチ：5 回） ・全国テレビ CM（地上波 49 局、BS 5 局） ・全国地上波 42 局パブリシティ（番組内において制度紹介） ・交通広告（首都圏私鉄 2 路線） ・ラジオ（ニッポン放送 12 回） ・特設ウェブサイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカルテレビ（1 局） ・病院内ビジョン（全国 225 病院） （２）制度等に関する相談等 ・無料電話相談件数 5,648 件 ・奈良県との共催及び医師会等の後援により、アスベスト健康管理に関する一般住民向け説明会を実施（2 回 奈良県、沖縄県）。	＜評定と根拠＞ 自己評定：A 以下のとおり、テレビ CM や新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、前年度に引き続き国民全体に幅広く制度を周知することができたことから、自己評価を「A」とした。 ・平成 28 年度は予算縮減の中、テレビ CM 等に係る広報予算を平成 27 年度のほぼ半分で行う制約の下で、平成 27 年度に実施した各種広報媒体を活用した広報事業の無料電話相談のきっかけを調査・分析し、最も効果が高かったテレビ CM と新聞を中心に予算を重点的に配分し、テレビ CM（全国地上波 49 局・BS 放送 5 局）、テレビ番組パブリシティ（全国地上波 42 局）及び新聞（全国紙 3 紙ほか）を使って、平成 24 年に中皮腫で亡くなった作家の故藤本義一氏を起用して、全国規模の広報を行った。 ・また、国民全体に制度を幅広く周知していくため、広報対象地域を人口が多い首都圏、関西圏に限らず、地方にも十分配慮しながら広報を行った結果、無料電話相談の件数は、基準値である中期目標期間の	＜評定に至った理由＞ 石綿健康被害救済法によって救済されるべき方が、適切に申請等を行い、迅速に救済されるためには、国民全体に幅広く制度を継続して周知していくことが重要である。 平成 28 年度では、昨年度最も広報効果の高かったテレビ CM と新聞広告に重点を置くことで、前年度のおよそ半分の広報予算のなか、より効率的・効果的に幅広く制度の認知度を高める広報を実施した。 その結果、電話相談件数は、中期目標期間の期初（平成 26 年度）と比べ増加（4,832 件→5,648 件：1.17 倍）しており、昨年度件数（5,884 件）とも同程度となっている。特に重点的に広報を実施した平成 28 年 12 月から平成 29 年 2 月においても、平成 26 年度同期間の件数より増加（1,644 件→1,996 件：1.21 倍）している。また、申請件数も前年度に比べ増加（1,046 件→1,081 件：1.03 倍）し、そのうち未申請死亡者遺族からの申請件数が大幅に増加（159 件→197 件：1.24 倍）していることから、適切な広報媒体を活用した効果的な広報活動が実施されたと考えられる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 一時的な効果で終始する広報に留まらず、継続的に救済制度の広報活動を推進し救済制度の周知徹底を図る必要がある。また、相談件数の増加が申請件数の増加に反映されているか注視する必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	

					期初（平成 26 年度）の実績 4,832 件と比べ、5,648 件（16.9%増）となり、平成 28 年 12 月から平成 29 年 2 月までの 3 ヶ月間の無料電話相談の件数は、平成 26 年度の同期間の実績 1,644 件と比べ、1,996 件（21.4%増）であった。 ・これらは前述の平成 27 年度に大規模に行った広報による無料電話相談の実績 5,884 件（26 年度比 21.8%増）と比べても、ほぼ同程度の実績であり、費用対効果でも、27 年度の広報効果を検証し適切な広報媒体を選択したことで、契約額ベースで 27 年度の 138 百万円から 28 年度は 73 百万円に費用を半分に抑えながら効果的な広報ができたものと判断している。 ・また、申請（請求）件数では、平成 27 年度の実績 1,046 件と比べ、28 年度は 1,081 件（3.3%増）と増加しており、そのうち未申請死亡者の遺族からの請求件数は、平成 27 年度の実績 159 件と比べ、197 件（23.9%増）と大幅に増加するなど、相談件数の増加が、申請（請求）件数の増加に反映されたものと考えている。 <課題と対応> 引き続き、救済制度の広報活動を推進し、救済制度の周知を行い、救済	
--	--	--	--	--	---	--

						制度の認知度を向上させる。また、平成 28 年度に実施した広報の結果を踏まえ、今後の制度周知について検討する。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－5	安全かつ効率的な業務の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0265

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人情報保護・ 情報セキュリティ研修の受講者率		100%	100%	100%	100%			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848		
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712		
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762		
								経常利益（千円）	—	—	—		
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836		
								従事人員数	43	43	43		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 2）従事人員数については、平成 26 事業年度事業報告書から記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年 度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報を適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。	（１）認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。 （２）申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。	（１）認定・給付システムの運用等 認定・給付業務を効率的に実施するため、情報をセキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。 （２）個人情報の保護等 職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ 個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率 ＜評価の視点＞ 情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ （１）認定・給付システムの運用等 ・情報セキュリティを確保しつつ、システム担当者による定例会を毎月開催し情報共有を図るなど、認定・給付システムの安定的な運用を行った。 ・また、システムを活用して、毎月棚卸しを行い、審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。 （２）個人情報の保護等 ・石綿救済業務に係る個人情報の保護に万全を期すため、石綿健康被害救済部に石綿情報セキュリティ委員会を設置した。 ・外部専門家を交えてシステム活用によるリスク低減に向けた検討を行い、平成 29 年度中に申請関係業務のセキュリティレベルを向上させる対策を実施することとしている。 ・個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、石綿健康被害救済部の全職員（派遣職員等を含む）を対象に研修を実施した。 ・セキュリティ対策の最新情報を得るため、情報システムセキュリティ担当者を総務省が行う情報システム統一研修に参加させた。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B ・認定・給付システムについて、引き続き安定的に運用を行っている。 ・個人情報保護及び情報セキュリティへの対応を適切に行うため、石綿情報セキュリティ委員会の設置や外部専門家を交えての検討、また石綿救済業務に携わる全ての職員（派遣職員等を含む）に対して研修を実施することができた。 ＜課題と対応＞ 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの徹底を図る。	評価	B
							＜評定に至った理由＞ 認定・給付システムの運用にあたりデータセンターを活用してシステムの安定運用及び情報セキュリティの強化が図られているほか、システムを活用し、審査中案件の進捗管理を行うなど、適切・効率的に実施している。 また、救済業務に携わる全職員への個人情報保護・セキュリティ研修の実施のほか、石綿情報セキュリティ委員会の設置や、外部専門家を交えて認定・給付システム活用による漏洩リスク低減のための検討を行うなど、個人情報保護、情報セキュリティの確保が図られている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	

4. その他参考情報

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－6	救済制度の見直しへの対応		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0265

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	環境省との意見交換会の実施の有無		有	有	有	有				予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848		
										決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712		
										経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762		
										経常利益（千円）	－	－	－		
										行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836		
										従事人員数	43	43	43		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （平成 28 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	政府による改正法施行 5 年の救済制度の見直しに当たり、統計情報など必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。また、見直しの結果を受けて、その適切な実施に向けた検討を行う。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ 環境省との意見交換会の実施の有無 ＜評価の視点＞ ・情報提供収集が適切に行われているか。 ・見直しの結果を受けて、適切な実施に向けた検討が行われ	＜主要な業務実績＞ 環境省と定期的に意見交換を行うなどして情報収集に努め、環境省における改正法施行 5 年の見直しの審議・検討に参画し、救済制度の施行状況についてデータを収集・整理し提供したほか、見直しの結果を受けて、診断書様式の電子化など実施可能なものについて着手した。 また、平均処理日数の短縮に向けて実務的な観点から課題を整理し、環境省と議論を行い、環境省における審査件数を増加させることができた。 更に、制度運用に関するこれまでの機構の取組を中心に整理を行い、「石綿健康被害救済制度 10 年の記録」を作製した	＜評価と根拠＞ 自己評価：B ・環境省における改正法の施行後 5 年の見直しの審議・検討に参画し、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を行い環境省に提供したほか、見直しの結果を受けて、診断書様式の電子化など実施可能なものについて着手した。 ・また、中央環境審議会	評価 B ＜評価に至った理由＞ 環境省と制度運用を含めた意見交換を行い情報収集に努めているほか、制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査を着実に実施している。 平成 28 年度においては、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における制度の施行状況の評価・検討の審議に際し、制度実施状況の統計情報の提供を的確に行うとともに、取りまとめられた報告書を踏まえ、速やかに診断書様式の電子化等に取り組むなど、申請に係る負担軽減の措置を速やか

				ているか。		環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における議論を踏まえ、平均処理日数の短縮に向けて、環境省と議論を行い、環境省における審査件数を増加させることができた。 ・制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10 年の記録」として取りまとめ、関係方面に配布した。 ＜課題と対応＞ 政府による改正法施行5年の救済制度の見直しについて、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の提言を踏まえ、環境省他、関係機関とも連携のうえ、必要な対応を行う。	に実施した。また、制度施行 10 年を機に、これまでの制度運用に関する取組成果等について整理・取りまとめを行い、関係機関へ配布するなど、制度への速やかな対応・周知が図られている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今後も引き続き制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査を着実に実施し、意見交換を行っていくとともに、今般の中央環境審議会提言を踏まえ、関係機関とも連携をとった上で適切な対応を図っていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	-------	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年 度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
新規課題公募における申請件数 事後評価における上位2段階の割合	業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保	H25：270件 H26：223件 H27：251件 （平均：248件）	－	－	251件			予算額（千円）	－	－	164,603		
	事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに、60%以上を目指す。	50.3%	－	－	－			決算額（千円）	－	－	150,465		
								経常費用（千円）	－	－	105,747		
								経常利益（千円）	－	－	－		
								行政サービス実施コスト（千円）	－	－	115,818		
								従事人員数	－	－	4		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	（１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげ、戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。	（１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげ、戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用	（１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 平成 28 年 10 月 1 日から、これまで環境省が実施していた環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の一部業務が機構に移管されることに伴い、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、配分業務等の実績を有する職員の配置を行うとともに、業務の実施に必要な規程やマニュアルの整備など推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。	＜主な定量的指標＞ ●新規課題公募における申請件数において、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保（平均：248 件） ●事後評価において、上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近 5 年間の実績の平均値（50.3％）を上回り、さらに、60％以上を目指す。 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ●業務移管に伴う業務の実施に必要な規程や体制を整備し、業務移管後における推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施すること。 ●公募の実施に当たって、広く研究者から提案を募り、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保することで、研究レベルを確保すること。	＜主要な業務実績＞ （１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 ①推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制整備 推進費の業務を円滑に移管するため、平成 28 年 4 月、「環境研究総合推進準備チーム」を立上げ、10 月からの業務開始に向けた準備を進めた。 平成 28 年 10 月、業務の開始に合わせ、推進費業務を所掌する専門部署の新設及び専門職員を配置し、業務運営を円滑に実施するための体制を整備した。 また、公募手続、契約事務を一元的かつ効率的に実施できる執務スペースと研究者が行うアドバイザリーボード会合等で使用できる会議室スペースを備えた事務所を、平成 28 年 10 月に東京都内に開設した。 平成 28 年 10 月 1 日からの推進費の業務移管に向けて、9 月までに組織の見直し、会計ルールの変更など総務、経理に関する既存規程 33 本の改正及び推進費業務を機構が実施する上で必要となる新規規程 6 本を制定した。	＜評価と根拠＞ 自己評価：A 評価理由： 以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価を「A」とした。 ●推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制整備 今回の推進費の一部業務の移管においては、業務移管後直ちに平成 29 年度新規課題の公募業務を行う必要があった。このため、機構では、新たな研究費の運用ルールの見直しを前倒しで進めたこと、新規パンフレットの製作など広報を積極的に行ったこと、専門性の高い職員を新たに採用するなど体制を強化したことにより、研究機関や研究者に混乱を生じさせることなく、業務を運営することができた。 ●平成 29 年度新規課題の公募の実施及び申請結果 新規課題の公募については、業務移管前の直近 3 年間の水準（平成 248 件）を上回る 251 件の申請があり、目標を達成し	評価 B ＜評価に至った理由＞ 平成 28 年度計画に沿って適正に事業が実施されている。 平成 28 年度 10 月から環境研究総合推進費の一部業務が環境省から環境再生保全機構に移管された。これに際し、同年 4 月に「環境研究総合推進準備チーム」を立上げ、10 月の業務開始に合わせ推進費業務を所掌する専門部署を新設するなど円滑な業務の移管に努めた。 また、推進費業務の移管に向けて会計ルールの変更など総務、経理に関する既存規定を 33 本改正し、機構が推進費業務を実施する上で必要な新規規定 6 本を制定するなどの体制整備を実施した。 平成 29 年度新規課題の公募実施に当たっては、推進費の啓発ツール、WEB コンテンツを新規に作成するとともに、公募情報を経団連の機関紙や研究者コミュニティの WEB サイトに掲載依頼をした。また、新規公募の説明会を大学、研究機関 5 箇所で開催し、広く周知を図った。 平成 29 年度新規課題における公募審査の実施にあたっては、外部有識者により構成される環境研究推進委員会及び推進戦略で設定する 5 領域の各研究部会を機構において新たに設置し、公募の審査、採択等の一部業務を実施した。また、必要性、有効性等の専門的な視点から行う審査の他、環境省が審査に参画するとともに、行政への貢献が期待される課題について、加点を行う仕組みを採用するなど、透明かつ公平で効率的な制度の運営に努めた。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目	

	研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。	して研究及び技術開発等を実施する。 研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。 研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保す	平成28年度は、平成29年度から開始する「環境問題対応型研究」、「課題調査型研究」（以下「戦略F S」という。）、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」の研究及び技術開発等について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示し、新規課題の公募を行う。 公募の実施に当たっては、公募説明会の開催、広報パンフレットの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レ	平成29年新規課題の公募を平成28年10月3日～11月7日までの期間において、府省共通研究開発管理システム「e-Rad」を活用し、「環境問題対応型研究」、「課題調査型研究」、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」の4つの公募区分について実施した。 今回の公募では、COP21で採択された「パリ協定」を踏まえて気候変動対策に関する研究課題等を特に提案を求める研究開発テーマとして公募要領や公募説明会において積極的に広報するなど、重点的に公募を行った。 公募の実施に当たっては、推進費の啓発ツールやWEBコンテンツを新規に作成するとともに、公募情報を経団連の機関紙や研究者コミュニティのWEBサイトにも掲載するなど広く周知を図った。 また、公募説明会を大学、研究機関の5箇所で開催するとともに、経団連環境安全委員会でも説明を行った。 これらにより、平成29年度新規課題の公募を実施した結果、計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準（平均248件）を上回る251件の申請があった。	た。また、公募要領や公募説明会において、重点テーマや重点採択等について積極的に広報等を実施した結果、低炭素領域の課題の応募が大幅に増加（27件→37件）した。採択においても、これらの研究課題を重点的に採択する仕組みを採用し、同領域の課題を重点的に採択した（平均採択率が22%に対し、低炭素領域は35%）。さらに、これまで申請が少なかった民間企業からの申請も大幅に増加した（2件→11件）。 ●審査方法の改善 今回の公募から、行政ニーズとつながりの高い研究課題が客観的に選考されるよう、第一次審査において、行政推薦された課題に加点する仕組みを新たに採用して審査のルール化を図るなど、公募の審査方法の一部見直しを行った。 本項目は、環境省から移管され、平成28年10月から開始した新規業務であり、今後の機構の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であるが、広報の充実等により、申請件数の数値目標を達成し、研究レベルを確保するとともに、重点的採択や行政推薦課題の加点の仕組みなど新たな取組	標を達成していると認められるためBとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	--	---	--	--

	（２）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかな	ることを目標とする。 （平成 28 年度新規課題：262 件、平成 27 年度新規課題：225 件、平成 26 年度新規課題：282 件）（戦略的研究開発領域を除く）	観点から、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。 また、平成 28 年度以前から開始されている継続研究課題については、平成 29 年度から機構において環境省から業務が引き継げるよう、研究機関との契約事務等の準備を行う。		（２）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 外部有識者により構成される環境研究推進委員会及び推進戦略で設定する 5 領域の各研究部会を機構において新たに設置し、公募の審査、採択等の一部業務を実施した。 また、平成 29 年度新規課題における公募審査の実施にあたっては、必要性、有効性等の専門的な視点から行う審査に加え、環境省が審査に参画し、行政への貢献が期待される課題について、加点を行う新たな仕組みを採用した。 プレ審査、第一次審査（書面審査）を経て、第二次審査（ヒアリング審査）を実施し、その結果の高い順に、評価委員による査定後の研究費をもとに 55 課題の新規課題を採択した。 今回の採択では、「パリ協定」を踏まえ、気候変動対策に関する課題等について、重点的に採択するとともに、若手枠、課題調査型研究、次世代事業の区分についても新規課題を採択した。	により、政策ニーズに則した課題を採択した。これらを踏まえれば A と評価する。 ＜課題と対応＞ 現行の公募方法では、公募開始から申請書提出の締切りまでの期間が 1 ヶ月程度と短く、新規申請者が公募内容を知り得てから研究計画を作成し申請するまでの期間が十分に確保できていない恐れがあることから、今後は、公表可能な範囲で公募概要（公募区分、公募期間等）を早期に公表するなど、公募方法の見直しを検討する。	
--	--	---	--	--	--	--	--

	どについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参加する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。	個別研究課題の領域の各研究部会等を機構において設置する。機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参加を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省に	平成 29 年度から開始する新規課題の採択に当たっては、豊富な研究経歴を有するプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）によるプレ審査を経て、推進委員会及び研究部会において、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参加を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。				
--	--	--	---	--	--	--	--

	また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。 事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。 【難易度：高】直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。	における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。 研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。 事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値（※）を上回り、さらに60%以上となることを目指す。 また、各年度において、学識経験者（アドバイザー）及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイ					
--	---	---	--	--	--	--	--

		ザリーボード 会合を、原則と して年 1 回以 上、研究代表者 が開催するよ う支援し、関係 者に対する学 識経験者（アド バイザー）から の助言に加え て、POによる 情報共有、研究 の進捗確認等 が行えるよう にする。 ※ 業務移管前 の直近 5 年間 の平均値は 50.3 %に留ま っており、目標 達成は容易で はなく、困難度 が高い。					
	（３）研究成果 の普及及び活用 の促進 推進費に係る研 究成果の環境政 策等への貢献を 図るため、環境 省と緊密に連携 し、研究途中段 階において、環 境省の政策実務 担当者と研究者 が情報共有する 仕組みを充実さ せるとともに、 環境省が実施す る追跡評価結果 等を踏まえて、	（３）研究成果 の普及及び活用 の促進 推進費に係る研 究成果の環境政 策等への貢献を 図るため、環境 省と緊密に連携 し、研究途中段 階において、環 境省の政策実務担 当者と研究者が 情報共有する仕 組みを充実させ るとともに、環 境省が実施する 追跡	（３）研究成果 の普及及び活用 の促進 平成 28 年度は、 環境省がこれま で実施してきた 研究の成果を機 構が新しく開設 するウェブサイ トへ掲載し、広 く公表するなど、 研究成果を広く 周知するための 仕組みを構築す る。		（３）研究成果の普及及び活用の促進 環境省がこれまで実施してきた研究の成果を 機構が新しく開設したWEBサイトから閲覧で きるよう、機構WEBサイトに環境省の環境研究 総合推進費WEBサイトのリンクを張るなど、研 究成果の普及に努めた。		

	研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。 また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。	評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。 また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、研究成果発表会を開催したり研究成果を広く周知するシンポジウムを開催したりするほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。					
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	効率的、効果的な研究及び技術開発の推進		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度		2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
研究費使用 における研 究者の利便 性の向上	研究者に対 して、研究 費の利便性 の向上に関 するアンケ ート調査を 実施し、有 効回答者の うち 60 % 以上の者か ら上位 2 段 階までの評 価を得る。	同左	—	—	—			予算額（千円）	—	—	164,603		
								決算額（千円）	—	—	150,465		
								経常費用（千円）	—	—	105,747		
								経常利益（千円）	—	—	—		
								行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	115,818		
								従事人員数	—	—	4		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																									
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
					業務実績	自己評価	評定	B																	
	（１）予算の弾力的な執行による利便性の向上 運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。 【重要度：高】 推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。	（１）予算の弾力的な執行による利便性の向上 研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性を向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。 なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60％以上の者から上位２段階までの評価	（１）予算の弾力的な執行による利便性の向上 研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び研究開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、平成 29 年度の研究課題からの適用に向けて、予算の弾力的な執行を行うための規程の整備や会計処理方法の見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ 今回の業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの導入等により、研究費の執行の利便性の向上が図られたか、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位２段階までの評価を得る。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 業務移管に伴い、予算の弾力的な執行による利便性の向上等を図ることで、効率的、効果的に研究が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ （１）予算の弾力的な執行による利便性の向上 ①研究費の新たな使用ルールの導入 業務移管により、効率的、効果的な研究費の使用が可能となるよう、複数年度契約方式の採用、概算払の実施、研究費の繰越し、数年度にわたる調達等の契約等、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど、研究者にとってより使いやすい制度に見直しを行った。 また、これらの見直しに加え、研究費が年度当初から計画的に執行できるようにするため、4月１日から研究費の執行を可能とするルールの見直しも併せて行った。 ●業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの導入 ア. 契約期間 2年度を上限とした複数年契約 イ. 研究費の支払い 4分割払い（一括払いも可） ウ. 直接経費の費目間流用 流用した費目ごとの流用額が直接経費の総額の50%を超えない場合は承認不要。 エ. 購入物品の取扱い 耐用年数1年以上かつ取得価格 50 万円（税抜）以上の物品の資産の帰属は研究機関。（研究機関が企業等の場合、資産の帰属は機構） オ. 研究機器の合算購入 本研究に支障のない範囲で、要件に合致する場合、他の研究費との合算による研究機器の購入を認める カ. 研費の繰越 翌事業年度に研究が継続する課題において、未然に回避することの出来ないやむを得ない状況等の場合に限り、研究費の繰越が可能 ●競争的資金の使用に関する統一ルールの対応 ア. 研究期間の確保 各報告書の提出が事業年度（研究期間終了）後 61 日以内まで可能 イ. 使用ルールの統一 消耗品・備品の購入、管理に関するルールの統一 ウ. 研究機器の有効活用 研究機器の共用利用・一時的に他の研究で利用することが可能	＜評定と根拠＞ 自己評定：A 評定理由： 以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評定を「A」とした。 今回の業務移管に伴い、これまで環境省が行っていた研究費の使用ルールを他の競争的資金制度と統一的な仕組みに合わせるよう見直しを行い、業務移管前より研究者の利便性を大幅に向上させた。 見直しにあたっては、先行している他の競争的資金制度と可能な限り同様の運用が可能となるよう、機構内の現行ルールでは対応できない場合は、内部規程を改正するなど研究者ファーストの視点で、より使いやすい運用ルールに見直しを行った。 さらに、これらの見直しに加え、研究費が年度当初から計画的に執行できるよう、他の競争的資金制度では導入されていない推進費の独自ルールも導入した。 これらの新たなルールについては、研究機関や研究者に十分に周知するとともに、研究者からの研究	<table><tr><th>評定</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞ 平成 28 年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</td></tr><tr><td colspan="2">環境研究総合推進費の業務移管により、複数年度契約方式の採用、概算払の実施、研究費の繰越し、数年度にわたる調達等の契約等、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど新たな使用ルールを導入し、業務移管前より研究者の利便性が向上した。</td></tr><tr><td colspan="2">また、新たな使用ルールを研究者等へ周知するために会計説明会を 5 か所で実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">研究マネジメント経験の豊富な P0 を 8 名確保し、平成 29 年度以降の研究課題に対する進捗管理や管理体制の強化に向けた検討した。</td></tr><tr><td colspan="2">府省共通研究開発管理システム（e-R a d）の活用、推進費における「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」を整備し、研究費の適正な執行に向けた体制整備を進めた。</td></tr><tr><td colspan="2">また、研究公正に関する専門家による講習会を、平成 29 年 4 月に実施するための準備を行った。</td></tr><tr><td colspan="2">以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B とする。</td></tr><tr><td colspan="2">＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</td></tr></table>	評定	B	＜評定に至った理由＞ 平成 28 年度計画に沿って適正に事業が実施されている。		環境研究総合推進費の業務移管により、複数年度契約方式の採用、概算払の実施、研究費の繰越し、数年度にわたる調達等の契約等、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど新たな使用ルールを導入し、業務移管前より研究者の利便性が向上した。		また、新たな使用ルールを研究者等へ周知するために会計説明会を 5 か所で実施した。		研究マネジメント経験の豊富な P0 を 8 名確保し、平成 29 年度以降の研究課題に対する進捗管理や管理体制の強化に向けた検討した。		府省共通研究開発管理システム（e-R a d）の活用、推進費における「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」を整備し、研究費の適正な執行に向けた体制整備を進めた。		また、研究公正に関する専門家による講習会を、平成 29 年 4 月に実施するための準備を行った。		以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B とする。		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	
評定	B																								
＜評定に至った理由＞ 平成 28 年度計画に沿って適正に事業が実施されている。																									
環境研究総合推進費の業務移管により、複数年度契約方式の採用、概算払の実施、研究費の繰越し、数年度にわたる調達等の契約等、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど新たな使用ルールを導入し、業務移管前より研究者の利便性が向上した。																									
また、新たな使用ルールを研究者等へ周知するために会計説明会を 5 か所で実施した。																									
研究マネジメント経験の豊富な P0 を 8 名確保し、平成 29 年度以降の研究課題に対する進捗管理や管理体制の強化に向けた検討した。																									
府省共通研究開発管理システム（e-R a d）の活用、推進費における「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」を整備し、研究費の適正な執行に向けた体制整備を進めた。																									
また、研究公正に関する専門家による講習会を、平成 29 年 4 月に実施するための準備を行った。																									
以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため B とする。																									
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞																									

	（２）研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。	を得る。 ※ 推進戦略では、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。 （２）研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、ＰＯを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。 また、研究課題	（２）研究者への助言等の支援の強化 研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化を図るため、環境省と協議の上、ＰＯの体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究課題に対する進捗管理や管理体制の強化に向けた検討を進める。	エ. 研究費の合算使用 旅費・消耗品について他の研究費と合算して使用することが可能 オ. 報告書様式の統一 様式の簡素化・費目構成を「府省共通取扱区分」に統一 ②会計説明の開催 研究費の新たな使用ルールなどの見直し内容を研究者へ周知し、制度の適正な運用を図るため、事務処理説明書を作成するとともに、新規に会計説明会を５箇所（６回、参加者合計：２８２名）で実施した。 （２）研究者への助言等の支援の強化 平成２９年度から実施する研究課題の研究管理における研究者への支援の強化等を図るため、大学、研究機関等で豊富な研究経歴を有し、国等の研究において、豊富な研究マネジメントの実績を有する８名のＰＯを確保し、支援体制を構築した。 また、環境省及びＰＤと調整し、中間評価における低評価研究課題への指導対象を、これまでの５段階評価（Ｓ～Ｄ）の下位２番目（Ｃ）以下から下位３番目（Ｂ）以下に変更し、指導対象課題を拡大する見直しを行うなど平成２９年度以降の研究課題に対する進捗管理や管理体制の強化に向けた検討を進めた。	計画書の早期提出と機構の審査体制の充実を図ることにより、継続課題については、想定を上回る早期の契約締結にもつなげることができた。 以上のとおり、業務移管前に比べ、研究費の使用等に係る運用を大幅に改善し、研究者にとっての利便性の向上を実現し、当初の目標を上回る見直しと成果が得られており、これらを踏まえればＡと評価する。 ＜課題と対応＞ －	特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	---	---	------------------------------------

	の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。						
	（３）研究費の適正な執行等 弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-R a d）等を活用し、研究費の不合理的な重複や過度の集中を排除する。 また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地	（３）研究費の適正な執行等 新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム（e-R a d）の研究者情報を確認し、研究費の不合理的な重複や過度な集中を排除する。 また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図る	（３）研究費の適正な執行等 平成 29 年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e-R a d）を活用し、研究費の不合理的な重複や過度な集中がないか確認する。 また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、規程の整備や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新	（３）研究費の適正な執行等 平成 29 年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e-R a d）を活用し、研究の重複や過度な集中がないか確認するなど公正かつ適正な実施を確保するための対策を講じた。 近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、推進費における「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」を整備し、不正行為等に適切に対応するための体制を整備した。 さらに研究機関との委託契約や補助金交付要綱において、研究機関における管理・監査の体制整備を求めることを規定し、不正行為等の未然防止を図るとともに、不正行為等に関する措置についても規定し、適切な対応がとれるようにした。 また、平成 29 年度新規採択課題の研究代表者を対象に、研究公正に関する専門家による講習会を、平成 29 年 4 月に実施するための準備を行った。			

	等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底や啓発を図る。	ため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。	規に実施する。				
--	---	---	----------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－1	組織運営			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
			環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、組織のあり方、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制等について、戦略的な見直しの検討を行う。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞ 自己評価：B 評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。	評価 B	＜評価に至った理由＞ 業務実施体制の見直しについては、債権残高の減少を踏まえ、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、3 課体制から 2 課体制へと見直した。その他、係制からチーム制への移行、各部門に共通する業務の管理部門への集約化等の検討を具体的に進めている。また、給与計算事務のアウトソーシング等、管理業務のスリム化に向けた具体的な検討を進めている。 内部統制の推進については、「内部統制システム整備計画」を策定し、全職員を対象とした研修や、外部有識者による検証等を実施している。 コンプライアンスの推進については、法令等の改正に合わせた内部規程の改正や研修等を実施している。 リスク管理のための体制整備については、「環境再生保全機構リスク管理方針」を策定したほか、多大な影響が想定される項目については、リスクの管理方針を個別に策定してい

	（１）業務実施体制の見直しの検討 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。 また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。	（１）業務実施体制の見直しの検討 第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。 また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。	（１）業務実施体制の見直しの検討 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。 また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。	（１）業務実施体制の見直しの検討 ①組織体制の見直し ア．債権管理回収業務に係る見直し 債権残高を着実に減少させている債権管理回収業務の現況等を踏まえて、次のとおり組織体制の見直しを実施した。 （ア）債権管理回収業務を所掌する事業管理部において、財務資金課を債権管理課に統合し、3課体制を2課体制へと縮減した（4月）。 （イ）事業管理部について、更なる縮減・統合の検討を行い、平成29年度中に経理部に統合する計画を策定した。 イ．チーム制の導入に係る検討 内部統制上の諸課題等に適切に対応するため、更なる業務運営の効率化を図る観点から、役員懇談会において係制度の廃止及びチーム制の導入について議論を重ね、その実現に向けて、総務部及び経理部における試行（12～1月）を実施した。その状況等を踏まえて、平成29年度中に業務実施体制の見直しを行う予定である。 ②業務の集約化及び効率化 ア．各部門共通業務の集約化 各部門に共通している予算執行管理業務、調達等の契約業務、情報システム管理業務、旅費関係業務等について、組織全体の業務効率化を図るため、管理部門である総務部及び経理部に集約一元化する検討を行った。 平成28年度においては、実際に一部の契約業務等を経理部に集約して試行したところであり、その状況等を踏まえて平成29年度も引き続き集約一元化の検討を行う予定である。 イ．管理業務のアウトソーシングによる効率化 （ア）出張チケット手配事務について、旅行代理店のウェブシステムを導入し、試験的運用を開始した（1月）。なお、本アウトソーシングについては、平成29年度中の本運	● 業務実施体制の見直しの検討については、債権管理回収業務の現況を踏まえて、同業務を所掌する事業管理部の縮減を進めるとともに、平成29年度中に経理部に統合する計画を策定した。また、更なる業務運営の効率化を図る観点から、係制度の廃止及びチーム制の導入を検討し、平成29年度中の見直しを予定している。 各部門共通業務の集約化、管理業務のアウトソーシングによる効率化等についても、平成29年度中の運用開始に向けて計画的に検討を進めた。	る。 情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成28年度改訂版)に準拠し、内部規程の改定作業を進めた。その他、サーバやネットワークの脆弱性診断、ペネストレーションテスト(侵入テスト)より、サイバー攻撃対策の有効性の検証を実施している。また、不振メール受信時の対策訓練や情報セキュリティ研修を全役職員向けに実施している。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	--	---	--	---	--	---

			る。 また、第三期中期目標期間中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、債権残高等の業務の状況等を踏まえつつ、円滑な業務実施体制を確保しながら、他部門への統合を含めた縮減等を検討する。 さらに、上記を進める前提として、管理業務については債権管理システムの改修をはじめシステム化等を実現することにより、機構内各部で一定の業務量となっている管理業務の事務の効率化を進める。		用開始を予定している。 (イ) 給与計算事務について、事務効率化の観点からアウトソーシングが適当な範囲を特定し、仕様の検討に着手した。なお、本アウトソーシングについても、平成 29 年度中の開始を予定している。 ウ. 業務システムの改修等による効率化 (ア) 平成 27 年度に構築した新経理システムの運用を開始し、予算執行管理事務の効率化を図った（4 月）。 (イ) 平成 29 年度中の事業管理部の経理部への統合を念頭に、経理システムとの連動が可能となるよう債権管理システムの改修を進めた。なお、新債権管理システムは平成 29 年度中の運用開始を予定している。 ③新規業務の開始 平成 28 年 10 月の環境研究総合推進費の配分等業務の開始（環境省からの移管）に当たり、同年 4 月に準備チームを立ち上げ、同年 10 月には総務部に環境研究総合推進室を設置するなど体制を整え、業務開始までの限られた期間において、環境研究総合推進事業の実施に関する規程等の必要な内部規程の整備（新規制定及び一部改正 計 39 本）、東京事務所の開設等を確実に実施した。 ④研修体系及び人事評価制度の着実な運用及び定着 上記①～③の業務実施体制の見直しに当たり、中長期的な人材育成及び組織力強化の視点から、研修体系及び人事評価制度の定着等に向けた取組を推進した。 （２）内部統制の推進 ①内部統制に係る体制の整備 内部統制の推進については、平成 27 年度を内部統制再構築の元年と位置付け、各種取組を強化したことを踏まえて、平成 28 年度はその定着を目指し、組織全体で計画的な取組を展開した。	さらに、平成 28 年 10 月に環境省から移管された環境研究総合推進費の配分等業務の開始についても、必要な体制を整備するなどして適切に対応した。 ● 内部統制の推進については、「平成 28 年度内部統制システム整備計画」を策定し、その進捗状況を随時確認するとともに、内部統制等監視委員会において外部	
（２）内部統制の推進	（２）内部統制の推進	（２）内部統制の推進					
① 内部統制に係る体制の整備	① 内部統制に係る体制の整備	①内部統制に係る体制の整備					
「独立行政法人の業務の適正を確保するための	「独立行政法人の業務の適	「独立行政法人の業務の適正を確保するための					

	体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。	正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわ	体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統制システム整備計画（平成 28 年度）の策定、モニタリング体制の整備、理事長による職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。また、全役職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認するとともに、内	ア．内部統制システム整備計画の策定等 （ア）平成 28 年度内部統制システム整備計画の策定等 各部の内部統制上の課題を整理し、対応するため、内部統制推進委員会における議論を経て、平成 28 年度内部統制システム整備計画を策定した（４月）。 また、整備計画の一環として、平成 27 年度に引き続き各部の個別業務に関する業務フローを作成することでリスクの洗い出しを行い、業務内容の見直しや点検を行った。 当該整備計画の進捗状況については、毎月事務局（総務部企画課）から各部に確認することで、着実な計画実施を促進した。 （イ）内部統制推進委員会の開催 理事長を委員長とする内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、当該整備計画の進捗状況を定期的に確認するとともに、各部の内部統制の状況を確認することで、機構全体の内部統制を推進した（４月、７月、10 月、１月）。 （ウ）内部統制研修の実施 役職員一人ひとりの内部統制に対する意識の向上を図ることを目的として、平成 27 年度に引き続き、非常勤職員を含む全役職員を対象とした内部統制研修を実施した（９月）。 平成 28 年度の研修は、内部統制の意義に関する講義、業務フロー作成等のグループワークの二部構成により実施した。 イ．経営と現場の意見交換等 次のとおり、平成 27 年度に引き続き、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、課題の把握及び解決に向けた取組を推進した。 （ア）職員と理事長との意見交換会の実施 平成 28 年度から導入した指導役制度において、指導役に選任された職員と理事長	有識者による検証を受けるなど、適正な運用を行った。また、内部統制研修を実施し、職員の意識向上にも継続的に取り組んだ。 さらに、平成 27 年度に引き続き、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、内部統制上の課題の把握及び解決に向けた取組を推進した。	
--	--	---	--	--	---	--

		せて監事による内部統制についての評価を実施する。	部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部統制等監視委員会において確認し、監事による内部統制の評価を行う。		との意見交換会を実施し（12 月）、指導役職員同士が指導時における課題等を共有するとともに、理事長の人材育成に関する考えを指導役職員に直接伝達した。 本意見交換会を通じて、職員の人材育成等に対する認識を共通のものとし、ひいては当機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するという内部統制の目的に向けて、指導役職員の意識向上を図った。 なお、本意見交換会を通じて明らかとなった指導役制度の課題等については、平成 29 年度中の改善に向けて、指導を受ける側の職員を対象とするアンケートを実施した（1 月）。 （イ）内部統制面談の実施 内部統制の現状を把握するため、内部統制担当理事（総務部担当理事）が各部門の若手職員計 22 名と 2 週間にわたり各 45 分程度の個別面談を実施した（12 月）。 ウ．第三者意見による改善等 （ア）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制等監視委員会を開催し、平成 27 年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた（4 月）。 （イ）監事による確認 平成 27 年度の内部統制推進状況について、監事監査（6 月）において確認を受けた。	
② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業	② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部	②コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業		②コンプライアンスの推進 ア．コンプライアンス研修の実施等 改正育児介護休業法の施行等（平成 29 年 1 月）により、事業主に対して「妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント」の防止が義務付けられたことを受けて、ハラスメント防止規程等の所要の改正を行う（12 月）とともに、非常勤職員及び派遣職員を含む全職員を対象として、同ハラスメント	コンプライアンスの推進については、改正育児介護休業法の施行等（平成 29 年 1 月）による「妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント」の防止義務づけを受けて、必要な規程改正、コンプライアン	

務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。	門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。	務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。		の防止をテーマとしたコンプライアンス研修を実施した（１～２月）。 イ．コンプライアンス・マニュアルの改訂 コンプライアンス・マニュアルについて、平成 28 年 10 月の環境研究総合推進費の配分等業務の開始、平成 29 年 1 月の妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント防止義務付け、情報セキュリティ強化の要請等の社会情勢の変化等を踏まえて改訂を行った（３月）。	ス・マニュアル改訂及び職員教育を着実に実施した。
③ リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。 また、緊急時における業務実施体制を整備する。	③ リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。 また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。	③リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備するため、特に影響の大きいリスクについてはリスク管理委員会を開催し、リスクが顕在化した際の対応方針等について検討する。 また、緊急時に	③リスク管理のための体制整備 ア．リスク管理方針等の策定等 （ア）「環境再生保全機構リスク管理方針」等の策定 平成 27 年度に区分した当機構の「72 重要リスク」に対して適切に対応するため、「環境再生保全機構リスク管理方針」を策定した（１月）。 また、同方針と併せて「環境再生保全機構リスク顕在時における広報方針」を策定し、障害等発生時の広報方針を明確化した。 （イ）「機構の３大リスク」管理方針の策定 平成 27 年度の内部統制担当理事と職員との面談等を通じて把握した「機構３大リスク」に関し、リスク管理委員会（12 月、３月）及び内部統制推進委員会における議論を経て、同リスクの管理方針を個別に策定した。	リスク管理についても、法人独自の「72 重要リスク」及び「機構の３大リスク」の管理方針策定、非常時優先業務実施訓練等を実施し、障害等発生時の対応方針を明確化した。	

	④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する	④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）	における業務継続実施体制を整備するため、業務実施継続計画を策定し、当該計画を用いた訓練を実施する。		イ.「E R C A 業務継続計画（B C P）」に基づく訓練の実施 （ア）安否確認訓練の実施 災害時の初動体制の強化を図ることを目的として、安否確認システムを通じた安否確認訓練を 3 回実施した。 （イ）B C P の実効性検証 「E R C A 業務継続計画（B C P）」において非常時優先業務として位置付けている石綿健康被害救済給付の支給業務等について、非常時優先業務実施訓練を行い、計画の実効性を検証した（3 月）。		④情報セキュリティ対策等の推進 平成 28 年度においては、これまで講じた措置の有効性及び残存リスクを検証するとともに、追加的な措置の検討を実施した。また、役職員への教育及び訓練を併せて行い、組織的な対応力を向上させることで、更なる情報セキュリティ対策の強化を図った。 ア. 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 （ア）サイバー攻撃対策の有効性の検証 平成 27 年度に実施した情報セキュリティ専門ベンダによるサーバ及びネットワークの脆弱性診断において指摘された脆弱性（低レベルのみ）に対して、対応を実施した（9 月）。 平成 28 年度においては、情報セキュリティ専門ベンダによるサーバ及びネットワークの脆弱性診断の実施（1 月）に加えて、ペネトレーションテスト（侵入テスト）を実施し、平成 27 年度から導入した「業務ネットワークのインターネットからの遮断」及び「実行形式ファイルの実行制限」等の措置について有効性の検証を行った（11 月～1 月）。ペネトレーションテスト等の結果、緊急性が高い指摘項目は対応済み(12 月)であり、その他の指摘項目についても対	● 情報セキュリティ対策については、政府の方針を踏まえ、「平成 28 年度情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、平成 27 年度から引き続き、サイバー攻撃対策の有効性検証、職員教育・訓練等の各種取組を展開し、組織全体の情報セキュリティ高度化を図った。
--	---	---	--	--	--	--	---	---

	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。	及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。	通じた役職員の意識の向上を図り、あわせて内部監査に加えて外部専門機関によるシステム監査の導入を検討するなど、適切な情報セキュリティレベルを確保するための取組を推進する。 また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。		応を検討することとした。 (イ) 情報セキュリティ教育・訓練 サイバー攻撃を完全に排除することはできないとの認識の下、標的型攻撃等の不審メール受信時の対策を徹底するため、非常勤職員及び派遣職員を含む全役職員を対象とした訓練を 2 回実施した（6 月、2 月）。 また、全役職員向け情報セキュリティ研修（11 月）及び新任者向け情報セキュリティ研修（6 月、7 月、1 月）を実施した。 (ウ) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 28 年度版)への準拠 平成 28 年 8 月に内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）が公開した「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定版を踏まえて、当機構情報セキュリティ対策基準の改定作業を進めた。 (エ) ウェブサーバの遠隔地バックアップサイト構築 当機構の主要な情報発信手段であるウェブサイト（ホームページ）は、関東のデータセンターに設置して運用しているが、同センターが被災した場合等に備えて、遠隔地のデータセンターにもバックアップサイトを構築して運用を開始することで、災害時等の情報発信手段を確保した（8 月）。 (オ) 複合機の認証機能導入 複合機使用時の印刷物回収漏れによる情報セキュリティインシデントの防止、印刷操作の詳細ログの取得等のため、複合機操作時の I D カード認証機能を導入した（11 月）。 (カ) 情報セキュリティ委員会の開催 情報セキュリティ委員会を必要に応じて開催し、情報セキュリティに関する課題及び対策の共有と検討を実施した。	
--	---	---	---	--	---	--

					また、上記（ア）～（オ）の取組については、情報セキュリティ委員会において検討し、情報セキュリティ体制の強化、適切な情報セキュリティレベルの確保及び個人情報等の情報漏洩防止に向けたシステムの構築に取り組んだ。 イ．個人情報保護のための取組 （ア）情報の公開の適切な実施に係る取組 情報公開担当者が、総務省主催の情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会に参加し、情報公開法令について知識の習得を図った（４月）。 また、独立行政法人通則法、情報公開法等に基づく情報を含む各種情報について、機構ホームページで適時に公開・更新した（通年）。 （イ）外部委託業者による情報漏洩の防止等 外部委託業者による情報漏洩等の事故防止策として、実効性のある契約手続の検討を行い、「独立行政法人環境再生保全機構の保有する個人情報の保護管理規程」を一部改正、「独立行政法人環境再生保全機構の保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委託に関する達」を制定し（12 月制定、2 月施行）、委託先に対する管理・監督の強化を図った。 また、平成 27 年度に引き続き、個人情報の取扱いを含む業務を委託する契約について、情報漏洩防止の観点から、確認票による委託先での「個人情報の保護に関する実態確認」を実施した（１月）。その上で、特に機密性の高い情報を扱う委託先等を選定した上で、実地検査を行い（２、３月）、委託先での個人情報の漏洩防止に努めるとともに、個人情報の安全な管理の確保を図った。 （ウ）マイナンバー（個人番号）の適切な取扱いに係る取組 平成 27 年度的全職員を対象としたマイ	
--	--	--	--	--	--	--

					ナンバー研修に引き続き、平成 28 年度は各部門担当者向けの外部支払先に係るマイナンバーの収集方法等に関する説明会の実施により、機構職員のマイナンバーの適切な管理の徹底について意識の向上を図った。 また、平成 28 年度から総務部総務課がマイナンバーの収集方法等について積極的に各課のフォローを行うこととし、円滑かつ適正な取扱いを推進している。 さらに、情報セキュリティ及び安全管理措置強化の観点から、機構内部のマイナンバー収集関連ファイル（注：収集対象者に係るファイルで、マイナンバー自体は含まれない。）の閲覧可能者を限定する措置を講じた（9 月）。 （エ）各部の保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検の実施 保有個人情報の管理及び利用状況点検表により各部において点検を行い（10 月）、保有個人情報等の適切な管理の措置について確認を行った。 ⑤監査等 ア．内部監査 平成 28 年度は、契約手続、会計担当職の事務引継ぎ、研修等に係る監査を実施し、監査結果報告書を理事長に提出するとともに、理事会で報告し改善に向けて検討を要する事項等について周知を図った。 イ．保有個人情報の管理及び利用状況に関する監査等 各課に配置している個人情報保護管理者を対象に、保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検を実施し（2 月）、その結果を受け監査を実施した（3 月）。 ウ．外部専門機関等による情報セキュリティ監査の実施 監査の客観性、専門性を確保するため、従来の情報セキュリティ監査（内部）に加え、	
--	--	--	--	--	---	--

					外部専門機関による情報セキュリティ監査を実施した（11月～1月）。 ⑤その他 ア．役員懇談会の実施 機動的な意思決定及び役員間の情報共有を促進するために、平成28年度も引き続き、理事長、理事、監事その他関係者を集めた役員懇談会を全22回開催（4月～3月）した。役員懇談会では、それぞれの課題について担当部署の職員からの報告を踏まえて課題解決のための検討を行い、可能なものから業務の改善等に反映した。 特に、業務運営の効率化につながる組織の見直しの検討については、テーマとして計8回（7月～10月、12月～2月）取り上げて検討を重ね、平成29年度以降の実施を予定している。 イ．働き方改革等に関する実施と検討 （ア）長時間労働の是正に向けた取組 平成28年度は、平成27年度に引き続き、時間外勤務の事前命令・事後確認等による管理職と管下職員とのコミュニケーションについて職員に周知徹底を図った。 また、従前から定時退室日としている水曜日及び給与支給日の定時退室を一層促進するため、チャイム及びアナウンス機器を導入し、職員に対する呼びかけを行った。 さらに、次年度に向けて「平成29年度時間外労働時間の適正管理計画」を策定した。 （イ）ストレスチェックの実施 労働安全衛生法の改正に伴い、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とする「ストレスチェック」の年1回実施が義務付けられたことから、職員に対するストレスチェックを実施し（11月）、労働基準監督署へ結果報告を行った（3月）。 （ウ）ダイバーシティの推進に向けた取組	
--	--	--	--	--	--	--

					性別、年齢、障がい等によらず、多様な人材を活かし、その能力を最大限に発揮できる職場づくりを目的とするダイバーシティ推進の取組の一環として、平成 28 年度は育児中の女性活躍支援のためのWGを立ち上げ、第 1 回目のWGにおいて機構における課題の洗い出しを行った（3 月）。 ■障害者雇用については、引き続き法定雇用率（2.3％）を上回る 3.9％の雇用率を達成した（平成 28 年 6 月 1 日時点）。 ■女性登用については、平成 27 年 12 月 25 日に閣議決定された「第 4 次男女共同参画基本計画」等を踏まえて、法人としての目標を設定した（9 月）。 なお、平成 28 年度末時点では、女性役員が 6 人中 1 人、女性管理職が 34 人中 3 人（8.8％）であり、平成 32 年度末目標を達成している状況にある。		<課題と対応> 平成 28 年度までの取組状況等を踏まえて、引き続き、業務実施体制の見直し、内部統制の推進等に取り組む。
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲ 6.5 %超	2 6 年度中期計画	▲ 1 0.8 %	▲ 3.7 %	▲ 7.6 %			除く人件費
	業務経費	▲ 4 %超	2 6 年度中期計画	▲ 1 8.1 %	▲ 7.5 %	▲ 9.7 %			除く人件費、特殊要因等

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				<主な定量的指標> 一般管理費 26 年度中期計画 4 2 1 百万円 28 年度実績 3 8 9 百万円 中期計画比 ▲ 7. 6 % 業務経費 26 年度中期計画 1, 5 1 9 百万円 28 年度実績 1, 3 7 2 百万円 中期計画比 ▲ 9. 7 % <その他の指標> なし <評価の視点> ・経費の効率化・削	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。	評価 B <評価に至った理由> 経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度の目標額を上回る効率化・削減が図られている。 人件費等については、役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、平成 27 年度業務実績評価結果（B 評価）を鑑みると、妥当な水準であると考ええる。 職員給与については、一部職員の昇給幅の抑制等により、対国家公務員指数を 5 ポイント程度低減していることや、専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員が占める割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、妥当な水準であると考ええる。なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 随意契約の見直し等の調達等合理化については、「調達等合理化計画」を策定し、一者応札・応募に関する対応として、公告期間の拡充や発注・入札情報の周知強化等を実施してい
	(1) 経費の効	(1) 経費の効	(1) 経費の効			(1) 一般管理費及び業	

	率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。	率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。	率化・削減等 平成27年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、予算執行、経費の運営プロセスの遵守を徹底し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成しつつ、一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。	減等	(1) 経費の効率化・削減等	務経費の効率化・削減	る。なお、競争性がない随意契約は5件発生しているが、外部有識者等からなる契約監視委員会において、事前及び事後の点検を受け、妥当性を担保している。その他、内部規程の拡充・改定や研修を実施している。
	①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で6.5%を上回る削減を行うこと。 ただし、新規に追加される業務については、平成29年度以降毎年度、前年度比1.65%以上	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で6.5%を上回る削減を行う。 ただし、新規に追加される業務については、平成29年度以降毎年度、前年度比1.65%以	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成28年度予算を作成し、効率的執行に努める。	① 一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。	①一般管理費の効率化・削減 一般管理費（平成28年度計画予算額→平成28年度実績額）：▲18百万円（407百万円→389百万円） 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成28年度予算（407百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成28年度実績額（389百万円）は第三期中期目標の初年度（平成26年度）比で▲7.6%の水準を達成した。 なお、平成27年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画により、28年3月に「予算の執行に関する達」を制定し、予算執行、経費の運営プロセスの遵守の徹底、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するため、年度途中の予算の執行状況の把握及び適	①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）については、中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成28年度予算を作成し、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、平成28年度実績額は第三期中期目標の初年度（平成26年度）比で▲7.6%の水準を達成した。 なお、平成27年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画により、28年3月に「予算の執行に関する達」を制定し、予算執	<今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。

	の効率化を図るものとする。 ② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4 %	上の効率化を図るものとする。 ② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B 廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度におい		切な執行管理を行っていく観点から、平成 28 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ②業務経費の効率化・削減 業務経費（平成 28 年度計画予算額→平成 28 年度実績額）：▲92 百万円 （1,464 百万円→1,372 百万円） 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務及び維持管理積立金の管理業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 28 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。 承継業務のうち、運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく所要の額を見込んだ予算に、承継業務の実施体制の見直しの実現に必要なとなる債権管理システムの再構築（28 年度 31 百万円、29 年度 57 百万円）に要する経費を加味した平成 28 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。環境研究総合推進業務については、28 年 10 月から新たに追加された業務であり、経費が平年度化する 29 年度予算比で 30 年度から効率化を行っていく。 この結果、業務経費の平成 28 年度実績額(1,372 百万円)は、第三期中期目標の初年度（平成 26	行、経費の運営プロセスの遵守の徹底、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するため、四半期ごとの理事会報告を行い、適切な執行管理を行った。 ② 業務経費 業務経費については、各業務（承継業務関係経費を除く。）の対象経費（人件費を除く。）について中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 28 年度予算を作成し、公健勘定における汚染負荷量賦課金の徴収等に必要な業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努めた結果、目標を上回る削減を達成した。 また、承継業務関係経費に係る業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ予算に、債権管理システムの再構築に要する経費を加味した平成 28 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理諸費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。 この結果、業務経費の平成 28 年度実績額は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲9.7 % の水準を達成し	
--	--	--	--	---	---	--

	を上回る削減を各勘定で行うこと。	て同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4 %を上回る削減を各勘定で行う。	効率的執行に努める。		年度）比で▲9.7%の水準を達成した。	た。	
	③人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行うこと。	③ 人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行う。	③ 人件費等 機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	③ 給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取組状況について公表が行われているか。	また、業務経費についても、平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画により、28 年 3 月に「予算の執行に関する達」を制定し、予算執行、経費の運営プロセスの遵守の徹底、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するため、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 28 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ③ 人件費等 平成 27 年度の検証結果や取組状況、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数に関する資料をホームページ上で公表した。（平成 28 年 6 月） なお、平成 27 年度のラスパイレス指数は、対国家公務員指数 110.7（地域・学歴勘案 108.6）と、宿舍廃止に伴う住宅手当の支給増や、平成 26 年度から 40 代前半の職員を管理職に登用していること等により前年度を 2.7 ポイント（地域・学歴勘案で 1.2 ポイント）上回る水準となった。 かかる状況を踏まえて、職員給与の改定を次のとおり実施した。 ・新規事業の開始に伴い、東京都特別区内（東京事務所）の特別都市手当を神奈川県川崎市（本部）と同一の支給割合に据え置くことで、支給水準を抑制した。 ・平成 28 年人事院勧告を踏まえた職員給与の改定においては、年代別ラスパイレス指数が高い「40 代以上」の職員が通常在籍する等級・号俸を中心に昇給幅を抑制した（改定時期は平成 28 年 12 月）。	③ 人件費 平成 27 年度ラスパイレス指数は、宿舍廃止に伴う住宅手当の支給増や、平成 26 年度から 40 代前半の職員を管理職に登用していること等が影響して前年度を 2.7 ポイント上回る水準となった。 かかる状況を踏まえて、平成 28 年度においては、東京都特別区内の特別都市手当の支給割合を抑制するなど、給与水準の適正化を図るために必要な措置を講じた。	
	（２）随意契約の見直し 契約については、原則として	（２）随意契約等 の見直し 契約については、原則として	（２）随意契約等 の見直し 契約については、原則として	・随意契約等 の見直し 入札及び契約手続きにおける透明性の確	（２）随意契約等 の見直し	（２）随意契約等 の見直し	

	一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に引き続き努めることとし、以下の取組を推進する。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努め	保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	① 契約に係る競争の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 ア．契約に係る競争の推進 平成 28 年度は契約件数 66 件、契約金額 1,081 百万円の契約を行ったが、環境研究総合推進業務の開始のため緊急性が認められた 5 件、178 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。 イ．一者応札・応募に関する改善 平成 28 年度は下記取組を実施したが、参加意思確認型公募の実施の結果等により、一者応札・応募が 4 件（参加意思確認型公募 2 件、一般競争入札 2 件）発生した。	① 契約に係る競争の推進 平成 28 年度に締結した契約において、環境研究総合推進業務（新規業務）の開始のため緊急性が認められた 5 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む）に付した。また、一者応札・応募の発生は 4 件であった。 一者応札・応募が継続して発生していることから、契約手続審査委員会等による事前の審査については、特に競争性を確保するための調達方法や要件の設定に重点を置いた審査を実施する措置を講じた。また、競争性のない随意契約、一者応札・応募の改善を図るため、契約マニュアル等の追加・改訂及び契約担当者への研修を実施した。	
--	---	---	---	---	---	--	--

			る。 なお、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して入札および契約手続における透明性の確保等の更なる徹底を図るうえで、入札および契約手続にかかる組織等のあり方について検討を進める。		(ア) 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保。 (イ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図る。(メールマガジン登録者数：平成 28 年 4 月 108 者→平成 29 年 3 月末 180 者) (ウ) 一者応札・応募が継続して発生していることから、契約手続審査委員会等による事前の審査については、特に競争性を確保するため、次の要件等について審査を実施する措置を講じた。 ① 参加資格要件の適正化 ② 発注数量、種別、業務範囲の適正化 ③ 適切な地域要件等の設定等 ウ. 類似業務に係る調達の集約化 コストの縮減及び事務効率化を推進していく観点から、平成 28 年度は次の取組みを実施し、約 10%の節減を達成した。 (ア) 類似業務の発生が見込まれる場合は、可能な限り調達業務を集約化。 (イ) 可能な範囲で調達時期の調整を行い、まとめて調達を実施。 〔28 年度の集約化実績〕 ・各部で行っていた複合機賃貸借及び運用保守に係る調達を集約して実施 ・各部で行っていた労働者派遣契約による業務補助者に係る調達を集約して実施 ② 調達に関するガバナンスの徹底 ア. 随意契約に関する内部統制の確立 (ア) 該当事案に係る審査の厳格化 新たに随意契約を締結することとなる案件については、当機構内に設置された契約手続審査委員会（平成 25 年度設置、総括責任者は経理部担当理事）に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けることとしている。平成 28 年度に新たに発生した 5 件の随意契約については、契約手続審査委員会にお		② 調達に関するガバナンスの徹底 ア. 随意契約に関する内部統制の確立 会計規程等において随意契約によることができる事由を明確化しているが、平成 28 年度に新たに発生した 5 件の随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に規定された「随意契約によることができる事由」との整合
② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号) 第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実	② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号) 第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実	また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状				

況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。	施する。 また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。	また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。		いて、会計規程に規定された「随意契約によることができる事由」との整合性等を十分に審査、契約監視委員会委員への事前説明と承認を得た上で、調達を行った。 （イ）環境研究総合推進費の委託契約事務の公正かつ厳格化 環境研究総合推進費の委託研究に係る契約事務を公正かつ厳格に行うため、環境研究総合推進費の委託研究契約事務取扱に関する規程を制定するとともに、研究機関に対する委託研究に係る権利と義務、違反に対する措置等について約定した契約書の雛型を作成した。 （ウ）調達事務の経理部への集約 機構各部課で実施されている調達事務について、経理部へ集約することを目指し、これまでの総務部及び監査室に加え 28 年度においては予防事業部及び環境研究総合推進室（研究費配分業務を除く。）の案件を試行的に経理部で実施することとした。 イ．契約に係る審査体制の活用 （ア）機構内における審査体制 α．契約手続審査委員会による審査 平成 25 年度に設置した契約手続審査委員会及び分科会（以下「委員会等」という。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。委員会等は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、委員会 29 回、分科会 18 回を開催し、66 案件の審査、関係規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。 【制定、改正等事項】 ・特定個人情報及び個人情報を取り扱う契約案件について、法令に準じた取扱いの実施を入札参加資格とするための規程の改正及び調達の手順の改訂 ・低入札価格調査の実施に関する関係規程の整備 ・入札公告・入札手順書の見直しによる入札参加者の手続きの明確化 ・契約事務マニュアルの追加・改訂	性等を十分に審査、契約監視委員会委員への事前説明と承認を得た上で、真に緊急性が認められるものに限り、随意契約とした。 イ．契約に係る審査体制の活用 （ア）機構内における審査体制 契約手続審査委員会により、66 案件の審査を行った。また、契約手続審査委員会での審査をより実効あるものとするため、契約の類型毎の契約書のひな型、調達手続上の必要書類のひな型等を見直した上で、委員会での十分な審査を確保するための審査工程の変更を図った。	
---	---	--	--	--	---	--

				・契約書ひな形の追加・見直しによる契約書作成事務の省力化（ひな形数 4⇒11 件） b. その他の審査等 ・少額随契案件の審査 少額随契等（委員会等の審査対象外）は、昨年度に引き続き経理部において全件審査を実施した。 ・予定価格の設定 予定価格の設定に当たっては、「予定価格算定にあたっての留意点について」（平成 25 年 8 月 1 日付契約担当職（取決め））等に基づき対応しているところであるが、予定価格の設定状況及び入札額の動向を継続的に検証できるように契約手続審査委員会において入札率のデータ収集を行った。 ・1000 万円以上の予定価格の設定 1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、経理担当理事の審査を実施している。 ・100 万円以上の契約 毎月理事会に報告し点検のうえ、ホームページで公表した。 （イ）契約監視委員会による審査 平成 29 年 4 月に開催した契約監視委員会において、平成 28 年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況について、事後評価を受けた。また、機構の契約の全体像について説明し、今後も引き続き適切に管理していくことを報告した。なお、平成 28 年度に発生した参加意思確認型公募 2 件、新規の随意契約 5 件については、各委員に事前説明を行い、承認を得た上で調達を行った。 〔参考〕契約監視委員会の開催状況 平成 28 年 4 月 18 日 平成 27 年度契約の現状の点検、見直し 平成 28 年 6 月 30 日 平成 28 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明 平成 28 年 11 月 30 日	（イ）契約監視委員会による審査 平成 28 年度に発生した新規の随意契約 5 件並びに参加意思確認型公募 2 件については、その都度各委員へ発生理由等を適切に報告し、承認を得た。また、28 年度の契約の状況、調達等合理化計画の遂行状況について平成 29 年 4 月に委員会を開催し、点検を受けた。	
--	--	--	--	--	--	--

				平成 28 年度一者応札・応募案件についての事後説明 平成 28 年 1 月 11 日 平成 27 年度一者応札・応募案件の点検及び確認 平成 29 年 4 月 17 日 平成 28 年度契約の現状の点検、見直し ウ．不祥事の発生の未然防止等のための取組 （ア）規程の整備 特定個人情報及び個人情報を取り扱う契約案件について、法令に準じた取扱いの実施を入札参加資格とした。 （イ）研修等の実施 契約事務マニュアルの追加・改訂、契約書ひな形の追加・見直し及び入札公告・入札手順書の見直しに伴い、引き続き、契約事務研修を実施して、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。 ③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 21 条の 3 の趣旨を踏まえた対応 当機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成 28 年度においては、「平成 28 年度海外派遣研修の企画・運営業務」の 1 件及び複数年契約として「平成 28・29 年度スタッフ向け環境 NGO・NPO レベルアップ実践研修（各地域別）」5 件が NPO 等との契約となっている。 （３）効率的な業務運営に向けた改善への取組 決算の合理化や独立行政法人会計基準改正への対応を行うため、プロジェクト管理等の分析機能や共通経費の自動配賦などの経理システムの再構築作業を実施し、平成 28 年度から本格稼働させた。	ウ．不祥事の発生の未然防止等のための取組 不祥事の発生の未然防止等のため、関係規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。 契約手続審査の重点化及び契約マニュアルの追加・改訂について、契約担当者の理解を促進するための契約事務研修を実施した。 （３）効率的な業務運営に向けた改善への取組 調達手続の効率的な実施のため、一部の担当部課の調達の経理部による実施（試行）、関係規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。	
--	--	--	--	--	---	--

					新経理システムの導入に併せて、給与等の支払義務が確定している経費について手続きの簡素化を図るなどの業務改善を行うとともに、決算作業本番前に予め決算処理について事前の作業演習を行った。	新経理システムの導入に併せて、給与等の支払義務が確定している経費について手続きの簡素化を図るなどの業務改善を行うとともに、新経理システムの導入に伴い、決算処理について事前の作業演習を行った。	
						<課題と対応> －	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－3	業務における環境配慮								
当該項目の重要度、難易度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー		平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	温室効果ガス排出量（温室効果ガス量）	18 年度比で 35% 削減（25 年度実績）	18 年度比（25 年度比）	▲ 44.2 % （確定値） （▲16.4%）	▲50.0%（確定値） ※ 49.5%は平成 27 年度業務実績報告書掲載の暫定値に基づく。 （▲23.1%）	▲51.0%（暫定値） （▲24.6%（暫定値））			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1)毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。 (2)温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達	温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促	＜主な定量的指標＞ 温室効果ガス排出量 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 年度計画に対して十分な取組がなされているか	＜主要な業務実績＞ (1) 業務における環境配慮 ①環境配慮実行計画の実施等 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、平成 28 年度環境配慮実行計画を 4 月に策定し、実行計画に基づいて役職員による電気使用量の削減、廃棄物の排出抑制及び用紙使用量の削減に取り組むとともに、平成 28 年 8 月に 1 回目の自己点検、平成 29 年 1 月に 2 回目の自己点検を行った。 また、環境配慮実行計画の自己評価以外の	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ●業務における環境配慮については、環境配慮実行計画及び環境物品等の調達を図るための方針を策定するとともに、電気使用量や用紙使用量削減に向けた各種取組を推進した。この結果、電気使用量及び用紙使用量について、平成 27 年度実績からさらに削	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 温室効果ガスの排出削減については、目標値を設定している O A 機器及び照明等使用による温室効果ガス排出量において、平成 27 年度を上回る削減を実現し目標を達成している。また、電気使用量や用紙使用量においても、平成 27 年度を上回る削減を実現している。 業務における環境配慮については、環境配慮実行計画や環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、調達に係る目標設定を行った品目については目標を達成している。 また、環境報告書を作成・公表している。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

	成するための取組を着実に行うこと。	を徹底するとともに、自己点検を実施する。	し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制等に努める。 温室効果ガスの排出抑制について、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府の地球温暖化対策計画を注視し、必要に応じ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の見直し等を行う。		評価方法及び点検結果の活用方法について環境省が定めた、環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度である「エコアクション21」について情報収集を行い、環境経営システムの仕組みづくりや第三者機関による審査等の導入についての検討を行った。 さらに、機構における環境配慮の取組について整理し、体系化するとともに、電気使用量についてはこれまで削減目標を設定してきたオフィス内におけるOA機器及び照明のほかにサーバ室や空調も含めた機構全体の電気使用量のデータを把握するとともに、今後はオフィスにおける活動以外の事業活動による影響や調達についても視野を広げて検討するという今後の方向性を明らかにし、その方向性については「環境報告書2016」にも掲載した。 ②環境物品等の調達を図るための方針の策定等 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、平成28年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、同計画に目標設定を行った品目について100%の調達を達成した。 ③電気使用量及び用紙使用量の削減に向けた各種取組 ア．電気使用量の削減に向けた取組 入居ビル専有部分のOA機器及び照明等の電気使用量を対象とし、次の項目に留意して電気使用量の削減に日常的に取り組んだ。 ・執務室内の照明一部取り外し ・昼休みや退出時の自主的な部分消灯 ・執務室エリアの照明のゾーン管理 ・離席時のPCモニターの電源オフ イ．用紙使用量削減に向けた取組 用紙使用量削減については、過去5か年度（平成23～27年度）において最も低い使	減することができた。また、目標値を設定しているOA機器及び照明等使用による温室効果ガス排出量は平成27年度実績からさらに削減することができた。	
--	-------------------	----------------------	---	--	--	---	--

				用量を達成した年度（平成 23 年度）の値を目標として、次のとおり取り組み、川崎本部・東京事務所を合わせた機構全体での使用量について、平成 27 年度の実績（川崎本部）から 6 %削減することができた。 （ア）部門ごとの総枠規制と使用状況把握 平成 27 年度に引き続き、各部において総枠規制を実施し、毎月の目標達成に向けて使用状況の把握等に努めた。 （イ）認証機能付き複合機の導入 さらなる取組として、全ての部門において認証機能付き複合機を導入し、各職員が印刷時の認証の際に印刷内容等を確認することで不要な印刷や印刷ミス等を防止し、用紙使用量の抑制を図った。 （ウ）消色インク複合機の試験的導入 インクを消色して紙を複数回再利用できる複合機を試験的にモニター利用し、削減効果について検証を行った。その結果、3 ヶ月間で紙 1,331 枚、CO₂8kg 削減という効果が得られたため、当該複合機を 1 台導入し、紙の削減のために活用を開始した。 （2）温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガスの排出抑制については、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府実行計画（平成 28 年 5 月 13 日）及び政府実行計画に基づく環境省の実施計画（平成 29 年 3 月 24 日）の内容等を踏まえて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の見直しについて検討を開始した。平成 29 年度に計画の改定を行う予定である。 （3）環境報告書の作成、公表 「環境報告書 2016」を作成し、平成 28 年 9 月末にホームページに公表するとともに、関		
		また、毎年度環境報告書を作成し、公表す	平成 27 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況		● 「環境報告書 2016」を作成し、平成 28 年 9 月末にホームページに公表	

		る。	に関し、環境報告書を作成し、公表する。さらに、環境政策の実施機関である機構の組織で培われた職員の業務専門性を活かしながら、地域における社会貢献活動に積極的に取り組む。 環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げ、国民に対する情報発信ツールとして活用する。		係機関等に配布した（10月、約3,500部）。 主な内容として、持続可能な社会の実現のためには各主体の連携と長期的な視点に立った施策が必要となることから、国や企業等との連携事例を中心に、平成27年度に実施したさまざまな環境活動について報告を行った。また、長期的な視点の強化のためには次世代を担う若い世代の人材育成が重要となることから、機構の事業の中でもユース世代・子どもたちを対象とした啓発事業についての特集記事を掲載した。 （4）社会貢献活動の推進 社会貢献活動の推進については、平成27年度に引き続き、次のとおり取り組んだ。 ①職員の自発的なボランティア活動の推進 機構として、職員が自発的にボランティア活動に取り組むための契機及び情報提供の場として次の活動メニューを設け、職員から有志を募り、参画した。 ・「2016 川崎国際多摩川マラソン」の運営ボランティアへの参加（11月） ・「2017 多摩川リバーサイド駅伝 in 川崎」の運営ボランティアへの参加（3月） ・「古着 de ワクチン」開催（3月） ②社会的ニーズに対応した社会貢献を柱とする地域に根差した取組の実施 ・事務所周辺の清掃活動への参加（5月） ・防災備蓄品の入れ替えに伴う賞味期限前の非常食について、セカンドハーベスト・ジャパンが実施している「フードバンク」への寄付（6月）	するとともに、関係機関等に配布した（10月、約3,500部）。 ● 社会貢献活動の推進については、地元川崎における活動を中心に地域に根ざした積極的な取組を推進した。 ＜課題と対応＞ 平成28年度までの取組状況等を踏まえて、引き続き、業務における環境配慮の取組を推進する。	
--	--	----	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ－1	予算、収支計画及び資金計画の作成等								
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314					

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	「独立行政法人環境再生保全機構第三期中期計画／別紙」のとおり毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	後添のとおり	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> ・計画予算と実績について「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。	<主要な業務実績> 1. 28 年度計画予算と実績（概略） 法人総計としての収入は、計画額約 580 億円に比し実績額約 567 億円で▲13 億円(▲2.3%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 596 億円で比し実績額約 540 億円で▲57 億円(▲9.5%)となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 収入 計画予算 43,943 百万円 実績 41,042 百万円 差額▲2,901 百万円 収入のうち、納付財源引当金戻入が予算に比し計画を下回ったため▲2,901 百万円となった。	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。	評価	B	<評価に至った理由> 低金利の市場環境を背景とした運用比率や寄付額の影響もあり、収入は計画額を下回っているものの、支出についてはそれを上回る削減を図っている。また、「Ⅱ－2」に示されるとおり、経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度の目標額を上回る効率化・削減が図られている。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。

					支出 計画予算 44,045 百万円 実績 41,105 百万円 差額▲2,941 百万円 支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため▲2,941 百万円となった。 ・石綿健康被害救済業務勘定 収入 計画予算 5,161 百万円 実績 5,211 百万円 差額+50 百万円 収入は、労災との併給調整の結果、支払済の救済給付費の返還分の受入により雑収入等が増加したことにより+50 百万円となった。 支出 計画予算 5,102 百万円 実績 4,185 百万円 差額▲916 百万円 支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったこと等から、▲916 百万円となった。 ・環境研究保全・技術開発勘定 収入 計画予算 177 百万円 実績 177 百万円 差額+0 百万円 支出 計画予算 177 百万円 実績 160 百万円 差額▲17 百万円 支出については、システム開発を翌事業年度に繰り越したこと等により、▲17 百万円となった。 ・基金勘定 収入 計画予算 2,998 百万円 実績 2,821 百万円 差額▲177 百万円 支出 計画予算 4,548 百万円 実績 3,187 百万円		
--	--	--	--	--	---	--	--

				差額▲1,361 百万円 支出については、PCB 廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため、▲1,361 百万円となった。 ・承継勘定 収入 計画予算 5,763 百万円 実績 7,466 百万円 差額＋1,703 百万円 収入は、業務収入の増加により資金調達が不要となり▲600 百万円となった一方で、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)等が計画に比し 2,484 百万円予定を上回ったこと等から、1,703 百万円の増加となった。 支出 計画予算 5,763 百万円 実績 5,352 百万円 差額▲411 百万円 支出については、サービサー委託に伴う債権回収委託費が予定を下回ったこと等から、▲411 百万円となった。		
			・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	2. 運営費交付金債務の発生状況 各勘定の当期の運営費交付金債務残高は下記のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 運営費交付金債務残高 86 百万円 (主な要因) 27 年度末までは業務の効率化による経費の縮減等 (49) 及び人件費の縮減等 (43) 当期は情報セキュリティ強化等のために取崩し (▲7) 今後、情報セキュリティ強化及びシステム開発経費のために、翌期 (72)、翌々期 (14) に収益化予定。 ・環境研究保全・技術開発勘定 運営費交付金債務残高 5 百万円 (主な要因) 当期はシステム開発財源の増 (5)	一般競争入札の徹底等業務運営の効率化等により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。	

				今後、システム開発経費のために、翌期（5）に収益化予定。 ・基金勘定 運営費交付金債務残高 174 百万円 （主な要因） 27 年度末までは業務の効率化による経費の縮減等（148）、人件費の縮減等（39） 当期は情報セキュリティ強化等のために取崩し（▲13） 今後、情報セキュリティ強化及び地球基金運用益減少分の財源補填等のために、翌期（116）、翌々期（58）に収益化予定。 ・承継勘定 運営費交付金債務残高 187 百万円 （主な要因） 27 年度末までは業務の効率化による経費の縮減等（121）、人件費の縮減等（106） 当期はシステム開発経費等のために取崩し（▲40） 今後、情報セキュリティ強化及びシステム開発経費のために、翌期（150）、翌々期（37）に収益化予定。 3．財務の状況 （1）当期総利益 平成 28 年度の総利益は、1,264 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における利息の収支差及び建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入等によるものである。 各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 ▲33 百万円 （主な要因） 業務経理における経費の縮減等（23）及び二種経理において特定賦課金の収益が少なかったこと等による損失（▲56）等 ・石綿健康被害救済業務勘定 一百万円 （主な要因）		
--	--	--	--	--	--	--

					— ・ 環境研究保全・技術開発勘定 12 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等（12） ・ 基金勘定 51 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等（51） ・ 承継勘定 1, 235 百万円 （主な要因） 利息収支差（606）、建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分（428）並びに業務の効率化による経費の縮減等（201） （2）利益剰余金 利益剰余金は、前年度末の 22, 433 百万円に対して、平成 28 年度は、繰越積立金取崩額 29 百万円、当期積立額 1, 264 百万円を計上し、当期末残高は 23, 669 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。 ・ 公害健康被害補償予防業務勘定 637 百万円 ・ 石綿健康被害救済業務勘定 -百万円 ・ 環境研究保全・技術開発勘定 12 百万円 ・ 基金勘定 51 百万円 ・ 承継勘定 22, 970 百万円 （3）金融資産の運用 金融資産の運用については、マイナス金利政策の下、運用先の確保が難しい運用環境であったが、その中で運用の機会を捉えたきめ細かな資金運用に取り組んだ。なお、29 年度以降の機動的かつ有益な運用環境を整備するため、当機構が取得できる有価証券に関する主務大臣の指定について、運用リスクの管理を	資金運用環境がかつてない厳しい状況の中、資金運用比率は大幅に低下することとなったが、将来的な金利変動を見据えた債券の購入など、継続的な運用企画を行い、可能な限り普通預金による保有の抑制	
--	--	--	--	--	--	---	--

					前提に弾力化する措置を手当ていただいた。 ① 普通預金に必要以上の資金を残さないよう、大口定期、譲渡性預金への運用を企図したが、運用先金融機関の厳しい引受姿勢等もあり、大口定期、譲渡性預金への運用割合は前年度に比し、17.79%ポイント減を余儀なくされた。なお引受不調であった分の一部は3～5年程度の中期の債券の購入を行った結果、有価証券等全体の運用割合は微増したものの、資金全体の運用割合は前年度に比し15.42%ポイント減の82.10%となった。 ② 公害健康被害予防基金、地球環境基金は、市場金利が一段と低下する中、事業財源の確保と将来的な金利変動対応の両面を考慮した運用の方向性を整備した上で、償還時期の分散化に資するための中期の債券から事業財源確保のための超長期（20年）などの幅広い年限の債券を購入するなど、多様な運用を行った。 ③ その他の資金のうち、維持管理積立金については積立者に利息を付す観点から、資金の将来推計を踏まえて中長期債券を一部購入するなど、効率的かつ機動的な運用を行った。	に努めた。 ＜課題と対応＞ －	
--	--	--	--	--	--	--------------------------------------	--

4. その他参考情報

平成28年度計画予算

(概 算)

区 分	金額
収入	
国庫交付金	2,202
国庫補助金	44
その他の政府交付金	11,417
国庫内帛補助金	100
長官補給金	162
国庫収入	40,165
委託収入	1
国庫収入	1,102
その他収入	23
計	54,062
支出	
国庫収入	51,241
国庫収入被服費等計費国庫収入	42,452
うち人件費	344
石綿調査費等計費国庫収入	4,165
うち人件費	282
調査費等研究・技術開発費等計費	140
うち人件費	18
調査費等計費	4,317
うち人件費	137
調査費等計費	4,320
うち人件費	138
国庫収入	3
国庫収入等費	5,000
主として	17
一般管理費	891
うち人件費	430
国庫収入	443
計	12,045

[人件費の見直し]

平成28年度 1,067百万円を支出する。

ただし、上記の額は、作業時間等により調査基本額、調査費等、調査費等等に相当する額の費用である。

(注)各項目算と合計額の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

(公費調査費等調査費等調査費)

(単位:百万円)

区 分	調査費等	調査費等	合計金額
収入			
国庫交付金	415	-	415
国庫補助金	44	200	244
その他の政府交付金	7,845	-	7,845
国庫収入	34,737	-	34,737
委託収入	-	700	700
その他収入	1	-	1
計	43,041	900	43,941
支出			
国庫収入	42,774	375	43,149
国庫収入被服費等計費国庫収入	256	382	638
うち人件費	173	132	305
一般管理費	84	-	84
うち人件費	84	-	84
計	43,052	1,013	44,065

(注)各項目算と合計額の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

(石綿調査費等調査費等調査費)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	4,062
国庫収入	1,035
委託収入	5
その他収入	54
計	5,156
支出	
国庫収入	4,062
石綿調査費等計費国庫収入	1,035
うち人件費	5
一般管理費	5
うち人件費	5
計	5,102

(注)各項目算と合計額の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

(庫政保全研究・技術開発費)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	171
計	171
支出	
業務費	
庫政保全研究・技術開発費等	140
うち人件費	19
一般管理費	37
うち人件費	12
計	171

(注)各欄目算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金増減)

(単位:百万円)

区 分	臨時基金 事業	特定基金 事業	経費控除 事業	合計 増減
収入				
運営費交付金	1,014	50	12	1,076
国庫補助金	7,0	-	-	700
基金行楽補助金	-	700	-	700
運用収入	128	-	237	450
その他収入	27	48	-	49
計	1,189	1,200	300	2,689
支出				
業務費				
基金増減費	899	3,032	289	4,211
うち人件費	181	15	7	137
一般管理費	133	50	4	184
うち人件費	69	18	4	78
予備費	149	7	3	154
計	1,140	3,099	300	4,539

(注)各欄目算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承認基金)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
国庫費交付金	997
長期借入金	600
資本金収入	4,413
その他収入	142
計	5,752
支出	
業務費	
承認基金増減費	450
うち人件費	128
借入金等償還	5,060
支払利息	12
一般管理費	114
うち人件費	57
予備費	103
計	5,752

(注)各欄目算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成24年度決算計画

(勘 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	58,098
基本費目	58,098
公害健康被害補償予防費等経費	49,662
石綿健康被害救済費経費	4,759
環境保全研究・技術開発等経費	140
基金経費	4,218
水防費経費	304
一般管理費	1,223
減価償却費	40
整地費経費	5
財政費目	12
収益の部	58,328
基本収益	58,328
国庫交付金収益	1,823
国庫補助金収益	244
その他の国庫交付金収益	8,650
石綿健康被害救済基金繰入金収益	4,287
水防基金繰入金収益等	3,010
受託収入	5
異動収入	24,628
運用収入	1,111
その他の収益	56
財政収支	422
純利益	37
前年度繰越利益剰余金繰入	184
純利益	421

注1各勘計事に会計上の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防費等勘計)

(単位:百万円)

区 分	国庫事業	予防事業	合計金額
費用の部	62,570	1,034	63,604
基本費用	62,570	1,034	63,604
公害健康被害補償予防費経費	62,178	301	62,479
水防費経費	4,173	-	4,173
一般管理費	-	80	80
減価償却費	124	135	259
減価償却費	17	2	19
収益の部	62,800	304	63,104
国庫交付金収益	62,528	204	62,732
国庫補助金収益	234	-	234
その他の国庫交付金収益	44	200	244
その他の国庫交付金収益	7,818	-	7,818
受託収入	34,787	-	34,787
異動収入	9	4	13
運用収入	-	103	103
財政収支	1	0	1
純利益(△経損失)	△ 5	△ 126	△ 131
前年度繰越利益剰余金繰入	2	11	13
純利益(△経損失)	△ 3	△ 115	△ 118

注2各勘計事に会計上の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済基金勘計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,101
基本費目	5,101
石綿健康被害救済基金経費	4,789
受託収入	-
一般管理費	312
減価償却費	1
収益の部	5,109
基本収益	5,109
石綿健康被害救済基金繰入金収益	4,287
受託収入	5
その他の国庫交付金収益	815
異動収入	7
純利益	8
当年度	8

注3各勘計事に会計上の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全費・技術開発費)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	177
基本費	177
環境保全費・技術開発基本費	149
経費留保	28
収益の部	177
経費収益	177
運営費交付金収益	177
純利益	-
総利益	-

(注)各欄目累計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	環境基金 高野	PCB基金 事業	経済産業 事業	合計 金額
費用の部	1,225	2,031	308	4,564
基本費	1,225	2,031	308	4,564
基金運用費	583	2,522	298	4,215
地球環境基金運用費	595	-	-	595
水循環化フェニル環境基金運用費	-	2,522	-	2,522
地球環境基金運用費	-	-	298	298
一般管理費	183	23	5	184
地区活性化費	4	8	2	9
収益の部	1,225	2,031	308	4,564
経費収益	1,225	2,031	308	4,564
運営費交付金収益	1,225	2,031	308	4,564
水循環化フェニル環境基金交付金収益	-	2,031	-	2,031
地球環境基金運用収益	173	-	-	173
地球環境基金運用収益	-	-	298	298
一般管理費	2	-	-	2
地区活性化費	4	8	2	9
純利益	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-

(注)各欄目累計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承認勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,540
基本費	4,540
承認業務費	3,974
経費留保	47
地区活性化費	8
経費留保	2
収益の部	4,793
経費収益	4,793
運営費交付金収益	471
事業費返還元金収入	3,917
承認業務費収入	8
財政収益	21
雑益	30
純利益	412
総利益	412

(注)各欄目累計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度歳入計画

： 額 目 ：

(単位：百万円)	
区 分	金 額
歳入支出	330,712
受益者等による支出	54,899
受益者等による支出	268,714
財政活動による支出	1,025
翌年度への繰越金	3,629
歳入収入	330,712
受益者等による収入	8,709
受益者等による収入	2,823
国庫補助金収入	444
その他の国庫交付金収入	18,877
国庫補助金収入	800
国庫収入	28,829
国庫収入	2,002
その他の収入	7,914
国庫補助金による収入	268,817
財政活動による収入	811
前年度からの繰越金	1,821

(注)各欄横計と合計額の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

： 公営施設運営費等予防率決定：

(単位：百万円)

区 分	施設事業	予防率	合計金額
歳入支出	73,070	15,613	88,683
受益者等による支出	42,064	1,078	43,142
受益者等による支出	28,129	14,535	42,664
財政活動による支出	2	-	2
翌年度への繰越金	1,843	150	1,993
歳入収入	73,070	15,613	88,683
受益者等による収入	39,500	982	40,482
受益者等による収入	320	-	320
国庫補助金収入	44	250	294
その他の国庫交付金収入	7,015	-	7,015
国庫収入	21,111	-	21,111
国庫収入	1	782	783
国庫収入による収入	15,459	4,822	19,281
前年度からの繰越金	318	128	446

(注)各欄横計と合計額の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

： 石綿等環境改善事業協賛：

(単位：百万円)

区 分	金 額
歳入支出	84,115
受益者等による支出	5,152
受益者等による支出	78,459
翌年度への繰越金	604
歳入収入	84,115
受益者等による収入	5,152
その他の国庫交付金収入	4,062
地方公共団体等補助金収入	7,036
その他の収入	89
国庫補助金による収入	68,400
前年度からの繰越金	114

(注)各欄横計と合計額の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

(活動費を研究・教育に使用状況)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	177
学術活動による支出	177
資金収入	177
研究活動による収入	177
学術研究交付金収入	177

(注)各欄現原と会計帳の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

(基金活動)

(単位:百万円)

区 分	総務費金	PCB基金	地産地消	合計
	事業	事業	事業	金額
資金支出	5,228	42,100	114,735	162,063
業務活動による支出	1,016	3,957	1,423	6,406
投資活動による支出	4,112	38,143	113,312	155,567
財務活動による支出	-	-	-	-
前年度への繰越金	100	240	202	542
資金収入	5,228	42,100	114,735	162,063
業務活動による収入	1,022	4,494	5,110	10,626
運営費交付金収入	340	45	20	405
国庫補助金収入	-	0	0	0
普通国庫補助金収入	-	0	0	0
国庫収入	173	40	277	490
その他の収入	0	-	7,612	7,612
投資活動による収入	1,435	41,400	108,100	150,935
財務活動による収入	11	-	-	11
前年度からの繰越金	100	240	202	542

(注)各欄現原と会計帳の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

(本専攻費)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,782
業務活動による支出	123
投資活動による支出	543
財務活動による支出	5,600
前年度への繰越金	100
資金収入	5,782
業務活動による収入	4,804
運営費交付金収入	411
国庫収入	4,854
その他の収入	300
投資活動による収入	77
財務活動による収入	300
前年度からの繰越金	100

(注)各欄現原と会計帳の数字は、四捨五入の誤差で一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ－2		承継業務に係る債権・債務の適切な処理							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	正常債権以外の債権残高（計画値）	最終年度に 100 億円以下 (期間中に▲120 億円以上を圧縮)	約 220 億円	196 億円 (対前年度 ▲24 億円)	150 億円 (対前年度 ▲17 億円)	133 億円 (対前年度 ▲17 億円)	116 億円 (対前年度 ▲17 億円)	100 億円以下 (対前年度 ▲16 億円)	最終年度の達成目標を踏まえつつ、平成 26 年度の実績を反映し、平成 27 年度以降の計画値を設定。
	正常債権以外の債権残高（実績値及び中期期間中累計値）			167 億円 (対前年度▲51 億円、累計値 51 億円)	115 億円 (対前年度▲53 億円、累計値 104 億円)	88 億円 (対前年度▲26 億円、累計値 130 億円)			
	達成度 (圧縮額累計／中期目標値＝120 億円)			42.5%	86.7%	108.3%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を 100 億円以下にすることを目標とす	(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要がある。 平成 26 年度期	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 100 億円以下に圧縮するために、 ①約定弁済先の管理強化 ②返済懲憑 ③厳正な法的処理	<主な定量的指標> 「正常債権以外の債権」を最終年度に 100 億円以下に圧縮する。 <その他の指標> － <評価の視点> 正常債権以外の債権残高の圧縮状況	<主要な業務実績> 1. 「正常債権以外の債権」の圧縮のための取組 (1) 正常債権以外の債権については、経営状況に常に目を配り、再約定した弁済計画が確実に履行されることを注視し、確実な回収を図る。 (2) 今後、業況の回復等が見込める債務者等に対し、他金融機関からの借換による機構債権の全部又は一部繰上償還を懲憑し、回収につなげる。 (3) 業況の低迷等により、今後の回収が困難と認められる債務者等に対し、民事再生法や特定調停等、一定の整理を促し、債務者等から再生計画等の提出があった場合は、その	<評定と根拠> 自己評定：S 評定理由： 平成 26 年度期首において約 220 億円の正常債権以外の債権の残高を中期計画期間中に 100 億円以下とする目標を、以下により達成したため、自己評定を S とした。 ● 平成 28 年度は、約定弁済に加え、保有資産の売却懲憑による回収、他金融機関借換等に伴う回収、法的	評定	A	<評定に至った理由> 承継業務に係る債権管理については、正常債権以外の債権について、中期目標に定めている圧縮目標（残高 100 億円以下）を見据えた各年度の圧縮目標額（平成 28 年度:17 億円）に対し、保有資産の売却懲憑や他金融機関借り換えによる回収等により、総額 26.4 億円を圧縮した（達成率 155.3%超）。 また、これにより正常債権以外の債権の年度末残高は 88 億円となり、中期目標に定めている目標を 2 年前倒して達成した。 なお、回収にあたっては、回収困難先のきめ細かい現況調査や財務分析等を行うとともに、私的再生や法的手続による回収も実施

	る。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。 また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービスを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。 なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。	首において約220億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に100億円以下に圧縮することを目指す。 なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。 上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。 ① 約定弁済先の管理強化 正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務	④迅速な償却処理 に積極的に取り組む。 特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化に当たっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、決算書を徴取後速やかに分析するなどし、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。 また、②の返済態勢に当たっては、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。 さらに、平成28		内容を厳しく精査の上、回収の極大化に努める。 （4）債権の保全と確実な回収を図るために必要な場合は、訴訟、競売等の法的処理を進める。なお、法的処理は、平成27年度から係属していた7件（仮差押1件、差押1件、訴訟2件、仮処分3件）のうち、訴訟1件、仮処分1件が終結。新たに5件（競売2件、仮差押1件、訴訟1件、破産申立1件）を実施した。 （5）上記の取組の結果、当年度は正常債権以外の債権を23億円回収するとともに4億円の償却を行い、合計で26億円圧縮した。	再生・私的再生の活用による回収などにより総額26.4億円を圧縮し、年度末現在の残高は88億円となった。（年度目標▲17億円に対しての達成度は155.3%） ● 正常債権以外の債権の回収にあたっては、財務データのポイント化・可視化を実現し、債務者個々の問題点の把握を十二分に行った上で、新たに採用した専門調査員等により、回収困難先の財務分析や現況調査等をきめ細かく行い、債務者の実情に応じた回収に努めた。 ● 具体的には、私的再生の活用の一環として再生支援協議会等との連携を行い、年度末までに4件について回収の目処をつけたほか、機構として回収に対する強い姿勢を示す必要がある場面では、債権者破産等の法的手続きによる回収を実施した。 ● 財務面でも、これまでの回収により環境再生保全機構債券を償還・完済したほか、年度目標以上の債権の圧縮の状況等に鑑み、事業管理部の縮小の一環として、財務資金課を債権管理課に統合するなど、中期計画の目標である承継業務の実施体制の見直しを進めた。 ● 以上の結果、中期計画期間中の圧縮目標値である▲120億円に対しての達	している。 なお、業務実施体制の見直しについては、債権残高の減少を踏まえ、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、3課体制から2課体制へと見直した。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	---	--	---	--	---

		収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。 ② 返済態勢 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。 ③ 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。 ④ 償却処理 形式破綻、ある	年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。 返済確実性の見込めない債権は、サービサーを効果・効率的に活用し、回収強化を図る。 なお、債権残高に占める割合の増加が今後見込まれる回収困難事案について、分析の上、対処方針を検討する。 また、機構債券を本年度中に完済し、借入金について、本中期目標期間中に完済をすることとする。 なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の		成度は 108.3%となり、3年間で目標を達成した。 ＜課題と対応＞ 今後は、回収困難案件が残るほか、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生防止、回収額の増額に努めることとする。	
--	--	---	--	--	---	--

		いは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。 （２）サービスの活用と借入金等の完済返済確実性の見込めない債権は、サービスを積極的に活用し、回収強化を図る。 また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。 なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。	金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。				
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－3	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	短期借入金の限度額	10,000 百万円	18,600 百万円	5,500 百万円	2,200 百万円	－			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。	平成 28 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ ・短期借入金の借入状況 平成 28 年度は借入れを行わなかった。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、平成 28 年度は短期借入を行わなかったことを踏まえ、上記のとおり、自己評定を「B」とした。 ＜課題と対応＞ －	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 短期借入は行わずに、計画的な資金管理を実施している。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
IV－1	職員の人事に関する計画								
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー				平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度（目標） （暫定値）	2 8 年度 （当初計画値）	2 9 年度	3 0 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	政府機関等主催の外部研修の活用（講座数）	－	20 講座 （平成 25 年度実績）	24 講座	37 講座 （当初計画：28 講座）	46 講座 （当初計画：39 講座）			
	政府機関等主催の外部研修の活用（参加者数）	－	25 名 （平成 25 年度実績）	37 名	65 名 （当初計画：40 名）	64 名 （当初計画：42 名）			
	階層別研修の実施・参加（講座数）	－	4 講座 （平成 25 年度実績）	8 講座	10 講座 （当初計画：11 講座）	7 講座 （当初計画：9 講座）			
	階層別研修の実施・参加（参加者数）	－	36 名 （平成 25 年度実績）	76 名	123 名 （当初計画：80 名）	67 名 （当初計画：62 名）			
	業務専門性研修の実施（講座数）		88 講座 （年度当初計画講座数）	－	89 講座 （当初計画：88 講座）	83 講座 （当初計画：92 講座）			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 （平成 28 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとするこ			＜主な定量的指標＞ ・政府機関等主催の外部研修の活用状況（講座数、参加者数） ・階層別研修の実施状況（講座数、参加者数） ・業務専門性研修の実施状況（講座数）	＜主要な業務実績＞ －	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 研修計画については、「業務専門性研修」に育成目標を設定する等、計画策定の段階で研修効果の高度化を図り、実績としても研修計画に基づき 100 講座(受講者数延べ 1876 人)を実施している。 人事評価制度については、「目指すべき職員像」等の到達点を明確化や、課題を発見し取り組む職員等を評価する仕組みを取り入れる等、人事評価制度を改善するとともに、その

	と。 また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。	（１）第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。 （２）質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。	（１）当中期計画中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、債権残高等の業務の状況等を踏まえつつ、円滑な業務実施体制を確保しながら、他部門への統合を含めた縮減等を検討する。 （２）職員によるより質の高いサービスの提供を行うことができるよう、平成27年度に実施した階層・部門ごとの能力・スキル明確化についての検討結果を踏まえ、研修計画に反映させ、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。 なお、政府機関等主催の外部研修の活用及び階層別研修の実施においては、講座数及び参加者数とも前中期計画の最終年度の	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。	（１）債権管理回収業務に係る組織体制の見直し等 債権残高を着実に減少させている債権管理回収業務の現況等を踏まえて、次のとおり組織体制の見直しを実施した。 ①債権管理回収業務を所掌する事業管理部において、財務資金課を債権管理課に統合し、3課体制を2課体制へと縮減した（4月）。 ②事業管理部について、更なる縮減・統合の検討を行い、平成29年度中に経理部に統合する計画を策定した。 （２）各種研修の実施等 管理職をはじめとする各階層の能力向上に向けた研修については、3か年の研修計画を踏まえて、研修運営に係るPDCAサイクル明確化等の改善を行うとともに、研修計画に基づく各階層・部門ごとの各種研修を着実に実施することにより職員の育成を図った。 ①研修運営に係るPDCAサイクル等の明確化 ア．PDCAサイクル等の明確化 当年度における研修計画策定から次年度に向けた検討に至るまでのPDCAサイクルを明確化するとともに、人事意向調査や人事評価制度等との関係性を整理することにより、研修内容等について継続的に高度化を図る仕組みを構築した。 イ．研修目的等の明確化による研修効果向上に向けた取組 （ア）組織全体の研修体系について 当機構として定める「目指すべき職員像」（「職員行動指針」を実践する環境施策のエキスパート職員）の実現のため、それぞれの研修がどのような位置づけであるかを明確化し、受講する職員に対して意識付けを行うことで、研修効果の更なる向上	● 債権管理回収業務に係る組織体制の見直しについては、同業務を所掌する事業管理部において、平成28年4月に財務資金課を債権管理課に統合し、3課体制を2課体制へと縮減した。 また、同部については更なる縮減・統合の検討を行い、平成29年度中に経理部に統合する計画を策定した。 ● 階層別研修を含む各種研修については、3か年の「ERCA研修計画」を策定し、研修運営に係るPDCAサイクル等をより一層明確化するとともに、研修計画に基づき着実に研修を実施し、職員の育成に取り組んだ。	結果を定期昇給や賞与(業績手当)に反映させている。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	---	--	---	--

			実績を上回るよう努め、また、業務専門性研修の実施においては、当初計画講座数を上回るよう努める。		を図った。 (イ) 各事業部門が実施する業務専門性研修について 各事業部門における業務専門性研修計画の策定時に、育成目標（当該研修等を通じて実現したい職員像、取得すべき業務知識・スキル等）を明らかにし、当該職員像等への到達如何について効果測定を行うことで、研修のPDCAサイクルをより実効性のあるものとした。 なお、本取組については、平成 28 年度中に策定した平成 29 年度研修計画から適用した。 ②E R C A研修計画に基づく研修の実施 総務部が実施する「階層別研修」等と各事業部門が実施する「業務専門性研修」を 2 本の柱とする「E R C A研修計画」に基づき研修を実施し、平成 28 年度は、100 講座を延べ 1,876 人が受講した。 ア. 階層別研修 7 講座を延べ 67 名が受講し、職位ごとのスキルアップを図った。 なお、平成 28 年度においては新たに「3 等級PDCA研修」を開始し、次期管理職候補職員（課長代理 8 名、主任専門役 3 名）のマネジメント能力向上等を図った。 イ. 業務専門性研修 83 講座を延べ 838 名が受講し、各部門の業務遂行に必要な専門スキルを向上させた。 ウ. 環境専門性研修 環境省環境調査研修所が主催する研修に職員 12 名が参加し、環境行政に関する知識を習得するとともに、環境省や地方公共団体等において行政実務に携わる職員等との意見交換及び情報交換を行った。 また、環境省主催の環境問題史実地調査	
--	--	--	--	--	---	--

					研修（西淀川コース）に職員4名が参加し、かつて公害が発生した現場の訪問や患者の方との対話等を通じて、公害の歴史や現状等への理解を深めた。 エ. その他の研修 主な研修は、次のとおり。 ・メンタルヘルス研修（8～9月、177名参加） ・内部統制研修（9月、164名参加） ・指導役（OJT）研修（9月、24名参加） ・コンプライアンス研修（1～2月、162名参加） オ. 自主的研修（資格取得支援策） 業務上必要なスキルの習得のため、4分野（簿記、メンタルヘルス・マネジメント検定、ITパスポート、医療事務）の資格取得支援を実施し、職員のスキル向上を促進した。 ③人材交流 引き続き、環境省等への実務研修生や出向者の派遣により、環境行政実務に精通した人材を育成した。 （3）人事評価制度の適正運営等 平成27年度の検討結果を踏まえて、平成28年度から新たな人事評価制度に移行したところであり、次のとおり、人事評価制度の目的である職員の育成及び士気向上に組織全体として取り組んだ。 ①新たな人事評価制度の概略 「能力・スキル評価」について、当機構の「経営理念」、「経営方針」、「職員行動指針」等を踏まえて、当機構職員として「目指すべき職員像」、職位ごとに「期待される役割」等を明確化し、目標設定、評価及びフォローアップを行う仕組みとした。 また、「業務評価」については、従来の担当業務における目標管理等の仕組みに加えて、		● 人事評価制度については、前年度までの検討結果を踏まえ、「目指すべき職員像」等を明示し、職員の成長により重点を置いた新たな制度に移行した。導入に当たり職員向け説明会等を実施するとともに、併せて導入した「指導役」の仕組みを含めて円滑かつ適正な制度運用に努め、当機構の人事評価制度の目的である職員の育成及び士気向上に組織全体として取り組んだ。また、平成27年度評価結果につ
--	--	--	--	--	--	--	--

		高い組織運営に努める。 評価制度の運用開始に当たっては、評価者及び被評価者に対する研修を十分に行い、評価制度の趣旨、内容、方法及び給与等への反映の仕組みを共有し、評価制度への適正な認識を促すとともに、透明性の確保を図る。 また、新たに導入する指導役制度により、採用や人事異動等により配属される職員等の各部門における業務スキルの習得を促し、業務の修得と習熟を支えるとともに、部門内の教育に対する責任と指導役を担う職員自らの自己研鑽の意識の育成・向上を図る。 さらに、評価に係る面談として、期初、期中及び期末に加え評価結果のフィードバック面談を明確化し、評価に対する納得感の向上と評価	課ごとに「業務スキルマップ」を作成し、初めて各部門に配属された職員の業務遂行を念頭に、必要な知識・ノウハウの習得時期を目安として明示することで、日常的な指導や研修等においても活用することとした。 上記「能力・スキル評価」及び「業務評価」において、課題を自ら発見し、積極的に取り組む職員等を評価する仕組みとすることで、職員の士気向上に一層資する評価制度とした。 ②新たな人事評価制度の導入及び定着のための取組 職員全員が、新たな人事評価制度の趣旨・目的、手続等を十分理解した上で、年間を通じて取り組むことができるよう、職員に対する説明会や人事評価研修など、導入及び定着のための取組を実施した。 ③指導役制度の導入 新たな人事評価制度においては「指導役」の仕組みを導入し、導入初年度である平成 28 年度は 35 歳未満の係員級職員を指導対象とした。 指導役職員は、指導対象者の日常の業務指導だけでなく、人事評価における期初目標設定、中間評価及び期末評価にも関与し、指導対象者（被評価者）と評価者との間に立ち、能力・スキルの開発及び発揮についても助言・指導を行うものとして、指導役制度を通じた効果的な人材育成を図った。 また、指導役職員の O J T スキル向上を目的として、O J T の方法論や留意点を学ぶための指導役研修（9 月、24 名受講）を実施した。 なお、新たな人事評価制度においては、職位ごとの「期待される役割」を受けて、具体的な評価項目として「指導力」、「上司・部下・同僚支援力」等の項目を設定しており、人材育成に寄与した職員を職位ごとに適正に評価する仕組みとしている。	いて、定期昇給等に適正に反映した。	
--	--	--	---	--------------------------	--

		者による育成への 責任意識の醸成・向上を図る。 これら新たな人事評価制度の適正な運用と計画的な研修により、効果的な人材育成を目指す。 (4) 人員に関する指標 管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。 (参考) 期初の常勤職員数 140 人 期末の常勤職員数の見込み 148 人	者による育成への 責任意識の醸成・向上を図る。 これら新たな人事評価制度の適正な運用と計画的な研修により、効果的な人材育成を目指す。 (4) 人員に関する指標 (参考) 第3期中期計画期間の期初常勤職員数 140 人 第3期中期計画期間の期末の常勤職員数の見込み 148 人	④評価結果の反映 平成 27 年度の人事評価結果について、平成 28 年度定期昇給及び 6 月期賞与の業績手当に適正に反映した。		＜課題と対応＞ 平成 28 年度までの取組状況等を踏まえて、引き続き、組織体制の見直し、各種研修の実施、人事評価制度の適正な運用等に取り組む。
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
—		第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固	前中期目標期間から繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用に充てることとする。	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 公害健康被害予防事業の財源 24, 259 千円及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 4, 586 千円を取り崩した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 公害健康被害予防事業の財源及び前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取崩し、適正な期間損益を計上した。 ＜課題と対応＞ —	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 積立金の処分に関しては、計画に基づいた適正な処理を実施している。	
							＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

		定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。					
--	--	---------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅳ－3		その他当該中期目標を達成するために必要な事項							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		平成 29 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 28 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	－	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> 中期計画期間を超える債務負担の必要性	<主要な業務実績> 28 年度は以下にかかる調達（予定価格 100 万円以上）について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。 ・「事務所の賃貸借契約」（契約期間：平成 28 年 8 月～平成 32 年 3 月） ・「放射線画像等読影環境の整備に係る機器調達」（契約期間：平成 28 年 8 月～平成 33 年 10 月） ・「新事務所における電話交換機、電話機端末等の新規導入及び保守業務（導入業務）」（契約期間：平成 28 年 8 月～平成 33 年 9 月） ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（28 年度 9 月派遣開始分）」（契約期間：平成 28 年 8 月～平成 31 年 8 月） ・「建設譲渡・貸付 債権管理システム再構築及び運用保守業務」（契約期間：平成 28 年 10 月～平成 33 年 3 月）	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行った。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標期間を超える債務負担については、必要性が認められる案件に限り実施している。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

					・「複合機の賃貸借及び運用・保守業務」 (契約期間：平成 28 年 10 月～平成 32 年 11 月) ・「住民基本台帳ネットワークシステムに係るハードウェア等調達及び運用保守業務」 (契約期間：平成 28 年 11 月～平成 32 年 11 月) ・「Pay-easy（ペイジー）収納サービスの利用による汚染負荷量賦課金の収納事務に関する業務（収納機関共同利用センター）」 (契約期間:平成 28 年 11 月～平成 34 年 3 月) ・「シンクライアント及び接続先 PC の導入及び運用保守業務」 (契約期間:平成 28 年 12 月～平成 32 年 2 月) ・「汚染負荷量賦課金申告・納付書専用ドットインパクトプリンタの調達」 (契約期間:平成 28 年 12 月～平成 34 年 2 月) ・「汚染負荷量賦課金徴収・審査システムサーバ機器等の更新及び保守・改修・運用支援業務」 (契約期間：平成 29 年 2 月～平成 33 年 9 月) ・「ビデオ会議システム導入及び保守業務」 (契約期間：平成 29 年 3 月～平成 34 年 3 月)		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報